

平成26年度

有価証券報告書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

- 1 本書は金融商品取引法第24条の第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、監査報告書及び内部統制監査報告書、内部統制報告書並びに確認書を末尾に綴じ込んでいます。

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 販売、仕入及び受注の状況	16
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	24
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	91
3. 配当政策	93
4. 株価の推移	93
5. 役員の状況	94
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	99
第5 経理の状況	116
1. 連結財務諸表等	117
2. 財務諸表等	219
第6 提出会社の株式事務の概要	237
第7 提出会社の参考情報	238
1. 提出会社の親会社等の情報	238
2. その他の参考情報	238
第二部 提出会社の保証会社等の情報	240
(添付) 監査報告書及び内部統制監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月19日

【事業年度】 平成26年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 三菱商事株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 小林 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03)3210-2121 (受付案内台)

【事務連絡者氏名】 主計部 予・決算管理チーム 小川 肇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03)3210-2121 (受付案内台)

【事務連絡者氏名】 主計部 予・決算管理チーム 小川 肇

【縦覧に供する場所】 関西支社
(大阪市北区梅田二丁目2番22号)
中部支社
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		国際会計基準			
		移行日	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算年月		平成24年 4月1日	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
収益	百万円	—	6,009,887	7,635,168	7,669,489
売上総利益	〃	—	1,054,933	1,186,005	1,209,894
当期純利益(当社の所有者に帰属)	〃	—	323,457	361,359	400,574
当期包括利益(当社の所有者に帰属)	〃	—	837,853	643,850	686,900
当社の所有者に帰属する持分	〃	3,773,471	4,517,107	5,067,666	5,570,477
総資産額	〃	13,167,750	15,064,738	15,901,125	16,774,366
1株当たり当社所有者帰属持分	円	2,292.27	2,742.36	3,074.03	3,437.75
基本的1株当たり当期純利益(当社の所有者に帰属)	〃	—	196.45	219.30	246.39
希薄化後1株当たり当期純利益(当社の所有者に帰属)	〃	—	196.02	218.80	245.83
当社所有者帰属持分比率	%	28.7	30.0	31.9	33.2
当社所有者帰属持分当期純利益率	〃	—	7.8	7.5	7.5
株価収益率	倍	—	8.87	8.74	9.82
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	453,327	381,576	798,264
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	—	△791,026	△300,502	△154,852
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	—	388,366	△118,845	△305,334
現金及び現金同等物の期末残高	〃	1,254,972	1,345,920	1,332,036	1,725,189
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	63,058 (19,734)	65,975 (17,916)	68,383 (17,807)	71,994 (18,054)

(注) 1. 当社は、平成25年度より国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して連結財務諸表を作成しています。

2. 当社の所有者に帰属する持分は、非支配持分を除く当社の所有者に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり当社所有者帰属持分及び当社所有者帰属持分比率は、当該金額にてそれぞれ計算しています。

回次		米国会計基準			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
収益	百万円	5,206,873	5,565,832	5,968,774	7,589,255
売上総利益	〃	1,149,902	1,127,860	1,029,657	1,160,141
法人税等及び持分法による投資損益前利益	〃	530,105	454,708	337,206	432,233
当社株主に帰属する当期純利益	〃	464,543	452,344	360,028	444,793
当社株主に帰属する包括損益	〃	381,854	383,645	765,379	687,939
株主資本	〃	3,233,342	3,507,818	4,179,698	4,774,244
総資産額	〃	11,272,775	12,588,320	14,410,665	15,291,699
1株当たり株主資本	円	1,966.66	2,130.89	2,537.52	2,896.04
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	〃	282.62	274.91	218.66	269.93
潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	〃	281.87	274.30	218.18	269.31
株主資本比率	%	28.7	27.9	29.0	31.2
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率	〃	15.1	13.4	9.4	9.9
株価収益率	倍	8.19	6.96	7.97	7.10
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	331,204	550,694	403,313	258,142
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△262,601	△1,100,913	△752,477	△182,689
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	76,749	599,059	401,687	△122,131
現金及び現金同等物の期末残高	〃	1,208,742	1,252,951	1,345,755	1,322,964
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	58,470 (19,024)	63,058 (19,734)	65,975 (17,916)	68,383 (17,807)

(注) 1. 米国において一般に公正妥当と認められている会計基準(以下、米国会計基準)に基づく平成25年度の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

2. 平成23年度において、株式の追加取得により新たに持分法適用の対象となった関連会社について、過年度に遡及して持分法を適用した場合の影響を反映すべく、平成22年度の連結経営指標等に記載の一部項目につき遡及的に調整しています。

平成24年度において、株主間協定書を締結したことにより、当社が重要な影響力を行使しうることとなったため、新たに持分法適用の対象となった関連会社について、過年度に遡及して持分法を適用した場合の影響を反映すべく、平成23年度の連結経営指標等に記載の一部項目につき遡及的に調整しています。

なお、連結経営指標等に記載の株価収益率については、遡及的な調整をしていませんが、遡及的に調整した場合の過年度の株価収益率は以下のとおりです。

平成22年度：8.17倍、平成23年度：6.98倍。

3. 株主資本は、非支配持分を除く当社株主に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高	百万円	6,314,537	7,179,922	7,420,781	7,355,181	7,013,434
経常利益	〃	295,724	361,110	328,467	474,166	284,772
当期純利益	〃	264,372	321,296	318,551	416,686	289,744
資本金	〃	203,598	204,446	204,446	204,446	204,446
(発行済株式総数)	(千株)	(1,697,268)	(1,653,506)	(1,653,506)	(1,653,506)	(1,624,037)
純資産額	百万円	1,818,093	2,029,150	2,292,559	2,518,119	2,690,523
総資産額	〃	6,441,989	7,295,942	8,114,710	7,962,764	8,249,804
1株当たり純資産額	円	1,102.09	1,228.80	1,387.99	1,523.80	1,656.69
1株当たり配当額	〃	65.00	65.00	55.00	68.00	70.00
(内1株当たり 中間配当額)	(〃)	(26.00)	(32.00)	(25.00)	(30.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益	〃	160.82	195.24	193.44	252.86	178.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	160.39	194.80	193.02	252.28	177.81
自己資本比率	%	28.1	27.7	28.2	31.6	32.5
自己資本利益率	〃	15.3	16.8	14.8	17.4	11.2
株価収益率	倍	14.36	9.83	9.01	7.58	13.58
配当性向	%	40.4	33.3	28.4	26.9	39.3
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	人	5,665 (793)	5,796 (763)	5,815 (732)	5,651 (688)	5,637 (660)

- (注) 1. 当社が代理人として行う営業取引について、従来は取扱高を含む総額を売上高に計上していましたが、平成26年度より手数料のみを売上高に計上する方法に変更したことに伴い、平成25年度以前の売上高は遡及適用後の数値を記載しています。
2. 平成23年度において、事業活動の実態をより適切に表すために、当社の損益計算書の表示方法を変更しています。これに伴い、平成22年度の経常利益につき組替再表示しています。
3. 当社の従業員数は、「5. 従業員の状況」における当社の就業人員数を記載しています。

2 【沿革】

〔設立の経緯〕

(旧)三菱商事(株)は、大正7年、三菱合資会社の営業部門が分離して発足したが、昭和22年7月連合最高司令官により解散の指令を受け、同年11月解散し清算手続に入った(同社は昭和62年11月清算終了)。

その後、清算事務の長期化が避けられない見通しとなったため、この対策として第二会社の設立が認められ、(旧)三菱商事(株)が発起人となり、同社から特定の債権債務を継承して処理しつつ新たな営業活動を行う第二会社として光和実業株式会社の商号で設立された。

設立以降の沿革は以下のとおり。

昭和25年 4月1日 (設立)	光和実業株式会社の商号で設立(資本金3千万円、事業目的は不動産の賃貸業、倉庫業、運送取扱業、保険代理業)
昭和27年 8月	財閥商号に関する法令に基づき、商号を三菱商事株式会社に変更
昭和29年 6月 昭和29年 7月1日 (創立)	東京証券取引所に株式を上場(昭和36年に名古屋、平成元年にロンドン各証券取引所に株式を上場) (旧)三菱商事(株)の解散後、同社を退社した役職員が設立した多数の新会社が合併・統合を繰り返したが、代表的なものとして発展した不二商事(株)、東京貿易(株)及び東西交易(株)の3社を吸収合併し、総合商社として新発足 資本金6億5千万円、事業目的に各種物品の売買業・輸出入業等を追加
昭和43年10月	合併各社の支店・現地法人も統合・新発足(合併と同時に米国三菱商事会社を設立、その後、独国三菱商事会社(昭和30年)、オーストラリア三菱商事会社(昭和33年)、香港三菱商事会社(昭和48年)、英国三菱商事会社(昭和63年、現 欧州三菱商事会社)、上海商菱貿易有限公司(平成4年、現 三菱商事(上海)有限公司)、北米三菱商事会社(平成24年)等の現地法人を設立)
昭和43年11月	営業部門を商品本部制に移行(現在では地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、及び生活産業の各グループ、並びにビジネスサービス部門に再編)
昭和43年11月	ブルネイLNG(LNG製造会社)への投資決定
昭和43年12月	オーストラリアにMITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD(金属資源事業会社)を設立(平成13年6月にオーストラリア原料炭事業権益を追加取得し、BHP Billiton Mitsubishi Allianceを設立)
昭和46年 6月	(株)北洋商会(加工食品卸売会社、現 三菱食品(株)、東京証券取引所市場第一部)の増資を引き受け、同社を子会社化
昭和48年 4月	英文社名としてMitsubishi Corporation(又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited)を採用
昭和49年11月	メキシコのExportadora de Sal, S.A. de C.V.(製塩会社)を買収
昭和56年 5月	タイにTRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED(いすゞ車輸入総販売代理店)を設立
昭和63年 7月	サウディ石油化学合弁基本契約調印
平成元年 1月	チリのエスコンディエーダ銅鉱山開発プロジェクト開始
平成 4年12月	英国の大手食品輸入販売会社(現 Princes Ltd.)を買収
平成12年 2月	サハリン沖原油・LNG開発プロジェクトに参画
平成13年 6月	(株)ローソンに出資
平成13年 7月	執行役員制度を導入
平成13年10月	取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会(現 ガバナンス・報酬委員会)を設置
平成15年 1月	取締役会の諮問機関として国際諮問委員会を設置
平成18年 5月	日商岩井(株)(現 双日(株))と共同新設分割にて(株)メタルワン(鉄鋼製品事業会社)を設立
平成19年 6月	本店移転(登記上の本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目6番3号から東京都千代田区丸の内二丁目3番1号に変更)
平成25年 2月	米久(株)(食肉類及び加工食品の製造・販売会社、東京証券取引所市場第一部)を子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合社長の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社(子会社 398社、関連会社等 216社)により推進しています。

セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社は以下のとおりです。

	取扱商品又はサービスの内容	主要な子会社	主要な関連会社等
地球環境・インフラ事業	新エネルギー、電力、水、交通、プラント、エンジニアリング 他	三菱商事マシナリ DIAMOND GENERATING ASIA DIAMOND GENERATING CORPORATION DIAMOND GENERATING EUROPE DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION	千代田化工建設 GUARA NORTE
新産業金融事業	アセットマネジメント、パイアウト投資、リース、不動産(開発・金融)、物流 他	MCアビエーション・パートナーズ 三菱商事都市開発 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 三菱商事ロジスティクス DIAMOND REALTY INVESTMENTS	三菱オートリース・ホールディング 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES DIAMOND GAS NETHERLAND DIAMOND GAS SAKHALIN PETRO-DIAMOND INC.	BRUNEI LNG JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) MI BERAU
金属	鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石、非鉄金属地金・原料、非鉄金属製品 他	ジエコ 三菱商事RtMジャパン メタルワン MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	ANGLO AMERICAN SUR. COMPANIA MINERA DEL PACIFICO IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	産業機械、船舶・宇宙、自動車 他	レンタルのニッケン DIAMOND STAR SHIPPING DIPO STAR FINANCE ISUZU UTE AUSTRALIA THE COLT CAR COMPANY TRI PETCH ISUZU SALES	FF SHEFFE GUARA MV23 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、合成繊維原料、肥料、機能化学品、合成樹脂原料・製品、食品・飼料添加物、医薬・農薬、電子材料 他	エムシー・ファーティコム 中央化学 三菱商事ケミカル 三菱商事プラスチック 三菱商事ライフサイエンス	サウディ石油化学 EXPORTADORA DE SAL METANOL DE ORIENTE, METOR PETRONAS CHEMICALS AROMATICS
生活産業	食料、繊維、生活物資、ヘルスケア、流通・小売 他	エムシーヘルスケア 三菱食品 CERMAQ INDIANA PACKERS PRINCES	ライフコーポレーション ローソン MCC DEVELOPMENT
その他	財務、経理、人事、総務関連、IT、保険 他	三菱商事フィナンシャルサービス MC FINANCE AUSTRALIA PTY MC FINANCE & CONSULTING ASIA MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	シグマクシス 日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ

現地法人	複数の商品を取扱う総合会社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。	欧州三菱商事会社 北米三菱商事会社 三菱商事(上海)有限公司
------	---	--------------------------------------

- (注) 1. 子会社、関連会社等の数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、子会社が連結経理処理している関係会社(当連結会計年度末現在 617社)はその数から除外しています。
2. 関連会社等にはジョイント・ベンチャー(共同支配企業)、及びジョイント・オペレーション(共同支配事業)を含んでいます。
3. 「地球環境・インフラ事業」には、地球環境・インフラ事業グループのうち、他の営業グループと同様の経営管理を行っているインフラ関連事業のみが含まれています。
4. アイ・ティ・フロンティアは、平成26年7月1日をもって、タタコンサルタンシーサービスズジャパン及び日本TCSソリューションセンターと、アイ・ティ・フロンティアを存続会社とする合併を行い、商号を日本タタ・コンサルタンシー・サービスズに変更しています。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当ありません。

(2) 子会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
地球環境・ インフラ事業	DGA HO PING	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 24,337	100.00	4	—
	DGA ILIJAN	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 24,337	100.00	4	—
	DIAMOND GENERATING ASIA	HONG KONG, CHINA	US\$ 31,458,030	100.00	6	—
	DIAMOND GENERATING CORPORATION	LOS ANGELES, U. S. A.	US\$ 14,452	100.00 (100.00)	5	—
	DIAMOND GENERATING EUROPE	LONDON, U. K.	EUR 366,812,201	100.00	4	—
	ダイヤモンドソーラージャパン	東京都千代田区	百万円 69	100.00	4	—
	DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION	LONDON, U. K.	STG £ 347,769,224	100.00	6	—
	MCKGポートホールディング	東京都千代田区	百万円 2,625	60.00	3	—
	三菱商事マシナリ	東京都千代田区	百万円 300	100.00	6	業務委託会社
	三菱商事パワーシステムズ	東京都千代田区	百万円 300	100.00	5	業務委託会社
	TRILITY GROUP	ADELAIDE, AUSTRALIA	A\$ 209,100,000	60.00	4	—
	(その他 97社)					
	新産業金融事業	エー・アイ・キャピタル	東京都千代田区	百万円 400	51.00	4
DIAMOND CAR CARRIERS		PANAMA, PANAMA	US\$ 10,000	100.00	3	—
DIAMOND RC HOLDING		HONG KONG, CHINA	US\$ 153,627,667	100.00	2	—
DIAMOND REALTY INVESTMENTS		LOS ANGELES, U. S. A.	US\$ 75,049,062	100.00 (100.00)	5	—
ダイヤモンド・リアルティ・マネ ジメント		東京都千代田区	百万円 300	100.00	9	—
DRI PHOENIX		HONG KONG, CHINA	US\$ 55,001,000	100.00	2	—
フレキシテック・ホールディング		東京都千代田区	百万円 2,176	77.76	3	—
MC AI HOLDINGS		GEORGE TOWN, CAYMAN ISLANDS	US\$ 11,000	100.00	2	—
三菱商事アセットマネジメント		東京都千代田区	百万円 3,000	100.00	8	業務委託会社
MC ASSET MANAGEMENT HOLDINGS		WILMINGTON, U. S. A.	US\$ 10,000	100.00	4	—
MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)		CLAUDE DEBUSSYLAAN, NETHERLANDS	EUR 18,000	100.00	1	—
MCアビエーション・パートナーズ		東京都千代田区	百万円 471	100.00	6	—
MC CAPITAL		NEW YORK, U. S. A.	US\$ 2,231	100.00	4	金融取引会社
MC CREDIT PRODUCTS FUND		WILMINGTON, U. S. A.	US\$ 7,700,000	100.00 (20.00)	3	—
MC ENGINE LEASING		LONDON, U. K.	US\$ 10	80.00	3	—
MC GIP-UK	LONDON, U. K.	US\$ 160,000,000	100.00	3	金融取引会社	

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
	MC REAL ASSET INVESTMENTS	CAYMAN, CAYMAN ISLANDS	US\$ 44,550,001	100.00	3	—
	三菱商事ロジスティクス	東京都千代田区	百万円 1,067	100.00	7	輸送委託会社
	三菱商事都市開発	東京都千代田区	百万円 700	100.00	9	業務委託会社
	三菱商事・ユービーエス・リアル ティ	東京都千代田区	百万円 500	51.00	5	—
	NEW CENTURY INSURANCE	HAMILTON, BERMUDA	US\$ 1,500,000	100.00	3	—
	ポートサウス・エアクラフト・リ ーシング	東京都千代田区	百万円 3	100.00	2	—
	瀬戸埠頭	岡山県倉敷市	百万円 1,200	61.65 (20.00)	7	商品寄託会社
	シナリバー・アビエーション・フ ァイナンス	東京都千代田区	百万円 3	100.00	2	—
	ティー・アール・エム・エアクラ フト・リーシング	東京都千代田区	百万円 3	100.00	2	—
	(その他 123社)					
エネルギー事業	アンゴラ石油	東京都千代田区	百万円 8,000	65.70	9	—
	CORDOVA GAS RESOURCES	CALGARY, CANADA	CAN\$ 232,300,001	67.50 (67.50)	8	—
	CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES	CALGARY, CANADA	CAN\$ 863,399,383	100.00 (100.00)	7	—
	DIAMOND GAS NETHERLANDS	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 5,536,844	80.00 (80.00)	4	—
	DIAMOND GAS RESOURCES	PERTH, AUSTRALIA	US\$ 39,845	100.00	6	仕入会社
	DIAMOND GAS SAKHALIN	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 172,062,449	100.00	4	—
	DIAMOND TANKER	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 9,400,000	100.00	4	輸送委託会社
	三菱商事石油	東京都千代田区	百万円 2,000	100.00	9	販売会社
	エムビーディーシー・ガボン	東京都千代田区	百万円 495	75.00	7	—
	小名浜石油	福島県いわき市	百万円 5,000	85.00	5	商品寄託会社
	PETRO-DIAMOND INCORPORATED	IRVINE, U. S. A	US\$ 121,000	100.00 (100.00)	4	—
	PETRO-DIAMOND SINGAPORE	SINGAPORE, SINGAPORE	S\$ 2,000,000	100.00	8	仕入会社
	TOMORI E&P	LONDON, U. K.	US\$ 450,000,001	51.00	3	—
	(その他 56社)					
金属	COILPLUS	ROSEMONT, U. S. A.	US\$ 45,152,000	100.00 (100.00)	5	販売会社
	HERNIC FERROCHROME	BRITS, SOUTH AFRICA	ZAR 100,000	50.98 (50.98)	2	仕入会社
	五十鈴	東京都大田区	百万円 600	56.60 (56.60)	4	販売会社
	ジェコ	東京都千代田区	百万円 10	70.00	4	—
	九州製鋼	福岡県糟屋郡	百万円 480	55.00 (55.00)	2	販売会社
	M. C. INVERSIONES	SANTIAGO, CHILE	US\$ 427,138,216	100.00	9	—
	MC COPPER HOLDINGS	ROTTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 32,000	100.00	5	—
	MC METAL SERVICE ASIA (THAILAND)	A. MUANG, THAILAND	Baht 430,000,000	100.00 (100.00)	3	販売会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権 所有割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
機械	メタルワン	東京都港区	百万円	100,000	60.00	7	仕入会社
	METAL ONE HOLDINGS AMERICA	WILMINGTON, U. S. A.	US\$	125,000	92.00 (92.00)	4	—
	メタルワン特殊鋼	大阪府大阪市西区	百万円	500	100.00 (100.00)	3	販売会社
	メタルワン鋼管	東京都港区	百万円	500	100.00 (100.00)	1	販売会社
	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$	12,500,000	100.00	8	販売会社
	三菱商事RtMジャパン	東京都千代田区	百万円	3,143	100.00	11	販売会社
	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	BRISBANE, AUSTRALIA	A\$	450,586,150	100.00	8	仕入会社
	RYOWA DEVELOPMENT	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$	2,495,002	100.00	3	仕入会社
	RYOWA DEVELOPMENT 2	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$	40,953,952	100.00	3	仕入会社
	サステック	大阪府大阪市中央区	百万円	3,000	64.48 (64.48)	1	販売会社
	玉造	大阪府大阪市西区	百万円	70	97.31 (97.31)	3	販売会社
	TRILAND METALS	LONDON, U. K.	STG £	15,000,000	100.00 (9.09)	5	販売仕入会社
	(その他 108社)						
	DIAMOND CAMELLIA	PANAMA, PANAMA	US\$	1,000	100.00	6	—
	DIAMOND STAR SHIPPING	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$	67,000,000	100.00	5	—
	ISUZU UTE AUSTRALIA	BRISBANE, AUSTRALIA	A\$	8,000,000	100.00	5	販売会社
	MC BANK RUS	MOSCOW, RUSSIA	RUB	2,188,527,000	100.00 (100.00)	4	—
	MC FACTORING RUS	MOSCOW, RUSSIA	RUB	502,000,000	100.00 (100.00)	4	—
	MC MACHINERY SYSTEMS	CHICAGO, U. S. A.	US\$	1,800	100.00 (20.00)	5	販売会社
	MCE BANK	FLOERSHEIM AM MAIN, GERMANY	EUR	40,903,350	100.00 (100.00)	4	—
	三菱商事テクノス	東京都港区	百万円	600	100.00	8	—
	MITSUBISHI MOTORS MALAYSIA	SHAH ALAM, MALAYSIA	MYR	60,000,000	52.00	4	販売会社
	エム・エス・ケー農業機械	北海道恵庭市	百万円	300	100.00	6	—
	レンタルのニッケン	東京都千代田区	百万円	1,225	96.83	7	販売会社
	DIPO STAR FINANCE	JAKARTA, INDONESIA	RP	100,000,000,000	95.00 (95.00)	9	—
	THE COLT CAR COMPANY	CIRENCESTER, U. K.	STG £	8,000,100	100.00	7	仕入会社
	TRI PETCH ISUZU LEASING	BANGKOK, THAILAND	Baht	1,000,000,000	93.50 (50.00)	9	—
TRI PETCH ISUZU SALES	BANGKOK, THAILAND	Baht	3,000,000,000	88.73 (41.66)	6	販売会社	
(その他 75社)							
化学品	中央化学	埼玉県鴻巣市	百万円	6,213	60.59 (4.96)	5	販売仕入会社
	中央化成	大阪府大阪市中央区	百万円	301	100.00	5	販売会社
	吉比化成	東京都千代田区	百万円	60	100.00	5	販売会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等	
生活産業	興人ホールディングス	東京都港区	百万円	10	100.00	4	—
	エムシー・ファーターイコム	東京都千代田区	百万円	1,226	72.83	6	販売仕入会社
	三菱商事ライフサイエンス	東京都千代田区	百万円	600	100.00	6	—
	三菱商事ケミカル	東京都中央区	百万円	392	100.00	7	販売会社
	三菱商事プラスチック	東京都千代田区	百万円	647	100.00	9	販売仕入会社
	(その他 30社)						
	AGREX DO BRASIL	GOIANIA, BRAZIL	R\$	413,798,000	81.54 (1.08)	4	仕入会社
	AGREX	KANSASCITY, U. S. A.	US\$	8,000,000	100.00 (100.00)	5	仕入会社
	ALPAC FOREST PRODUCTS	HALIFAX, CANADA	CAN\$	285,000,000	70.00	9	仕入会社
	CALIFORNIA OILS	RICHMOND, U. S. A.	US\$	6,500,000	100.00	4	販売会社
	CAPE FLATTERY SILICA MINES	CAIRNS, AUSTRALIA	A\$	4,400,002	100.00	4	仕入会社
	CERMAQ GROUP	OSLO, NORWAY	NOK	925,000,000	100.00 (100.00)	2	仕入会社
	大日本明治製糖	東京都中央区	百万円	2,000	100.00	5	販売仕入会社
	フードリンク	東京都港区	百万円	446	99.42	6	販売会社
	INDIANA PACKERS	DELPHI, U. S. A.	US\$	200	80.00 (10.00)	5	仕入会社
	ジャパンファーム	鹿児島県曽於郡	百万円	3,000	70.00	5	仕入会社
	アートコーヒー	東京都千代田区	百万円	450	100.00	4	販売会社
	エム・シー・ヘルスケア	東京都港区	百万円	548	80.00	6	—
	三菱商事ファッション	東京都渋谷区	百万円	2,000	100.00	10	仕入会社
	三菱商事建材	東京都渋谷区	百万円	500	100.00	7	販売会社
	三菱商事パッケージング	東京都中央区	百万円	341	92.15	7	販売会社
	三菱食品	東京都大田区	百万円	10,630	62.00 (0.02)	6	販売会社
	日本KFCホールディングス	東京都渋谷区	百万円	7,298	65.98 (0.13)	2	販売会社
	日本食品化工	東京都千代田区	百万円	1,600	59.81	4	仕入会社
	日本ケアサプライ	東京都港区	百万円	2,898	74.78	8	—
	日東富士製粉	東京都中央区	百万円	2,500	64.45	6	仕入会社
	日本農産工業	神奈川県横浜市西区	百万円	7,411	100.00	6	販売会社
	PRINCES	LIVERPOOL, U. K.	STG £	7,000,000	100.00 (10.00)	2	—
	RIVERINA (AUSTRALIA)	BRISBANE, AUSTRALIA	A\$	4,400,000	100.00	4	仕入会社
	SOUTHERN CROSS SEAFOODS	ANDIANA, CHILE	US\$	40,000,000	99.50	4	仕入会社
TH FOODS	LOVES PARK, U. S. A.	US\$	3,714,758	53.16 (6.32)	3	販売会社	
東洋冷蔵	東京都江東区	百万円	221	81.92	5	販売会社	

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
その他	米久 (その他 156社)	静岡県沼津市	百万円 8,634	71.02	4	販売会社
	MC FINANCE & CONSULTING ASIA	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 51,224,140	100.00	3	金融取引会社
	MC FINANCE AUSTRALIA	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$ 100,000,000	100.00	3	金融取引会社
	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	LONDON, U. K.	US\$ 90,000,000	100.00	3	金融取引会社
	三菱商事フィナンシャルサービス (その他 11社)	東京都千代田区	百万円 2,680	100.00	9	業務委託会社
現地法人	欧州三菱商事会社	LONDON, U. K.	STG £ 120,658,154	100.00 (100.00)	9	販売仕入会社
	オーストラリア三菱商事会社	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$ 48,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	北米三菱商事会社	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 1,427,831,974	100.00	6	販売仕入会社
	伯国三菱商事会社	SAO PAULO, BRAZIL	R\$ 111,731,556	100.00 (12.57)	25	販売仕入会社
	香港三菱商事会社	HONG KONG, CHINA	HK\$ 286,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	三菱商事(上海)有限公司	SHANGHAI, CHINA	US\$ 91,000,000	100.00 (100.00)	5	販売仕入会社
	韓国三菱商事会社	SEOUL, KOREA	KRW 20,000,000,000	100.00	5	販売仕入会社
	独国三菱商事会社	DUSSELDORF, GERMANY	EUR 32,000,000	100.00 (100.00)	1	販売仕入会社
	台湾三菱商事会社	TAIPEI, TAIWAN	TW\$ 1,000,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	泰MC商事会社 (その他 34社)	BANGKOK, THAILAND	Baht 800,000,000	69.00 (45.00)	10	販売仕入会社

- (注) 1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
2. 役員の兼任等には、当社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでいます。
3. 上記記号のうち、当社が直接連結経理処理を行っている会社は398社です。
4. DIAMOND GENERATING EUROPE、DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION、CORDOVA GAS RESOURCES、CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES、DIAMOND GAS SAKHALIN、TOMORI E&P、M. C. INVERSTONES、メタルワン、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY、ALPAC FOREST PRODUCTS、欧州三菱商事会社、及び北米三菱商事会社は特定子会社に該当します。また、上記記載会社以外では、地球環境・インフラ事業のDIAMOND GERMANY 1 TRANSMISSION、DIAMOND GERMANY 2 TRANSMISSION、エネルギー事業のMCX EXPLORATION (USA)、PINNACLE RESOURCES、SHALE GAS INVESTMENT CANADA、金属のCROSSLANDS RESOURCES、MC RESOUCE DEVELOPMENT、MCQ COPPER、QCT RESOURCES、生活産業のMC OCEAN HOLDINGS、及び現地法人のエム・シー・ヨーロッパ・ホールディングス、三菱商事(中国)有限公司、米国三菱商事会社が特定子会社に該当します。
5. 中央化学、三菱食品、日本KFCホールディングス、日本食品化工、日本ケアサプライ、日東富士製粉、及び米久は有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、石垣島製糖が有価証券報告書提出会社です。
6. CORDOVA GAS RESOURCESは債務超過の状態にある連結子会社であり、債務超過の額は40,484百万円です。また、上記記載会社以外では地球環境・インフラ事業のGUARANTEE SERVICES NORTH SEA、エネルギー事業のMCX DUNLIN (UK)、MCX OSPREY (UK)が債務超過の状態にある連結子会社であり、債務超過の額はそれぞれ14,707百万円、20,946百万円、及び11,232百万円です。
7. MCX EXPLORATION (USA)は、当連結会計年度にMCX GULF OF MEXICOと、MCX EXPLORATION (USA)を存続会社とする合併を行っています。
8. 三菱食品は、当連結会計年度にラサコーポレーション、北海道リョーシヨクと、三菱食品を存続会社とする合併を行っています。
9. 大日本明治製糖は、当連結会計年度にアピローヤルと、大日本明治製糖を存続会社とする合併を行っています。
10. MC REAL ASSET INVESTMENTSは、当連結会計年度において、商号をMC REAL ASSET PRODUCTSから変更しています。

11. 日本KFCホールディングスは、当連結会計年度において、商号を日本ケンタッキー・フライド・チキンから変更しています。

(3) 関連会社等

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権 所有割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
地球環境・ インフラ事業	千代田化工建設	神奈川県横浜市西区	百万円	43,396	33.73	4	販売仕入会社
	ELECTRICIDAD SOL DE TUXPAN	MEXICO CITY, MEXICO	Mex\$	493,407,000	50.00	3	—
	リチウムエナジージャパン	滋賀県栗東市	百万円	20,000	41.94	2	—
	水ing (その他 62社)	東京都港区	百万円	5,500	33.33	4	—
新産業金融事業	エージーピー	東京都大田区	百万円	2,039	26.81	2	—
	AJIL FINANCIAL SERVICES	JEDDAH, SAUDI ARABIA	SAR	500,000,000	20.00 (20.00)	2	—
	INTERNATIONAL AUTOMOTIVE HOLDING	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR	57,673	35.81	2	—
	丸の内キャピタル	東京都千代田区	百万円	500	50.00	4	—
	三菱オートリース・ホールディング グ	東京都港区	百万円	300	50.00	5	—
	三菱UFJリース	東京都千代田区	百万円	33,196	20.00	3	—
	三菱鉱石輸送 (その他 64社)	東京都千代田区	百万円	1,500	40.28	4	—
エネルギー事業	アストモスエネルギー	東京都千代田区	百万円	10,000	49.00	6	—
	BRUNEI LNG	LUMUT, BRUNEI	BN\$	90,000,000	25.00 (25.00)	3	—
	BRUNEI SHELL TANKERS	SERIA, BRUNEI	BN\$	30,000,000	25.00 (25.00)	2	輸送委託会社
	ENERGI MEGA PRATAMA	ROAD TOWN, BRIT. VIRGIN IS.	US\$	52,000,020	25.00	1	—
	JAPAN AUSTRALIA LNG(MIMI) (その他 22社)	PERTH, AUSTRALIA	US\$	2,574,286,138	50.00 (50.00)	5	仕入会社
金属	ANGLO AMERICAN SUR	SANTIAGO, CHILE	US\$	1,240,735,737	20.44 (20.44)	1	仕入会社
	COMPANIA MINERA DEL PACIFICO	LA SERENA, CHILE	US\$	887,220,369	25.00 (25.00)	2	仕入会社
	フルヤ金属	東京都豊島区	百万円	5,445	19.99	1	販売会社
	IRON ORE COMPANY OF CANADA	NEW CASTLE, U. S. A.	CAN\$	15,922,000	26.18	3	仕入会社
	MOZAL	MAPUTO, MOZAMBIQUE	US\$	740,901,000	25.00 (25.00)	1	仕入会社
	日軽エムシーアルミ	東京都千代田区	百万円	1,000	45.00	2	販売会社
	STRAND MINERALS (INDONESIA) (その他 62社)	SINGAPORE, SINGAPORE	S\$	1,000	30.00	2	—

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等	
機械	FF SHEFFE	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR 90,000	49.00	6	—	
	ISUZU MOTORS (THAILAND)	PHRAPRADAENG, THAILAND	Baht 8,500,000,000	27.50 (27.50)	3	仕入会社	
	ISUZU MOTORS INDIA	CHENNAI, INDIA	Rs 12,000,000,000	38.00	3	販売会社	
	ISUZU MOTORS INTERNATIONAL OPERATIONS (THAILAND)	BANGKOK, THAILAND	Baht 678,000,000	30.00 (30.00)	3	販売会社	
	MITSUBISHI MOTOR SALES (CHINA)	SHANGHAI, CHINA	百万円 3,000	50.00	6	販売会社	
	MMC CHILE	SANTIAGO, CHILE	CLP 2,057,699,554	40.00	3	販売会社	
	KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS (その他 46社)	JAKARTA, INDONESIA	RP 20,944,000,000	40.00 (40.00)	5	販売会社	
化学品	EXPORTADORA DE SAL	GUERRERO NEGRO, MEXICO	Mex\$ 550,000,000	49.00	9	仕入会社	
	明和産業	東京都千代田区	百万円 4,024	33.05	4	販売会社	
	METANOL DE ORIENTE, METOR	JOSE, VENEZUELA	VEF 9,832,000	25.00	2	仕入会社	
	PETRONAS CHEMICALS AROMATICS	KUALA LUMPUR, MALAYSIA	MYR 407,520,000	30.00 (30.00)	3	仕入会社	
	サウディ石油化学 (その他 30社)	東京都千代田区	百万円 14,200	33.34	4	仕入会社	
	生活産業	BEIJING TIANXINGPUXIN BIO-MED	BEIJING, CHINA	RMB 100,000,000	20.00	1	—
		ヒマラヤ	岐阜県岐阜市	百万円 1,830	20.02	2	販売会社
伊藤ハム		兵庫県西宮市	百万円 28,427	24.32	3	販売会社	
かどや製油		東京都品川区	百万円 2,160	26.35	2	販売会社	
カンロ		東京都中野区	百万円 2,864	30.05 (0.54)	5	仕入会社	
国際埠頭		神奈川県横浜市中区	百万円 1,800	48.41 (1.17)	3	商品寄託会社	
ローソン		東京都品川区	百万円 58,506	32.40 (0.31)	3	販売会社	
ライフコーポレーション		東京都中央区	百万円 10,004	23.50 (1.21)	3	販売会社	
松谷化学工業		兵庫県伊丹市	百万円 100	30.00	3	販売会社	
MCC DEVELOPMENT		NEW CASTLE, U. S. A.	US\$ 271,000	30.00	3	販売会社	
MITSUBISHI CEMENT		NEW CASTLE, U. S. A.	US\$ 140,000	28.71	3	仕入会社	
六甲バター		兵庫県神戸市中央区	百万円 2,843	20.87	1	販売会社	
SINOPHARMGROUP BEIJING HUAHONG (その他 69社)		BEIJING, CHINA	RMB 350,000,000	20.00	1	—	
その他		日本タタ・コンサルタンシー・サ ービシズ	東京都港区	百万円 4,328	49.00	4	業務委託会社
		シグマクシス (その他 3社)	東京都港区	百万円 2,400	33.75	4	業務委託会社

- (注) 1. 関連会社等にはジョイント・ベンチャー(共同支配企業)、及びジョイント・オペレーション(共同支配事業)を含んでいます。
2. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3. 役員の兼任等には、当社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでいます。

4. 上記関連会社等のうち、当社が直接連結経理処理を行っている会社は216社です。
5. 千代田化工建設、エージーピー、三菱UFJリース、フルヤ金属、明和産業、ヒマラヤ、伊藤ハム、かどや製油、カンロ、ローソン、ライフコーポレーション、六甲バター、及びシグマクスは有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、カノークス、マルイチ産商、及び増田製粉所有価証券報告書提出会社です。
6. 三井物産メタルワン建材は、当連結会計年度に三井物産スチールの一部事業を統合し、商号をメタルワン建材から変更しています。
7. 日本タタ・コンサルタンシー・サービスは、当連結会計年度において、タタ・コンサルタンシー・サービスジャパン、日本TCSソリューションセンターと日本タタ・コンサルタンシー・サービスを存続会社とする合併を行い、商号をアイ・ティ・フロンティアから変更しています。

(4) その他の関係会社

該当ありません。

5 【従業員の状況】

(事業セグメントにおける連結従業員数)

地球環境・ インフラ 事業(名)	新産業金融 事業(名)	エネルギー 事業(名)	金属 (名)	機械 (名)	化学品 (名)	生活産業 (名)	その他 (名)	合計 (名)
1,578	2,765	1,568	11,879	9,429	6,897	34,030	3,848	71,994

(提出会社の従業員の状況)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6,322 (5,637)	42.6	18.6	13,757,886

地球環境・ インフラ 事業(名)	新産業金融 事業(名)	エネルギー 事業(名)	金属 (名)	機械 (名)	化学品 (名)	生活産業 (名)	その他 (名)	合計 (名)
530 (625)	461 (383)	677 (584)	770 (285)	689 (539)	681 (637)	1,169 (897)	1,345 (1,687)	6,322 (5,637)

- (注) 1. 「地球環境・インフラ事業」には、地球環境・インフラ事業グループのうち、他の営業グループと同様の経営管理を行っているインフラ関連事業のみが含まれています。なお、同グループのうち、環境関連事業は「その他」に含まれています。また、平成26年4月1日及び7月1日付で、同グループに含まれる環境関連事業の一部をインフラ関連事業へ統合しています。
2. 当連結会計年度1年間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が660名、連結子会社が17,394名であり、上記人数には含まれていません。
3. 当社の従業員に顧問・嘱託178名、他社からの出向者254名、海外店現地社員1,026名を含め、他社への出向者2,143名を除いた当社の就業人員数は5,637名です。当社の従業員数欄の(外書)は、就業人員数を記載しています。
4. 当社の従業員の平均年間給与は、超過勤務手当及び賞与を含んでいます。
5. 当社及び連結子会社と各社の労働組合との関係について特に記載する事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の経済環境としては、米国では個人消費が牽引し、堅調な景気回復が続きました。欧州では全体的に景気が持ち直す動きが続きましたが、回復は緩慢な状況にあります。新興国では一部の国で景気減速が見られました。わが国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動はあるものの、穏やかな回復基調となりました。2014年後半には、原油価格等の資源価格の下落、円安の加速が進みました。

このような環境下、当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から略横ばいの7兆6,695億円となりました。

売上総利益は、前連結会計年度を239億円(2%)上回る1兆2,099億円となりました。

販売費及び一般管理費は、事業拡大(新規連結)の影響などにより、前連結会計年度から459億円(5%)負担増の9,988億円となりました。

持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益として、生活産業グループや地球環境・インフラ事業グループで当連結会計年度に942億円を計上しました。

その他、オセアニア・北米・欧州のガス・石油開発事業において減損損失を計上したことなどにより固定資産減損損失が増加した一方で、為替関連損益の改善や資源関連投資先(非鉄金属)からの受取配当金の増加などにより、その他の損益及び金融収益が増益となりました。

持分法による投資損益は、前連結会計年度を354億円(21%)上回る2,038億円となりました。

この結果、税引前利益は、前連結会計年度を427億円(8%)上回る5,747億円となりました。

以上の結果、当社の所有者に帰属する当期純利益は、前連結会計年度を392億円(11%)上回る4,006億円となりました。

なお、当連結会計年度の事業セグメント別、地域別の業績につきましては、「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

(2) キャッシュ・フローの状況

「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

2 【販売、仕入及び受注の状況】

(1) 販売の状況

「1. 業績等の概要」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入は販売と概ね連動しているため、記載は省略しています。

(3) 受注の状況

受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しています。

3 【対処すべき課題】

1. 経営戦略2015

当社は平成25年5月に、平成25年度からの新しい指針として、「経営戦略2015 ～2020年を見据えて～」を策定いたしました。当社の事業モデルや、外部環境が大きく変化を遂げる中、従来型の3ヵ年の利益計画のコミットメントとしての「中期経営計画」を廃止し、長期目標として2020年頃を睨んだ成長イメージを置き、この成長イメージを実現するための前提となる経営方針や、打ち手としての事業戦略・市場戦略を、今回の「経営戦略2015」として纏めました。

「経営戦略2015」では、当社の価値を“多岐にわたる事業モデル、産業、地域、分野に適度に分散したポートフォリオに立脚した安定収益基盤を維持しつつ、アップサイドポテンシャルを有する収益構造”と再認識した上で、継続的にポートフォリオの最適化を図りながら、成長イメージの具現化を目指すことにより、当社の価値向上を実現していきます。

■2020年頃の成長イメージ：「事業規模の倍増」

「安定収益基盤を維持しつつ、アップサイドポテンシャルを有する収益構造」が当社の価値であることを再認識し、2020年頃の成長イメージを以下のとおり設定しました。

資源事業(LNG、原料炭、銅) : 持分生産量倍増(2012年度比)
非資源事業 : 収益水準倍増(2012年度比)

■2020年頃のポートフォリオのイメージ：「適度な分散」と「複数の強い事業」

「適度な分散」を確保しつつも、「より強い事業」「強くなる事業」へ経営資源を集中的に投下すべく、現在47ある事業領域を35～40に絞り込むことをイメージします。

また、「複数の強い事業」については、200億円以上の利益をあげる事業を10事業以上、100億円以上200億円未満の利益をあげる事業を10～15事業程度、それぞれ育成することをイメージします。

■経営方針

基本方針としては、継続的企業価値の創出を引き続き目指します。また、グローバルな競争に打ち勝つために、ポートフォリオの最適化を通じ、「強い事業」「強くなる事業」を選別し、伸ばします。

投資方針としては、安定収益基盤の底上げに向けて、平均的な年間の投資規模は中期経営計画2012と同程度の水準を維持する一方、ピークアウトやノンコア事業を含め、資産の入れ替えを加速します。

財務方針としては、よりキャッシュ・フローを重視する経営とし、投資は利益の範囲で積み上げます。また、ROEについては、中長期的に12～15%水準への回復を図ります。

株主還元方針としては、環境変化に拘らず、株主への還元を安定的に行うために「安定配当」と「収益連動配当」の二段階の株主還元方式を導入します。

■市場戦略・事業戦略

市場戦略については、資源国・工業国にとどまらず消費市場としても存在感を増すアジアを機軸とするグローバル展開を加速し、アジアの成長を取り込むことで、持続的な成長を図ります。そのために、増大するアジアの需要に対応したグローバルベースでの供給ソース確保や、M&Aや戦略提携も含めたアジア圏でのインサイダー化を進めます。

事業戦略については、資源分野ではLNG、原料炭、銅など既存コア事業の更新・拡張投資を中心に、今後収益化を図るステージに移行しますが、同時に操業コスト・開発コストの改善に一層注力しながら事業を推進し、経営資源の効率的な活用を実現します。

非資源分野では、複数の規模感ある強い事業を育成するという2020年頃の成長イメージに向けて、「より強い事業」「強くなる事業」への経営資源のシフトを加速させます。自動車、食糧、食品流通、電力、ライフサイエンス等の事業を更に伸ばすとともに、北米シェールガスの川下展開、金融事業のアセットマネジメントへのシフト等、事業モデルの変革も推進します。

今後の事業環境については、先進国の景気は今なお回復への途上にあり、また、中国・インド・ブラジルなどの新興国でも経済成長の鈍化が見られ、世界経済の不透明感は継続すると予想されます。

このような環境認識の下、当社では「経営戦略2015」を着実に実行し、収益基盤と財務体質を更に強固なものとするとともに、多様な事業を通じて日本や世界の課題解決に貢献し、「継続的企業価値」の創出を目指していきます。また、社是として掲げている三綱領の精神の下、社業を通じて経済活動を支え、貢献を図っていく所存です。

2. 個別重要案件

当連結会計年度における重要な個別案件については、「4. 事業等のリスク ⑥重要な投資案件に関するリスク」内の「a. 三菱自動車工業への取組」、及び「b. チリ国銅資産権益取得」を参照願います。

4 【事業等のリスク】

① 世界マクロ経済環境の変化によるリスク

当社はグローバルにビジネスを展開しており、当社の業績も、国内の景気動向とともに、海外諸国の経済動向の影響を受けます。

例えば、エネルギー資源や金属資源の価格が下落する場合には、当社の資源関連の輸入取引や事業投資の収益が大きな影響を受けることとなります。更に、世界景気の冷え込みは、プラント、建設機械用部品、自動車、鉄鋼製品、鉄鋼原料、化学品などの当社の輸出関連ビジネス全般にも影響を与えることとなります。

また、当社は、タイ、インドネシアで、日本の自動車メーカーと協同で自動車の組立工場、販売会社、販売金融会社を設立し、広範な自動車事業を展開していますが、自動車の販売台数はこれらの国の内需に関連するため、タイ、インドネシア両国の経済動向は当社の自動車事業から得られる収益に大きく影響を与えることとなります。

当連結会計年度の世界経済は、米国の利上げ観測に加え、中国経済やギリシャ債務問題の先行き懸念、ウクライナや中東などの地政学的リスクの高まりなどから、金融市場や商品市場などのボラティリティが上昇しました。新興国では、投資や輸出の伸び悩みに国内の構造問題も加わり、中国、ブラジルなどの主要国でも成長速度の減速が見られました。

② 市場リスク

以下、連結純利益への影響額の試算は、他に記載のない限り当社の当連結会計年度の連結業績に基づいています。なお、以下「連結純利益」は、「当社の所有者に帰属する当期純利益」を指しています。

a. 商品市況リスク

当社では、商取引や資源エネルギーの権益を保有して生産物を販売すること、事業投資先の工業製品を製造・販売することなどの活動においてさまざまな商品価格変動リスクを負っています。当社の業績に大きな影響を与える商品分野として次のようなものがあげられます。

(エネルギー資源)

当社は豪州、マレーシア、ブルネイ、サハリン、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいて、LNGや原油の上流権益あるいはLNG液化設備を保有しており、LNGや原油の価格変動はそれらの事業の業績に大きな影響を与えます。昨年後半よりサウジアラビアを中心としたOPECの原油生産維持、米国におけるシェールオイルの増産など供給側の変化に加え先進国のみならず中国を中心とする経済減速等により原油価格が急落しました。安価な原油価格による需要回復により2015年後半から2016年にかけて原油価格は緩やかに回復するものと見込まれていますが、依然として原油価格の先行きは不透明であり今後の動向には注視する必要があります。LNGの価格は基本的に原油価格にリンクしており、1バーレル当たりの原油価格が1米ドル変動すると、当社の連結純利益で主に持分法による投資損益を通じてLNG・原油合わせて年間15億円の変動をもたらすと試算されます。ただし、LNGや原油の価格変動が当社の業績に影響を及ぼすまでにはタイムラグがあるため、価格変動が直ちに業績に反映されるとは限りません。

(金属資源)

当社は、豪州の100%子会社Mitsubishi Development Pty社(以下「MDP」)を通じて、製鉄用の原料炭及び発電用等の一般炭を販売しており、石炭価格の変動はMDPの収益を通じて当社の連結業績に影響を与えます。また、MDPの収益は、石炭価格の変動の他にも、豪ドル・米ドル・円の為替レートの変動や悪天候、労働争議等の要因にも影響を受けます。

銅についても、生産者としての価格変動リスクを負っています。1トン当たりの価格が100米ドル変動すると連結純利益で年間14億円の変動をもたらすと試算されますが、粗鉱品位、生産・操業状況、再投資計画(設備投資)等、価格変動以外の要素からも影響を受けるため、銅の価格のみで単純に決定されない場合があります。

(石油化学製品)

当社はナフサや天然ガスを原料として製造される石油化学製品の貿易取引を広範に行っています。石油化学製品はこれらの原料市況並びに需給バランス等の要因から、製品ごとに固有の市況を形成しており、その変動は当該取引から得られる収益に影響を及ぼします。

また、サウジアラビア、マレーシア、ベネズエラではエチレングリコール、パラキシレン、メタノールなど石油化学製品の製造・販売会社に出資しており、これらの会社の業績も市況の影響を受け、当社の持分法による投資損益に影響を与えます。

b. 為替リスク

当社は、輸出入、及び外国間などの貿易取引において外貨建ての決済を行うことに伴い、円に対する外国通貨レートの変動リスクを負っています。これらの取引では先物為替予約などによるヘッジ策を講じていますが、それによって完全に為替リスクが回避される保証はありません。

また、海外における事業からの受取配当金や海外連結子会社・持分法適用関連会社の持分損益の連結純利益に占める割合が比較的高く、これらの収益の多くが外貨建てであり、当社の報告通貨が円であることから、外国通貨に対して円高が進むと連結純利益にマイナスのインパクトを与えます。当社の試算では米ドル・円のレートが1円変動すると、連結純利益に約25億円の変動をもたらします。

更に、当社の海外事業への投資については、円高が進行すると在外営業活動体の換算差額を通じて自己資本が減少するリスクがあります。このため、大口の投資については必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの施策を実行していますが、完全にリスクが回避できるわけではありません。

c. 株価リスク

当社は、当連結会計年度末時点で、取引先や関連会社を中心に約1兆4,700億円（時価ベース）の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。上記の価額は約5,100億円の評価益を含んでいますが、株価の動向次第で評価益は減少するリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を市場性のある株式により運用しています。よって、株価の下落は年金資産の目減りを通じて、年金費用を増加させるリスクがあります。

d. 金利リスク

当社の当連結会計年度末時点の有利子負債総額は6兆3,490億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するというリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることになります。また、純粹に金利の変動リスクにさらされている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。但し、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、当社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。

このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM (Asset Liability Management) 委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っています。

③ 信用リスク

当社では様々な営業取引を行うことによって、売掛金、前渡金などの取引与信、融資、保証及び出資などの形で取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等による損失が発生する信用リスクを負っています。また、当社は主としてヘッジ目的のためにスワップ、オプション、先物などのデリバティブ取引を行っており、デリバティブ取引の契約先に対する信用リスクを負っています。

当社では当該リスクを管理するために、取引先ごとに成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付制度を導入し、社内格付と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っていますが、信用リスクが完全に回避される保証はありません。取引先の信用状態悪化に対しては取引縮小や債権保全策を講じ、取引先の破綻に対しては処理方針を立てて債権回収に努めていますが、債権等が回収不能になった場合には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

④ カントリーリスク

当社では海外の会社との取引や出資に関連して、当該会社が所在している国の政治・経済・社会情勢に起因した、代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生するカントリーリスクを負っています。

カントリーリスクについては、保険を付保するなど第三者へのヘッジを原則とし、案件の内容に応じて適切なリスクヘッジ策を講じています。また、リスクを管理するために、カントリーリスク委員会を設置し、本委員会の下にカントリーリスク対策制度を設けています。カントリーリスク対策制度では、国ごとの信用度(国別レーティング)及びカントリーリスク管理上のリスクマネー(出資、融資、保証、及び貿易債権額からリスクヘッジ額を控除した額の合計)に基づきビジネス対象国を6つの管理区分に分類し、区分ごとに枠を設定するなどの手法によってリスクの積み上がりをコントロールしています。

しかしながら、上記のようなリスクヘッジ策を講じていても、当社の取引先や出資先若しくは進行中のプロジェクト所在国の政治・経済・社会情勢の悪化によるリスクを完全に回避することは困難です。そのような事態が発生した場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑤ 事業投資リスク

当社は、株式・持分を取得して当該企業の経営に参画し、商権の拡大やキャピタル・ゲイン獲得などを旨とする事業投資活動を行っていますが、この事業投資に関連して投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っています。事業投資リスクの管理については、新規の事業投資を行う場合には、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクを定量的に把握し、事業特性を踏まえて決定した投下資金に対する利回りが、最低期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っています。投資実行後は、事業投資先ごとに、毎年定期的に「経営計画書」を策定し、投資目的の確実な達成のための管理を行う一方で、早期の持分売却・清算等による撤退を促す「EXITルール」を採用することで、効率的な資産の入れ替えを行っています。

しかしながら、このような投資評価の段階での案件の選別、投資実行後の管理を厳格に行っていますが、期待する利益が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、案件からの撤退等に伴い、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑥ 重要な投資案件に関するリスク

a. 三菱自動車工業への取組

当社は、三菱自動車工業の要請に応じて、平成16年6月から平成18年1月までに合計1,400億円の普通株式・優先株式を引き受けました。当社が保有する同社優先株式は、平成25年11月6日に当社が発表した資本再構築プランに基づき、平成26年3月5日に優先株式の一部を匿名組合に現物出資し、残りの優先株式を全て普通株式に転換しました。また当社は、同社とともに、主に海外での販売会社及び関連するバリューチェーン分野での事業展開をしています。当社の同社本体に対するリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約1,600億円となっており、同社関連事業への出資、融資や営業債権などのリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約1,900億円(内、販売金融事業に関するリスクエクスポージャーは約950億円)となっています。これら同社本体へのリスクエクスポージャーと関連事業へのリスクエクスポージャーの合計は当連結会計年度末で約3,500億円となっています。

同社の平成26年度の連結業績は、売上高2兆1,807億円、営業利益1,359億円、当期純利益1,182億円となりました。

b. チリ国銅資産権益取得

当社は、アングロ・アメリカン社(Anglo American Plc、本社：英国ロンドン、以下「アングロ社」)からの打診を受け、同社が100%保有するチリ国銅資産権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社(Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」)の株式24.5%を平成23年11月10日に、53.9億米ドル(約4,200億円)で取得しました。

その後、平成24年8月23日に、当社は、アングロスール社の株式24.5%の内、4.1%をアングロ社に、8.95億米ドルで譲渡し、この取引の結果、当連結会計年度末現在の本プロジェクトにおけるリスクエクスポージャーは約3,500億円となっています。

アングロ社が、この4.1%と自社グループが保有する25.4%を合わせたアングロスール社株式の29.5%を、チリ国営の銅生産会社であるCorporación Nacional del Cobre de Chile社(本社：チリ国サンチャゴ)と三井物産株式会社が合弁を組む会社(以下、「合弁会社」)に譲渡した結果、アングロスール社は、アングロ社グループが50.1%、合弁会社が29.5%、当社グループが20.4%を保有する、強固なパートナーシップを確立しました。

アングロスール社は、チリ国内にロスブロンセス銅鉱山、エルソルダド銅鉱山、チャグレス銅製錬所、並びに大型の未開発鉱区などの優良資産を保有しています(アングロスール社合計の平成26年銅生産量実績は約44万トン)。

当社は、優良資源事業投資への拡大と持続的に成長可能な資源ポートフォリオの拡充を重点分野として位置付けており、事業の継続的成長を図っていく所存です。

⑦ コンプライアンスに関するリスク

当社は、国内外で多くの拠点を持ち、あらゆる産業を事業領域としてビジネスを展開していることから、関連する法令・規制は多岐にわたっています。具体的には日本の会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、貿易関連諸法、環境に関する法令や各種業法を遵守する必要があり、また海外で事業を展開する上では、それぞれの国・地域での法令・規制に従う必要があります。

当社はコンプライアンス委員会を設け、その委員会を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーが連結ベースでの法令・規制遵守を指揮・監督し、コンプライアンス意識を高めることに努めています。

しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制上の義務を実行できない場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑧ 自然災害等によるリスク

地震、大雨、洪水などの自然災害や、インフルエンザ等の感染症、大規模事故、その他予期せぬ事態が発生した場合、当社の社員・事業所・設備やシステムなどに対する被害が発生し、営業・生産活動に支障が生じる可能性があります。

当社では、社員の安否確認システムの導入、災害対策マニュアル及びBCP(事業継続計画)の策定、建物・設備・システム等の耐震対策(データ等のバックアップを含む)、防災訓練、必要物資の備蓄、国内外の拠点や関係会社との連携・情報共有などの対策を講じ、各種災害・事故に備えています。但し、全ての被害や影響を回避できるとは限らず、かかる事象の発生時には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

(注意事項)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成にあたり、経営者は、決算日における資産及び負債の報告金額、偶発資産及び負債の開示、報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える様な見積りを行う必要があります。見積りは、過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づき行っており、他の情報源からは得られない資産及び負債の帳簿価額について当社及び連結子会社の判断の基礎となっています。ただし、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることもあります。

当社及び連結子会社の財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積り及び判断が必要となる項目は以下のとおりです。

① 金融商品の公正価値評価

当社及び連結子会社における有価証券やデリバティブ等の公正価値で測定される金融商品の残高は多額であるため、会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定しています。具体的には、市場性のある有価証券については活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価値により評価しています。市場性のない有価証券については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり純資産価値、及び第三者による鑑定評価等により評価しています。また、デリバティブについては取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しています。

経営者は、金融商品の公正価値の評価は合理的であると判断しています。ただし、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより金融商品の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社及び連結子会社における公正価値評価額が変動する可能性もあります。

② 償却原価で測定される債権の減損

当社及び連結子会社における売上債権、受取手形及び貸付金等の償却原価で測定される債権の残高は多額であるため、当該債権の評価は会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

当社及び連結子会社は、顧客の評価を継続して行っており、支払実績及び信用情報の査定に基づく現在の顧客の与信能力に基づき、顧客毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、必要な担保・保証などの取り付けを行っています。当社及び連結子会社は、顧客の支払及び回収状況を常にモニタリングしており、過去の貸倒実績率及び将来倒産確率などに基づき一部の債権を集合的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しています。また当社及び連結子会社は、特定の顧客に対してその財政状態や与信の状況、債権の回収状況を個々にモニタリングしており、債権全額(元利合計)を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合には、債権の内容、回収遅延期間、格付機関による評価、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価、担保物件の公正価値、並びにその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しています。経営者は、償却原価で測定される債権の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分に計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しています。ただし、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより債権の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社及び連結子会社が追加で貸倒引当金を設定する可能性もあります。

③ 非金融資産の減損

当社及び連結子会社は、たな卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っており、帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を認識しています。回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローを資産固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しており、将来の市場の成長度合、収益と費用の予想、資産の予想使用期間等の前提条件を使用しています。

経営者は、減損の事実の有無に関する判断、及び使用価値や公正価値の見積りに関する評価は合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより非金融資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社及び連結子会社が追加で減損損失を認識する可能性もあります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を用いた年金数理計算により見積られます。特に割引率は、退職給付債務及び費用を決定する上で重要な前提条件であり、測定日時点における、従業員への給付が実行されるまでの予想平均期間に応じた優良債券の利回りに基づき決定しています。経営者は、年金数理計算上用いられる前提条件と方法は適切であると判断しています。ただし、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件の変更がある場合には、当社及び連結子会社の退職給付債務及び費用に影響を与える可能性もあります。

⑤ 繰延税金資産の回収可能性

当社及び連結子会社における繰延税金資産の残高は多額であるため、繰延税金資産の回収可能性に関する評価は会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

当社及び連結子会社は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎期末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。

経営者は、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、繰延税金資産が回収可能な額として計上されていると判断しています。ただし、これらの見積りには経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社及び連結子会社が繰延税金資産を減額する可能性もあります。

(2) 当連結会計年度の業績の概況

① 収益

当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から略横ばいの7兆6,695億円となりました。このうち、商品販売に係る収益は、前連結会計年度から361億円(1%)減少し、6兆5,980億円となり、また、サービス及びその他に係る収益は704億円(7%)増加し、1兆715億円となりました。主な増減要因(セグメント別)は以下のとおりです。

- ・生活産業グループの収益は、鮭鱒養殖事業など事業拡大(新規連結)の影響により、前連結会計年度から951億円(4%)増加し、2兆4,486億円となりました。
- ・新産業金融事業グループの収益は、販売用不動産の売却などにより、前連結会計年度から579億円(34%)増加し、2,302億円となりました。
- ・エネルギー事業グループの収益は、販売数量の減少及び油価の下落の影響などにより、前連結会計年度から698億円(4%)減少し、1兆8,162億円となりました。

② 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度を239億円(2%)上回る1兆2,099億円となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、事業拡大(新規連結)の影響などにより、前連結会計年度から459億円(5%)負担増の9,988億円となりました。

④ 有価証券損益

当連結会計年度の有価証券損益は、前連結会計年度を10億円(2%)下回る454億円(利益)となりました。

⑤ 持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益

当連結会計年度の持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益は、生活産業グループや地球環境・インフラ事業グループで過年度減損株式の振戻しを計上したことにより942億円となりました。

⑥ 固定資産除・売却損益

当連結会計年度の固定資産除・売却損益は、前連結会計年度から160億円(268%)増加し、219億円(利益)となりました。

⑦ 固定資産減損損失

当連結会計年度の固定資産減損損失は、当連結会計年度にオセアニア・北米・欧州のガス・石油開発事業において減損損失を計上したことなどにより、前連結会計年度から947億円(462%)負担増の、1,152億円となりました。

⑧ その他の損益－純額

当連結会計年度のその他の損益は、為替関連損益の改善などにより、前連結会計年度から214億円(32%)改善し、454億円(費用)となりました。

⑨ 金融収益

当連結会計年度の金融収益は、資源関連投資先(非鉄金属)からの受取配当金の増加などにより、前連結会計年度から77億円(4%)増加し、2,049億円となりました。

⑩ 金融費用

当連結会計年度の金融費用は、支払利息の負担増加などにより、前連結会計年度から143億円(45%)負担増の、461億円となりました。

⑪ 持分法による投資損益

当連結会計年度の持分法による投資損益は、前連結会計年度から354億円(21%)増加し、2,038億円(利益)となりました。

⑫ 税引前利益

当連結会計年度の税引前利益は、上記の理由から、前連結会計年度から428億円(8%)増加し、5,747億円となりました。

⑬ 法人所得税

当連結会計年度の法人所得税は、税引前利益の増加に伴い、前連結会計年度から227億円(16%)の負担増の、1,683億円となりました。

⑭ 非支配持分に帰属する当期純利益

当連結会計年度の非支配持分に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から192億円(77%)減少し、58億円となりました。

⑮ 当社の所有者に帰属する当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の当社の所有者に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から392億円(11%)増加し、4,006億円となりました。

(3) 当連結会計年度のセグメント別業績概況

(以下「連結純利益」は、「当社の所有者に帰属する当期純利益」を指しています。)

① 地球環境・インフラ事業グループ

地球環境・インフラ事業グループは、電力、水、交通や、その他産業基盤となるインフラ分野における事業及び関連する取引などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から85億円(28%)増加し、392億円となりました。

売上総利益は、インフラ関連事業における取引利益の増加などにより、前連結会計年度から31億円(11%)増加し、316億円となりました。

持分法による投資損益は、FPS0事業及び米州発電事業における持分利益の増加などにより、105億円(57%)増加し、289億円となりました。

上記のほか、過年度減損株式の振戻し益による持分利益の増加や、油田の生産・開発事業向け融資・保証案件における債務保証損失引当金の計上などがあったことで、当連結会計年度の連結純利益は204億円となり、前連結会計年度と比較して42億円(26%)の増加となりました。

② 新産業金融事業グループ

新産業金融事業グループは、アセットマネジメント、インフラ向け投資、企業のパイアウト投資から、リース、不動産開発、物流などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から579億円(34%)増加し、2,302億円となりました。

売上総利益は、販売用不動産の売却などにより、前連結会計年度から85億円(13%)増加し、757億円となりました。

持分法による投資損益は、ファンド関連事業やリース事業における持分利益の増加などにより、169億円(104%)増加し、331億円となりました。

上記の結果、当連結会計年度の連結純利益は401億円となり、前連結会計年度と比較して104億円(35%)の増加となりました。

③ エネルギー事業グループ

エネルギー事業グループは、石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、天然ガス液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPGなどの販売取引、新規エネルギー事業の企画開発などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から698億円(4%)減少し、1兆8,162億円となりました。

売上総利益は、市況悪化に伴う取引利益の減少などにより、前連結会計年度から30億円(5%)減少し、592億円となりました。

持分法による投資損益は、円安による影響などにより、59億円(9%)増加し、716億円となりました。

上記のほか、事業環境の変化等に伴うオセアニア・北米・欧州のガス・石油開発事業における減損損失の計上などにより、当連結会計年度の連結純利益は823億円となり、前連結会計年度と比較して363億円(31%)の減少となりました。

④ 金属グループ

金属グループは、薄板・厚板などの鉄鋼製品、石炭・鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅・アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から204億円(2%)減少し、8,528億円となりました。

売上総利益は、豪州石炭事業における販売価格の下落などにより、前連結会計年度から426億円(18%)減少し、1,993億円となりました。

持分法による投資損益は、資源関連投資先(非鉄金属)からの受取配当金及び持分利益の増加、並びに資源関連投資における減損計上額の減少などにより、15億円(125%)増加し、27億円となりました。

上記の結果、当連結会計年度の連結純利益は139億円となり、前連結会計年度と比較して59億円(74%)の増加となりました。

⑤ 機械グループ

機械グループは、工作機械、農業機械、建設機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器、自動車などの幅広い分野において、販売、金融、物流、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から223億円(3%)減少し、8,067億円となりました。

売上総利益は、アジア自動車事業における販売減少があったものの、それ以外の地域における自動車事業や船舶事業、産業機械事業における取引利益の増加などにより、前連結会計年度から106億円(6%)増加し、1,973億円となりました。

持分法による投資損益は、アジア自動車事業における持分利益の増加などにより、22億円(7%)増加し、322億円となりました。

上記の結果、当連結会計年度の連結純利益は913億円となり、前連結会計年度における保有資産の評価に伴う一過性利益計上の反動などにより、前連結会計年度と比較して75億円(8%)の減少となりました。

⑥ 化学品グループ

化学品グループは、原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった基礎原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの川下・川中製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から略横ばいの1兆4,623億円となりました。

売上総利益は、食品化学事業子会社の新規連結及び取引利益の増加などにより、前連結会計年度から83億円(8%)増加し1,109億円となりました。

持分法による投資損益は、メタノール事業関連会社の利益の増加などにより、15億円(9%)増加し、188億円となりました。

上記のほか、単体及びプラスチック等関連事業会社の取引利益の増加などにより、当連結会計年度の連結純利益は314億円となり、前連結会計年度と比較して97億円(45%)の増加となりました。

⑦ 生活産業グループ

生活産業グループは、食料、繊維、生活物資、ヘルスケア、流通・小売など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から951億円(4%)増加し、2兆4,486億円となりました。

売上総利益は、鮭鱒養殖事業子会社の新規連結や畜産事業における販売価格上昇などにより、前連結会計年度から445億円(9%)増加し、5,254億円となりました。

持分法による投資損益は、本邦投資先の売却などによる持分利益の減少などにより、20億円(9%)減少し、206億円となりました。

上記のほか、過年度減損株式の振戻し益などにより、当連結会計年度の連結純利益は1,205億円となり、前連結会計年度と比較して613億円(104%)の増加となりました。

地域別セグメントの状況は以下のとおりです。

① 日本

当連結会計年度の収益は、新産業金融事業グループにおいて販売用不動産の売却があったものの、エネルギー事業グループにおける販売数量の減少及び油価の下落の影響などにより、前連結会計年度から、708億円(1%)減少し、5兆3,608億円となりました。

② アメリカ

当連結会計年度の収益は、生活産業グループの連結子会社における販売価格の下落などにより、前連結会計年度

から、140億円(2%)減少し、6,087億円となりました。

③ その他地域

当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から、1,191億円(8%)増加し、1兆7,000億円となりました。

(4) 当連結会計年度のセグメント別の事業環境と翌連結会計年度以降の見通し

① 地球環境・インフラ事業グループ

当連結会計年度は、米国では堅調な景気回復が続き、欧州でも緩慢な状況ながらも全体的に景気を持ち直す動きが続きました。国内では円安・株高傾向を受けて企業業績が回復に向かうなど世界的に景況回復の兆しが見え始めた中で、当グループは、過年度減損株式の振戻し益による持分利益に加え、アジアや米国での発電事業及びFPSO事業における利益増加などが収益を押し上げました。

翌連結会計年度においても、新興・発展途上国を中心に電力、水、交通、プラントなどの社会・産業インフラに対する需要は底堅く推移すると見ており、当グループが擁する事業領域においては中長期的にも豊富なビジネスチャンスがある中、引き続き安定的な成長が見込める事業環境にあると考えています。

当グループの主な事業領域別の環境認識は以下のとおりです。

電力事業では、アジア、米州を中心に電力需要の伸びも堅調であり、再生可能エネルギーの中でも洋上風力に注力している欧州では、洋上風力発電とそれに付随する海底送電の事業機会も引き続き見込めるものと予想されます。また、国内では原子力発電所の再稼働が遅れる中、代替となる電源開発計画による新規の発電事業機会もあり発電設備商談も期待されます。

水事業では、国内では政府が重要政策として取り上げているコンセッション化に向け官民連携の流れが加速しているほか、国外ではアジア大洋州・中東・アフリカを中心に海水淡水化プラントに対する需要の高まりをはじめ、水処理インフラ関連の事業機会の増加が期待される事から引き続き良好な事業環境が維持されるものと思われま

す。交通事業の分野では、スペインでのコンテナターミナル運営事業への参入、ミャンマーでの空港運営事業への参入、鉄道機器関連でも、トルコ イスタンブール、カタール ドーハ向け等の大型車輛プロジェクトの受注がありました。世界規模での物流のグローバル化、並びに新興国における著しい経済発展及び中東諸国における大規模投資による移動人口の増大や、都市部への人口集中等を背景として、引き続き交通分野の需要は旺盛であり、安定収益の確立に努める事ができる事業環境にあると考えています。

プラントエンジニアリング事業では、当連結会計年度の前半においては石油・ガス田の開発・生産設備やLNG・製油所などのプロジェクトで大型の投資決定がなされるも、後半は油価下落の影響を受けて資源国を中心に投資の伸びに鈍化がみられました。翌連結会計年度も継続して油価の動向に注視を要する状況は不変である一方、世界のエネルギー需要は引き続き堅調であることから競争力のあるプロジェクトは着実に実現していくと考えられ、全体的には底堅い新規プラント需要が見込める事業環境にあると認識しています。また、主力取扱商品である大型コンプレッサの市場は一部案件遅延等がみられるものの、需要は堅調であり、プラントのみならず設備供給を通じて市場の成長を確実に取り込める事業環境にあると認識しています。

② 新産業金融事業グループ

当連結会計年度は、先進国による金融緩和の継続等を背景に、国内及び米国、英国等で株式、不動産の市況が順調に推移しました。このような市場環境の下、当グループでは不動産関連事業、リース事業が好調に推移したことや、ファンド関連事業における好業績により、当連結会計年度の連結純利益は401億円となり、前連結会計年度から104億円の増益となりました。

翌連結会計年度は、中国の景気動向、米国の金融引き締めなど、一部懸念要素はあるものの、全体感としては当グループの対面市場の景況は底堅く推移するものと見ており、不動産やプライベート・エクイティ等のオルタナティブ資産を対象としたアセットマネジメント事業や、リース事業、国内外の不動産開発事業を中心に事業を展開していきます。

当グループの主な事業分野の環境認識については以下のとおりです。

国内不動産関連事業分野においては、当連結会計年度は、国内において前連結会計年度の4.6兆円を超える4.8兆円の不動産取引が行われました。また不動産市況の回復に加え、長期金利の低下や円安・株高の流れのなか、東証REIT指数が年間を通じて3割近い伸びを示すなど、公募・私募ファンドともに不動産ファンド分野も活況を呈

しました。翌連結会計年度も、J-REITの新規上場と増資、及び私募REITの新規立ち上げ、並びに海外資金の流入拡大を背景に、引き続き不動産及び不動産ファンド市況は好調に推移すると予想されます。

海外不動産関連事業においては、北米は人口増加、雇用回復、景気回復などファンダメンタルズは安定した改善基調にあり、不動産の売買・賃貸市場共にマーケットの回復は顕著です。中国の不動産市況は短期的には頭打ち感がありますが、中間所得者層の実需に伴う住宅購入ニーズは衰えておらず、ネット通販等の市場拡大により高機能物流施設へのニーズも持続すると予想されます。アセアンについても、堅調な経済成長、人口成長を背景に中間所得層向け分譲住宅や物流施設のニーズが増加しています。

リース事業分野においては、当連結会計年度の国内リース需要は、消費税増税に伴う影響等もあり、前年度を下回る推移となりましたが、輸出産業を中心に企業収益の改善、設備投資の拡大等も見え始めており、国内リース市場は穏やかに回復すると予想されます。航空機リース分野については、航空会社の新規参入などによる機材調達ニーズと資金ニーズの高まり、新興国需要、経済性の高い機体への切替需要に支えられ、継続的な伸長が見込まれています。

③ エネルギー事業グループ

当連結会計年度前半の原油（Brent）相場はロシアによるクリミア半島の編入や中東での地政学リスクの高まりにより断続的に上昇し、6月には110ドル超まで上伸しました。しかし7月以降は米国でのシェールオイルの増産速度が加速化する一方、中国をはじめとする新興国の景気減退やサウジアラビアを中心とするOPECの原油生産量の維持により原油価格は断続的に下落し、平成27年1月には50ドルを割るレベルまで半減しました。その後、米国でのシェールオイルの減産傾向が高まる一方、世界的にも原油需要が回復傾向にあることから原油価格は再び60ドル超まで戻っていますが年度前半のように100ドルといったレベルまで原油価格が急激に回復するのは難しい状況です。当連結会計年度の原油相場は、平成20年のリーマンショックに次ぐレベルで原油価格が半減するという激動の1年でした。

翌連結会計年度の原油価格は当連結会計年度と同様に、不安定な動きになるものと予想されます。米国でのシェールオイルの生産は、短期的には減産傾向が継続する可能性が高く供給面での懸念材料として原油価格上昇の要素と考えられる一方、イランとP5+1の核開発枠組み合意等の動向によっては潜在的な供給余剰が発生する可能性もあり、依然として原油生産量を維持拡大しているOPECの動向も含め今後相場を軟化させる可能性があります。加えて米FRBの量的緩和の縮小やギリシャの財政破綻危機に象徴される欧州の景気回復動向、中国景気の先行不透明感といったグローバル経済の動向は原油相場の攪乱要因と考えられます。以上から引き続き上下双方向の相場変動が予想されます。中長期的には原油価格は底を打ち緩やかな回復傾向にあるとも考えられるものの、短期的には強弱材料が同時並行的に発生する可能性が高く、今後の動向には注視する必要があります。

なお、翌連結会計年度の業績見通しの算出に際しては、原油価格を、ドバイ原油1バーレル当たり65ドルを前提としています。当グループは豪州、マレーシア、ブルネイ、サハラ、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいて上流権益あるいはLNG液化設備を保有しており、上記の原油価格の変動により、当グループの業績は影響を受けることとなりますが、原油価格1バーレル当たり1ドルの変化が、主に持分法による投資損益の変動を通して連結純利益15億円程度の変動をもたらすと試算しています。ただし、この価格変動が当グループの業績に影響を及ぼすまでにはタイムラグがあるため、この価格変動がただちに同じ連結会計年度の業績に反映されるとは限りません。

④ 金属グループ

平成26年暦年の世界の粗鋼生産は約17億トンと5年連続で過去最高を記録しましたが、世界粗鋼生産のほぼ半分を占める中国においては、減産傾向にあるものの、未だ生産能力は過剰な状況にあり、鉄鋼市況並びに鉄鋼原料価格は低迷しました。また、非鉄金属価格も1年を通じ上値の重い状態が継続し、銅地金の年間平均価格は原油価格の下落等により前連結会計年度の1トン当たり7,104ドルから6,558ドルに下落しました。

このような環境のもと、豪州資源関連子会社Mitsubishi Development Pty社ではコスト削減と生産性向上の取組みの成果によりコスト単価が改善し、販売数量も増加した一方、価格が前年度から大幅に下落したこと等により、前連結会計年度と比較して減益となりました。一方、当グループの連結純利益は、資源関連投資先（非鉄金属）からの受取配当金及び持分利益の増加、並びに資源関連投資における減損計上額の減少などにより、前連結会計年度と比較して増益となりました。

中長期的には新興国の経済成長が世界経済を牽引し、金属資源・製品の需要や市況は今後堅調に推移していく見

通しであり、商品市況は緩やかに回復する見込みです。

当グループの翌連結会計年度における業績見通しは、金属資源の市況回復が遅れているものの、前連結会計年度における一過性損失の反動や、足許までに実施した生産性向上及びコスト施策の効果もあり、当連結会計年度と比較して増益となる見込みです。

⑤ 機械グループ

当連結会計年度は、アジア地域における自動車需要の減少の影響を大きく受ける中で、円安や他事業の伸長などその他の利益増が収益を下支えしましたが、前連結会計年度における保有資産の評価に伴う一過性利益計上の反動により、前連結会計年度と比較して減益となりました。翌連結会計年度もアジア自動車事業や船舶市況については好転を見込む事は難しい状況ですが、引き続きその他分野における成長に向けた取組みと、中長期的な事業環境の好転に備えた事業基盤の強化を進めていきます。

当グループの主な事業分野の環境認識については以下のとおりです。

産業機械事業では、国内レンタル事業において、公共事業や東京オリンピックを契機とする建設投資が当連結会計年度に引き続き好調に推移する事が見込まれます。エレベーター事業は、アセアン諸国における旺盛な建設需要を背景に販売が好調に推移しました。翌連結会計年度以降の需要も堅調な伸びを維持すると予想しています。工作機械事業は、設備投資減税や補助金の効果もあり国内事業が伸長し、また北米市場も製造業回帰の動きから堅調に推移しました。翌連結会計年度は、中国やアセアンの一部に景気減速の影響も予想されますが、国内・北米市場では当連結会計年度と同様に好環境が続く見通しです。

船舶関連事業では、撒積船市況は低迷が続いているものの、中長期的には、世界経済の成長に沿った撒積貨物の荷動き増加、新造船竣工量の減少等による需給改善が市況回復につながると予想されます。また世界規模でのLNG需要の高まりによりガス船及び関連海洋特殊船事業は好調を維持している事もあり、事業環境は徐々に改善に向かうと予想されます。

三菱自動車関連事業では、ロシア市場が大幅に縮小し始めている等、新興市場においては厳しい状況となりましたが、成熟市場においては円安の進行などの事業環境の改善がありました。翌連結会計年度は、新興市場の環境が更に厳しくなることが想定されますが、最大の事業パートナーである三菱自動車の基本方針も踏まえ、引き続き重要市場であるインドネシア、ロシア、中国において更に事業基盤を強化するとともに、その他市場での販売拡大に注力していきます。

いすゞ自動車関連事業では、主力のタイ市場で、農作物価格の低迷などの影響により、平成26年暦年の自動車需要が前年比33.8%の大幅減となりました。翌連結会計年度は、引き続き主力のタイ市場が停滞すると見られることに加え、競争激化も予想されますが、中長期的な成長を目指し、タイに加えて、インド等での取り組みも強化していきます。

⑥ 化学品グループ

当連結会計年度の化学品市況は、世界経済が緩やかな回復基調にある中で、新興国経済の成長鈍化や中国での大規模増設による供給過剰の影響等により、総じて低調に推移しました。また、年度後半には、原油価格の急落に伴い製品市況は下落し、買い控えも起こるなど需要面では全般に力強さを欠きました。

今後については、アジア市場を中心とした需要の伸張が引き続き期待される一方で、原油価格の低迷に加え、中国での設備過剰と経済成長の減速傾向は当面続くと考えられ、市況は不安定な動きになることが予想されます。

中期的には、シェールガスを基調として北米での石油化学産業は競争力・供給力を増し、世界的に石油化学業界の構造変化（業界再編、設備の統廃合）や、物流・製品供給フローの変化が生じると見込まれ、当社機能を発揮する事業機会が拡大すると予想されます。

また、新興国での中間層の拡大と生活水準の向上や先進国での高齢化の流れに伴い、健康・安全・安心・おいしさに対する関心が高まっており、食品化学等の「ライフサイエンス」分野での需要は堅調な拡大が見込まれます。当グループは、こうした事業環境やニーズの変化に対応すべく、食品化学・医薬品関連事業を推進し、国内外市場の成長を積極的に取り込んでいきます。また、サウジアラビアの石油化学事業やベネズエラのメタノール事業といった中核ビジネスの更なる強化を図りつつ、汎用化学品分野におけるトレーディング基盤を拡大すると共に、プラスチック等の機能化学品分野におけるビジネス・チェーンと連結事業強化を継続的に推進します。

⑦ 生活産業グループ

当連結会計年度の国内市場は、平成26年4月の消費税率引き上げ(5%→8%)の影響等により家計消費は前年割れと低迷したものの、直近では株価上昇や景気の復調を背景に、回復の兆しが見えてきました。人口減少による市場規模の縮小傾向は今後も続くと考えられますが、高齢化の進行等に伴う生活スタイルの変化によって新たな需要創出が期待できると捉えています。海外市場は、経済成長はやや鈍化したものの、アジアを中心とする新興国では所得水準の上昇による消費の質量双方の拡大が期待できます。このような事業環境を踏まえ、国内では規模化・合理化を含めた機能強化を進め、海外では市場成長取込みに向けた事業基盤の拡充を図っていきます。

原料・一次加工分野では、主要穀物等の国際価格は概ね軟化基調で推移しましたが、国内では円安に伴うコスト増により、厳しい環境となりました。一方で、海外では新興国の食肉や水産品需要が引き続き拡大しており、畜産や水産養殖事業等を含めた原料調達網拡充の重要性が益々高まっています。特に、鮭鱈は価格下落が潜在需要を喚起し、市場拡大が予想されると共に、価格も回復基調が見え始めています。

製品製造・中間流通分野では、繊維領域は、国内市場において製造小売チェーンの販売が好調で、円安によるコスト上昇等はあるものの、底堅い需要に支えられています。海外の新興国市場では、旺盛な消費による市場拡大が続いており、生産拠点の東南アジアシフト等によるコストダウンの取組等も進めながら、事業成長を図っていきます。紙・パッケージング領域は、原料価格の高騰と円安によるコスト増の影響により厳しい事業環境となりました。タイヤ領域は、ロシアの通貨安による市場縮小等が見られたものの、総じて海外市場で需要拡大が続いており、新興国での事業成長が期待できます。ヘルスケア領域は、国内外で市場拡大が予想されます。医療費抑制等の要請から病院から地域医療へと医療現場の分散が進み、ヒト、モノ、カネの全てにおいて医療機関の業態を超えた業務効率化やコスト削減、役割分担の仕組み作りへのニーズが高まっています。様々な製品・サービスの提供を行う事で、ヘルスケア分野での新たな事業機会についても検討していきます。

リテイル分野では、スマートフォンの普及等に伴い、買い物の方法も多様化しています。インターネットと店舗の垣根が低くなり、生活の様々な場面で、必要な時に必要なモノ・サービスを提供する事の重要性が高まっています。消費者の生活スタイルやニーズの変化に対応した商品開発や事業展開を図ることで、都市部だけでなく、各地方の文化に根差した地産地消の取組支援等も含めて、より豊かな消費生活に貢献していきます。

(5) 流動性と資金の源泉

① 資金調達方針と流動性マネジメント

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、コマーシャル・ペーパーや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メガバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。

当連結会計年度は、米国の緩やかな景気回復が継続した一方で、本邦及び欧州や新興国経済は力強さを欠き、また原油安の進行等不透明な金融環境が続きました。当社としても借入や国内外の社債で調達期間の長期化を進め、財務健全性の向上に努めました。

このような資金調達活動の結果、当連結会計年度末のグロス有利子負債残高は、前連結会計年度末から2,732億円増加し6兆3,490億円となり、このうち86%が長期資金となっています。尚、当社のグロス有利子負債残高は4兆631億円であり、このうち長期資金は99.5%を占め、平均残存期間は約6年となっています。

翌連結会計年度は、引き続き長期資金を中心とした資金調達を継続していく方針です。更に、将来の資金需要に備えるため、資金調達ソースを多様化するとともに、引き続き連結ベースでの資金効率の向上を図っていきます。また、金融市場の環境は、引き続き予断を許さないため、細心の注意を払って対処すべく、現預金等および銀行融資枠(コミットメントライン)を十分に確保し、流動性を維持していきます。

連結ベースでの資金管理体制については、当社を中心に国内外の金融子会社、海外現地法人等において集中して資金調達を行い、子会社へ資金供給するというグループファイナンス方針を原則としています。結果として、当連結会計年度末では、連結有利子負債のうち80%が当社、国内外の金融子会社、海外現地法人等による調達となっています。今後も、連結経営の高度化を進めるという経営方針を踏まえ、連結ベースでの資金管理体制の更なる充実を図ります。

当連結会計年度末の流動比率は連結ベースでは153%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いといえます。また、当連結会計年度末時点の当社、米国三菱商事、Mitsubishi Corporation Financeでコマーシャル・

ペーパー及び1年以内に償還を予定している社債を合わせた短期の市場性資金が3,340億円あるのに対して、現預金、一年以内に満期の到来する公社債、売買目的の有価証券、フィーを支払って確保しているコミットメントラインが合計で2兆2,217億円あり、カバー超過額は1兆8,877億円と十分な水準にあると考えています。なお、当社のコミットメントラインについては、円貨で5,100億円を国内主要銀行より、外貨で主要通貨10億ドル、ソフトカレンシー3億ドル相当を欧米を中心とした国内外の主要銀行より取得しています。

当社ではグローバルな資金調達とビジネスを円滑に行うため、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）の3社から格付けを取得しています。3社の平成27年5月14日時点の当社に対する格付け（長期/短期）は、R&IがAA-/a-1+（見通し安定的）、ムーディーズがA1/P-1（見通しネガティブ）、S&PがA+/A-1（見通し安定的）となっています。

② 資産及び負債・資本

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末より8,732億円(5%)増加し、16兆7,744億円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より3,386億円(5%)増加し、7兆6,087億円となりました。これは、運転資金の回収に伴い現金及び現金同等物が増加したことなどによるものです。

非流動資産は、前連結会計年度末より5,346億円(6%)増加し、9兆1,657億円となりました。これは、持分法で会計処理される投資が円安の影響や減損の戻入により増加したことや、子会社の新規連結に伴い各資産が増加したことなどによるものです。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末より3,571億円(3%)増加し、10兆7,188億円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末より1,264億円(3%)増加し、4兆9,790億円となりました。これは、未払輸入消費税及びリース債務が増加したことなどによるものです。

非流動負債は、前連結会計年度末より2,307億円(4%)増加し、5兆7,398億円となりました。これは、円安の影響や新規及び追加投資実行に伴う資金調達により長期借入債務が増加したことなどによるものです。

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末から5,162億円(9%)増加し、6兆556億円となりました。

当連結会計年度末の当社の所有者に帰属する持分は、前連結会計年度末より5,028億円(10%)増加し、5兆5,705億円となりました。これは、親会社における配当の支払いがあったものの、当期純利益の積み上げに加え、円安に伴い在外営業活動体の換算差額が増加したことなどによるものです。

また、非支配持分は、前連結会計年度末から略横這いの4,851億円となりました。

有利子負債総額から現預金を控除した有利子負債（ネット）は、前連結会計年度末より1,334億円(3%)減少し、4兆4,677億円となりました。この結果、有利子負債（ネット）を当社の所有者に帰属する持分で除した有利子負債倍率（ネット）は0.8倍となり、前連結会計年度末より0.1ポイント減少しました。

③ キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,932億円増加し、1兆7,252億円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動により資金は7,983億円増加しました。これは、法人所得税の支払いなどがあったものの、営業収入や配当収入のほか、運転資金の回収などにより資金が増加したものです。

また、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、営業収入や配当収入のほか、運転資金の回収などにより、前連結会計年度と比較して4,167億円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動により資金は1,549億円減少しました。これは、航空機などの売却や子会社での貸付金の回収、関連会社の有償減資による収入などがあったものの、鮭鱒養殖事業への投資、豪州石炭事業での設備投資などにより、資金が減少したものです。

また、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、鮭鱒養殖事業への投資があったものの、豪州石炭事業での設備投資の減少や貸付金の回収などにより、前連結会計年度と比較して、1,456億円の増加となりました。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリーキャッシュ・フローは6,434億円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動により資金は3,053億円減少しました。これは、資産の売却や運転資金の回収に応じた借入の返済に加え、自己株式の取得や親会社における配当などにより、資金が減少したものです。

また、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、資産入替に伴う借入の返済や自己株式の取得等により、前連結会計年度と比較して、1,865億円の減少となりました。

(6) 戦略関連事項

① 経営課題と今後の方針

経営課題と今後の方針につきましては、「3. 対処すべき課題」をご覧ください。

② 利益配分に対する基本方針

配当政策につきましては、「第4 提出会社の状況」の「3. 配当政策」をご覧ください。

③ 主たる投資活動

当社は、持続的な成長を目指して、今後も収益の柱として期待される金属資源・エネルギー資源分野や、将来の収益の柱として期待する全社戦略地域・分野を含め、地球環境・金融・機械・化学品・生活産業などの分野に、継続的に投資を行っていく方針としています。

当社が平成25年5月に策定した「経営戦略2015」では、資産の入れ替えを一段と加速させると共に、平成25年度から平成27年度の向こう3年間で、計2兆～2兆5,000億円の投資を行う計画としており、当連結会計年度中は、総額7,600億円の投資を実行しました。

主な内容は、鮭鱒養殖会社Cermaq ASA（現「Cermaq Group AS」）取得の他、資源案件の拡張、船舶事業への投資となります。

(注意事項)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

第3 【設備の状況】

設備の状況の各項目の金額には、消費税等は含まれていません。

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における主な設備投資としては、金属グループにおいて、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY社が、既存設備の維持及び生産能力拡張などのための投資95,732百万円（鉱業権を含む）を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の設備の状況

事業	事業所名	設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
-	本店(三菱商事ビル)	事務所	東京都千代田区	1,409	5,306	69,977	13,890	166	
-	本店(丸の内パークビルほか)	事務所	東京都千代田区ほか	2,354	-	-	-	-	借室 賃借料 10,367百万円/年
-	関西支社	事務所	大阪府大阪市北区	127	-	-	-	-	借室 賃借料 342百万円/年
-	中部支社	事務所	愛知県名古屋市中村区	51	-	-	-	-	借室 賃借料 395百万円/年

(2) 国内子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
金属	メタルワン	荷役作業設備ほか	大阪府大阪市大正区ほか	10,184	2,004,944	39,852	18,219	16,939	
機械	レンタルのニッケン	建設機械ほか	東京都千代田区ほか	2,116	163,079	8,676	6,254	29,684	
生活産業	三菱食品	事業所及び物流センター	東京都大田区ほか	5,324	553,227	24,459	14,687	4,500	

(3) 在外子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
地球環境・インフラ事業	DIAMOND GENERATING CORPORATION	発電施設	LOS ANGELES, U. S. A.	60	40,470	641	35,940	53	
新産業金融事業	MCAP EUROPE	航空機	DUBLIN, IRELAND	12	-	-	-	108,824	
金属	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	建物ほか	QUEENSLAND, AUSTRALIA	68	710,876,147	13,282	383,566	236,141	
機械	DIAMOND STAR SHIPPING	船舶ほか	SINGAPORE, SINGAPORE	23	-	-	-	72,206	
生活産業	CERMAQ GROUP	養殖施設	FINNMARK, NORWAY ほか	3,475	4,623,095	1,870	9,328	25,133	
生活産業	PRINCES	食品・飲料製造工場	BRADFORD, UK ほか	6,867	1,165,000	1,725	20,335	30,943	

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、機械及び装置、航空機及び船舶などの合計です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

金属グループにおいて、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY社が、既存設備の維持及び生産能力拡張などのための投資を計画しております。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,624,036,751	1,624,036,751	東京、名古屋 (以上各市場第一部)、 ロンドン各証券取引所	発行済株式は 全て完全議決 権株式かつ、 権利内容に限 定のない株式 です。 単元株式数は 100株です。
計	1,624,036,751	1,624,036,751	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成17年6月24日定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	742個	240個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	74,200株	24,000株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1,691円 (注)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,691円 資本組入額 846円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、1円未満の端数はこれを切り上げる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権及び旧商法に定める新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ロ. 平成17年6月24日定時株主総会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	732個	598個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	73,200株	59,800株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
4. 上記3.にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②会社法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	13,152個	11,830個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,315,200株	1,183,000株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	2,435円 (注)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,435円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

- 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 行使価額において、新株予約権の割当て後、当社が、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	472個	413個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	47,200株	41,300株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
3. 上記2.にかかわらず、平成43年6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ハ. 平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	579個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,900株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ. 平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	40個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月3日から 平成49年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ホ. 平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成20年7月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,015個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	101,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成50年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

へ、平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	62個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月2日から 平成50年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト. 平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	3,163個	3,097個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	316,300株	309,700株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ. 平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	94個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	9,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月8日から 平成51年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

リ. 平成22年7月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	2,689個	2,509個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	268,900株	250,900株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月3日から 平成27年8月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成24年8月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ス. 平成23年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	597個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	59,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月7日から 平成52年8月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成24年8月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ル. 平成23年7月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	3,276個	3,181個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	327,600株	318,100株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月2日から 平成53年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成25年8月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヲ. 平成24年5月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	313個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	31,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月5日から 平成53年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成25年8月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ワ. 平成24年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	6,861個	6,332個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	686,100株	633,200株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成26年8月7日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

カ. 平成25年5月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	262個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月4日から 平成54年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年6月4日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヨ. 平成25年7月26日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	5,564個	5,539個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	556,400株	553,900株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月13日から 平成55年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年8月13日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

タ. 平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,095個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	109,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月3日から 平成55年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年8月13日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

レ. 平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	5,918個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	591,800株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月3日から 平成27年6月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成28年6月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ソ. 平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	割当日現在 (平成27年6月1日)	事業年度末現在 (平成27年3月31日)
新株予約権の数	251個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	25,100株	—
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	—
新株予約権の行使期間	平成27年6月2日から 平成56年6月2日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	—
新株予約権の行使の条件	(注)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	—

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成28年6月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ツ. 平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	割当日現在 (平成27年6月1日)	事業年度末現在 (平成27年3月31日)
新株予約権の数	4,765個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	476,500株	—
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	—
新株予約権の行使期間	平成27年6月2日から 平成57年6月1日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	—
新株予約権の行使の条件	(注)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	—

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成29年6月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	581	1,697,268	369	203,598	369	213,312
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	△43,762	1,653,506	848	204,446	849	214,161
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	—	1,653,506	—	204,446	—	214,161
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	—	1,653,506	—	204,446	—	214,161
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	△29,469	1,624,037	—	204,446	—	214,161

- (注) 1. 平成22年度における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使によるものです。
2. 平成23年度は、5月31日付の自己株式の消却(△45,000,000株)と同第1四半期会計期間における新株予約権(ストックオプション及び新株予約権付社債)の行使(1,237,480株)の結果、発行済株式総数は減少、資本金及び資本準備金はそれぞれ増加しました。
3. 平成26年度は、7月31日付の自己株式の消却(△29,469,000株)の結果、発行済株式総数は減少しました。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	251	62	2,070	812	141	261,393	264,730	—
所有株式数 (単元)	2	6,477,513	531,424	1,408,520	5,166,106	1,328	2,650,389	16,235,282	508,551
所有株式数 の割合(%)	0.00	39.90	3.27	8.68	31.82	0.01	16.32	100	—

- (注) 1. 自己株式3,591,047株は、「個人その他」欄に35,910単元、「単元未満株式の状況」欄に47株を含めて記載しています。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が、31単元含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	94,850	5.84
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	74,534	4.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	67,273	4.14
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	64,846	3.99
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(三菱重工工業株式会社 口・退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	32,276	1.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	25,620	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.	25,374	1.56
野村信託銀行株式会社(退職給付 信託・三菱UFJ信託銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	22,088	1.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	21,463	1.32
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	19,810	1.21
計		448,137	27.59

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,591,000 (相互保有株式) 普通株式 97,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,619,839,300	16,198,393	—
単元未満株式	普通株式 508,551	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,624,036,751	—	—
総株主の議決権	—	16,198,393	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれています。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数31個が含まれています。
2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれています。
- | | |
|-----------|-----|
| 自己株式 | 47株 |
| (株)ヨネイ | 46株 |
| 松谷化学工業(株) | 55株 |

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱商事(株)(自己株式)	東京都千代田区丸の内 二丁目3番1号	3,591,000	—	3,591,000	0.22
(株)ヨネイ	東京都中央区銀座 二丁目8番20号	46,900	—	46,900	0.00
(株)ミツハシ	神奈川県横浜市金沢区 幸浦二丁目25番地	30,000	—	30,000	0.00
(株)中村商会	東京都中央区日本橋 本石町三丁目1番7号	14,400	—	14,400	0.00
松谷化学工業(株)	兵庫県伊丹市北伊丹 五丁目3番地	6,600	—	6,600	0.00
計	—	3,688,900	—	3,688,900	0.22

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しています。その内容は以下のとおりです。

①平成17年6月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名、執行役員30名及び理事36名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,279,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は12,790個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成17年6月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名及び執行役員30名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	338,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は3,382個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成18年5月18日開催の定例取締役会及び平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成18年5月18日及び平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役14名、執行役員32名及び理事38名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,360,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は13,600個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

④平成18年5月18日開催の定例取締役会及び平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成18年5月18日及び平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役14名及び執行役員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	205,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,050個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑤平成19年5月18日開催の定例取締役会及び平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成19年5月18日及び平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役15名、執行役員25名及び理事29名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	483,400株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は4,834個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑥平成20年5月16日開催の定例取締役会及び平成20年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成20年5月16日及び平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、執行役員43名及び理事52名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	568,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,682個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑦平成21年5月15日開催の定例取締役会及び平成21年6月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成21年5月15日及び平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、執行役員45名及び理事44名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,422,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は14,220個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑧平成22年7月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成22年7月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員48名及び理事47名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	755,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は7,552個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑨平成23年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成23年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員5名及び理事5名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	214,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,140個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑩平成23年7月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、執行役員49名及び理事40名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	771,600株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は7,716個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑪平成24年5月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成24年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名及び理事3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	80,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は801個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑫平成24年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成24年7月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、執行役員50名及び理事48名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	889,900株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は8,899個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑬平成25年5月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、執行役員4名及び理事3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	296,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,960個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑭平成25年7月26日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員31名及び理事38名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	624,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は6,241個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑮平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成26年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、元執行役員1名及び元理事1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	114,500株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は1,145個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑯平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成26年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、執行役員32名及び理事37名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	594,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,941個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑰平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成27年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名、理事1名及び元理事1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	25,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は251個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑱平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成27年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員30名及び理事37名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	476,500株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は4,765個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第2項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成26年5月8日)での決議状況 (取得期間 平成26年5月9日～平成26年7月31日)	40,000,000	60,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	29,469,000	59,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,531,000	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	26.3	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	26.3	0.0
区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成27年5月8日)での決議状況 (取得期間 平成27年5月11日～平成27年8月31日)	45,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	6,928,900	18,984
提出日現在の未行使割合(%)	84.6	81.0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含まれていません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	5,757	12
当期間における取得自己株式	781	1

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	29,469,000	63,309	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使) (単元未満株式の買増請求)	1,317,000 77	649 0	291,200 0	406 0
保有自己株式数	3,591,047	—	10,229,528	—

- (注) 1. 当期間における「その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求)」には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求による株式数は含まれていません。
2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得株式数、新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取請求及び買い増し請求による株式数は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は収益基盤を強固なものとしつつ、効率性・健全性も考慮しながら、持続的な成長・企業価値の最大化を図っていく方針です。このため、財務健全性を維持しながら引き続き内部留保を成長のための投資に活用していきます。

また、「経営戦略2015」では、環境変化に関わらず一定以上の配当を担保すべく、二段階の株主還元方式を導入しており、「安定配当」として1株当たり50円の配当を毎年の利益水準に関わりなく実施し、「業績連動配当」を、毎年の連結純利益のうち、3,500億円を超える利益を原資として、ミニマム配当性向30%とした上で、将来の更なる成長の為の投資資金需要を勘案し決定する方針としています。

平成26年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とすることとし、平成26年度定時株主総会で決議されました。この結果、平成26年度の1株当たり年間配当金は、創立60周年の記念配当10円を含む中間配当金(1株につき40円)と合わせ70円となりました。(注1、2参照)

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成26年11月7日 取締役会決議	64,791	40
平成27年6月19日 定時株主総会決議	48,613	30
平成26年度年間配当の 合計	113,404	70

(注1) 当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

(注2) 当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めています。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	2,500	2,370	1,978	2,108	2,522.5
最低(円)	1,756	1,393	1,330	1,625	1,805

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	2,260.0	2,327.0	2,278.5	2,207.0	2,398.5	2,522.5
最低(円)	1,942.5	2,186.5	2,018.0	2,000.0	2,041.0	2,372.0

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

5 【役員 の 状 況】

男性 17名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 10.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		小島 順彦	昭和16年10月15日生	昭和40年5月 当社入社 平成7年6月 取締役 社長室会事務局部長 平成8年2月 取締役 業務担当取締役 平成9年4月 常務取締役 職能担当役員 平成10年4月 常務取締役 職能総括担当役員(部門A) 平成11年4月 常務取締役 業務・開発総括 平成12年4月 常務取締役 新機能事業グループCEO 平成13年4月 取締役副社長 新機能事業グループCEO 平成13年6月 取締役 副社長執行役員 新機能事業グループCEO 平成16年4月 取締役社長 平成22年6月 取締役会長[現職]	注1	288
代表取締役 社長		小林 健	昭和24年2月14日生	昭和46年7月 当社入社 平成15年4月 執行役員 シンガポール支店長 平成16年6月 執行役員 プラントプロジェクト本部長 平成18年4月 執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業 本部長 平成19年4月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成19年6月 取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成20年6月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成22年4月 副社長執行役員 社長補佐 平成22年6月 取締役 社長[現職]	注1	110
代表取締役 副社長 執行役員	コーポレート 担当役員 (企画業務、グ ローバル渉外、 経済協力、ロジ スティクス総 括)	中原 秀人	昭和25年11月17日生	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 欧州支社長、 欧州三菱商事会社社長、 英国三菱商事会社社長 平成18年4月 執行役員 中国総代表、 三菱商事(中国)有限公司社長 平成19年4月 常務執行役員 中国総代表、 三菱商事(中国)有限公司社長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート 担当役員(地域戦略)、地域開発管掌 平成23年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(企画・業務) 平成26年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート 担当役員(企画業務、グローバル渉外、 経済協力、ロジスティクス総括)[現職]	注1	46
代表取締役 副社長 執行役員	エネルギー事業 グループCEO、 チーフ・コンプ ライアンス・オ フィサー	柳井 準	昭和25年7月5日生	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 エネルギー事業グループCEO補佐 平成17年4月 執行役員 石油事業本部長 平成20年4月 常務執行役員 エネルギー事業グループC00 平成23年4月 常務執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成26年4月 取締役 副社長執行役員 エネルギー事業 グループCEO、チーフ・コンプライア ンス・オフィサー[現職]	注1	48

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 副社長 執行役員	金属 グループCEO	衣川 潤	昭和26年4月7日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 鉄鋼原料本部長 平成20年4月 常務執行役員 金属グループCOO、 鉄鋼原料本部長 平成21年4月 常務執行役員 金属グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 金属グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 金属グループCEO[現職]	注1	42
代表取締役 副社長 執行役員	化学品 グループCEO	宮内 孝久	昭和25年9月13日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 化学品グループCEOオフィス室長 平成18年4月 執行役員 汎用化学品本部長 平成21年4月 常務執行役員 化学品グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 化学品グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 化学品グループCEO[現職]	注1	51
代表取締役 常務 執行役員	コーポレート 担当役員(CFO)	内野 州馬	昭和29年6月29日生	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 執行役員 (三菱自動車工業㈱常務執行役員) 平成22年7月 執行役員 主計部長 平成22年11月 執行役員 主計部長、 コーポレート担当役員補佐 平成25年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成25年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)[現職]	注1	32
代表取締役 常務 執行役員	国内統括、 関西支社長	森 和之	昭和30年2月22日生	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 理事 天然ガス事業第一本部長 平成25年4月 常務執行役員 天然ガス事業本部長 平成26年4月 常務執行役員 国内統括、関西支社長 平成26年6月 取締役 常務執行役員 国内統括、関西支社長[現職]	注1	25
代表取締役 常務 執行役員	コーポレート 担当役員 (広報、総務、 環境・CSR、 法務、人事)	廣田 康人	昭和31年11月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 執行役員 総務部長 平成23年4月 執行役員 コーポレート担当役員補佐、 総務部長 平成26年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員 (広報、総務、環境・CSR、法務、人事) 平成26年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、 環境・CSR、法務、人事)[現職]	注1	27
取締役		佃 和夫	昭和18年9月1日生	昭和43年4月 三菱重工業㈱入社 平成11年6月 同社取締役 平成14年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役社長 平成20年4月 同社取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役[現職] 平成20年6月 当社取締役[現職]	注1	3
取締役		加藤 良三	昭和16年9月13日生	昭和40年4月 外務省入省 アジア局長、総合外交政策局長、 外務審議官、アメリカ合衆国駐劬特命 全権大使を経て 平成20年6月 同省退官 平成20年8月 当社特別顧問 平成21年6月 当社取締役[現職]	注1	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		今野 秀洋	昭和19年7月23日生	昭和43年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 商務流通審議官、貿易局長、 通商政策局長、経済産業審議官を経て 同省退官 平成14年7月 独立行政法人 日本貿易保険 理事長 平成15年2月 (平成21年7月退任) 平成22年1月 当社特別顧問 平成22年6月 当社取締役[現職]	注1	12
取締役		橘・ フクシマ・ 咲江	昭和24年9月10日生	昭和55年6月 ブラックストーン・インターナショナル(株) 入社 昭和62年9月 ベイン・アンド・カンパニー(株)入社 平成3年8月 日本コーン・フェリー・インターナシ ョナル(株)入社 平成7年5月 コーン・フェリー・インターナシ ョナル(株)入社 平成12年9月 米国本社取締役(平成19年9月退任) 日本コーン・フェリー・インターナシ ョナル(株)取締役社長 平成21年5月 同社取締役会長(平成22年7月退任) 平成22年8月 G&Sグローバル・アドバイザーズ(株) 取締役社長[現職] 平成25年6月 当社取締役[現職] 他社の代表者兼務状況 G&Sグローバル・アドバイザーズ(株) 取締役社長 (平成22年8月就任)	注1	—
取締役		西山 昭彦	昭和28年1月4日生	昭和50年4月 東京ガス(株)入社 (平成27年3月退職) 平成13年4月 法政大学大学院社会科学部客員教授 (平成15年3月退職) 平成16年4月 東京女学館大学国際教養学部教授 平成23年4月 同大学評議員・国際教養学部教授 (平成25年3月退職) 平成25年4月 一橋大学特任教授[現職] 平成27年6月 当社取締役[現職]	注1	2
常任監査役 (常勤)		鍋島 英幸	昭和25年1月22日生	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 経営企画部長 平成19年4月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成19年6月 取締役 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成20年6月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成22年4月 副社長執行役員 ビジネスサー ビス 部門CEO、コーポレート担当役員 (広報)、チーフ・コンプライアンス・ オフィサー(CCO)、環境・CSR担当 平成22年6月 取締役 副社長執行役員 ビジネス サー ビス部門CEO、コーポレート担当 役員(広報)、CCO、環境・CSR担当 平成23年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート 担当役員(広報、総務、法務、人事)、 CCO、環境・CSR担当 平成24年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート 担当役員(広報、総務、法務、人事)、 ビジネスサービス部門CEO、CCO、 環境・CSR担当、チーフ・インフォメ ーション・オフィサー(CIO)、自動車事業 関係担当 平成25年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート 担当役員(広報、総務、法務、人事)、 CCO、環境・CSR担当、CIO、自動車事業 関係担当 平成26年4月 取締役 平成26年6月 常任監査役(常勤)[現職]	注2	84
監査役 (常勤)		木崎 博	昭和34年2月2日生	昭和56年4月 当社入社 コーポレート担当役員補佐、 米国三菱商事会社コーポレートスタッフ 部門担当SVP、連結IT企画本部長を経て 平成26年4月 理事 地球環境・インフラ事業グループ 管理部長 平成27年4月 理事 コーポレート部門付 平成27年6月 監査役(常勤)[現職]	注3	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		辻山 栄子	昭和22年12月11日生	昭和52年4月 茨城大学人文学部専任講師 昭和55年8月 同大学人文学部助教授 (昭和60年3月退職) 昭和60年4月 武蔵大学経済学部助教授 平成3年4月 同大学経済学部教授 (平成15年3月退職) 平成15年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科 教授[現職] 平成20年6月 当社監査役[現職]	注4	—
監査役		石野 秀世	昭和25年1月1日生	昭和47年4月 会計検査院 採用 第3局上席調査官(建設担当)、 事務総長官房審議官(第1局担当)、 第1局長を経て 平成16年12月 同院事務総局次長 平成19年7月 同院退官 平成19年7月 独立行政法人 産業技術総合研究所 監事(平成23年3月退任) 平成23年6月 メルコ保険サービス(株)監査役 (平成25年6月退任) 平成24年6月 当社監査役[現職]	注4	—
監査役		國廣 正	昭和30年11月29日生	昭和61年4月 弁護士登録 平成6年1月 國廣法律事務所(現 国広総合法律事務 所)弁護士[現職] 平成24年6月 当社監査役[現職]	注4	0
計						793

- (注) 1. 取締役の任期は、平成27年6月19日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
2. 監査役鍋島英幸の任期は、平成26年6月20日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
3. 監査役木崎博の任期は、平成27年6月19日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
4. 監査役辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏の任期は、平成24年6月26日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
5. 取締役佃和夫、加藤良三、今野秀洋、橘・フクシマ・咲江、西山昭彦の各氏は社外取締役です。
6. 監査役辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏は社外監査役です。
7. 取締役西山昭彦氏は、平成16年4月から平成27年3月まで、東京ガス(株)西山経営研究所長を務めていましたが、同期間における主たる職務は東京女学館大学及び一橋大学の教授であり、同社の業務執行には関与していません。
8. 所有株式数については、千株未満は切り捨てて表示しています。

(ご参考) 提出日現在の執行役員の陣容は次のとおりです。

執行役員役名	氏名	職名
*社長	小林 健	
*副社長執行役員	中原 秀人	コーポレート担当役員(企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括)
*副社長執行役員	柳井 準	エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
*副社長執行役員	衣川 潤	金属グループCEO
*副社長執行役員	宮内 孝久	化学品グループCEO
副社長執行役員	白木 清司	中南米統括
常務執行役員	森山 透	アジア・大洋州統括
常務執行役員	田邊 栄一	新産業金融事業グループCEO
常務執行役員	吉川 恵章	中東・中央アジア統括
常務執行役員	杉浦 康之	北米統括、北米三菱商事会社社長
*常務執行役員	内野 州馬	コーポレート担当役員(CFO)
常務執行役員	占部 利充	ビジネスサービス部門CEO
常務執行役員	白地 浩三	機械グループCEO
常務執行役員	松井 俊一	東アジア統括、三菱商事(中国)有限公司社長、三菱商事(中国)商業有限公司社長
常務執行役員	垣内 威彦	生活産業グループCEO
*常務執行役員	森 和之	国内統括、関西支社長
常務執行役員	大河 一司	機械グループCOO
*常務執行役員	廣田 康人	コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事)
常務執行役員	平野 肇	エネルギー事業グループCOO、天然ガス事業本部長
常務執行役員	佐久間 浩	地球環境・インフラ事業グループCEO
常務執行役員	廣本 裕一	新産業金融事業グループCOO、産業金融事業本部長
常務執行役員	西浦 完司	金属グループCOO
常務執行役員	林 春樹	欧州・アフリカ統括、欧州三菱商事会社社長
執行役員	北川 靖彦	企画業務部長
執行役員	安野 健二	船舶・宇宙航空事業本部長
執行役員	水原 秀元	米国三菱商事会社社長、北米三菱商事会社EVP
執行役員	伊勢田純一	インドネシア総代表、インドネシア三菱商事会社社長
執行役員	三須 和泰	海外市場本部長
執行役員	中山 真一	汎用化学品第二本部長
執行役員	山東 理二	インフラ事業本部長
執行役員	高田 光進	オーストラリア三菱商事会社社長、ニュージーランド三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐
執行役員	小柳 健一	中部支社長
執行役員	下山 陽一	東アジア統括補佐、香港三菱商事会社社長
執行役員	村越 晃	泰国三菱商事会社社長、泰MC商事会社社長
執行役員	北村 康一	機械グループ管理部長
執行役員	榊田 雅和	インド三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐
執行役員	中川 弘志	TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED President, Director
執行役員	増 一行	主計部長
執行役員	萩原 剛	汎用化学品第一本部長
執行役員	星野 啓介	mitsubishi development Pty Ltd CEO
執行役員	和田 浩一	天然ガス事業本部 副本部長
執行役員	高野瀬 励	中国 生活産業グループ統括
執行役員	吉田 真也	経営企画部長
執行役員	伊藤 勝弘	コーポレート担当役員補佐
執行役員	鴨脚 光真	リスクマネジメント部長
執行役員	石川隆次郎	アセットマネジメント事業本部長
執行役員	平井 康光	東アジア統括補佐、三菱商事(上海)有限公司社長
執行役員	辻 昇	自動車事業本部長
執行役員	田中 格知	金属資源本部長
執行役員	長谷川文則	石油事業本部長
執行役員	京谷 裕	生活原料本部長
執行役員	中川 哲志	新エネルギー・電力事業本部長
執行役員	高岡 英則	エネルギー事業グループCEOオフィス室長
執行役員	坪沼 宣幸	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD. Chairman & CEO、金属資源トレーディング本部長
執行役員	岡久 靖	新産業金融事業グループCEOオフィス室長

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 基本方針

当社は、『三綱領（所期奉公、処事光明、立業貿易）』を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

② 取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役（社内）の当社における豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役5名を含む計14名で構成しており、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

a. 取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

広範な分野で多角的な事業を行う総合商社の適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）として、取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う執行役員・コーポレートを担当する執行役員などの中から選任しています。また、社外取締役は、企業経営者などの実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任しています。

原則として、取締役の総数は15名程度とし、そのうち社外取締役が3分の1以上を占める構成としています。

b. 取締役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が取締役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

c. 取締役会での審議内容等

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証を伴う投融資案件については、信用リスク、市場リスク、事業投資リスクなど様々なリスクの類型別に金額基準（総資産の1%を上回らない金額で、リスクの性質に応じ個別に設定）を定め、この金額基準を超える案件については取締役会にて審議・決定しています。

（社外取締役の状況については、⑨をご覧ください。）

③ 取締役会の諮問機関

a. ガバナンス・報酬委員会

2001年に設置して以降、年2回程度開催しています。独立役員が過半数を占める構成の下、コーポレート・ガバナンス関連の課題について継続的にレビューするとともに、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など、役員報酬制度のあり方について審議し、その運用のモニタリングを行っています。

＜主な討議テーマ＞

- ・ 取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針
- ・ 経営者の要件及びその選任に関わる基本方針
- ・ 役員報酬制度のあり方（報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など）
- ・ 取締役会の運営に対する評価

なお、ガバナンス・報酬委員会の下部機関である社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価について審

議しています。

b. 国際諮問委員会

2001年に設置して以降、毎年開催しています。世界各地を代表する財界・政界・学界の有識者及び独立役員が過半数を占める構成の下、グローバルなビジネスを展開する当社の経営や戦略に関して、それぞれの専門分野に立脚した国際的な視点から提言・助言を行っています。

<主な討議テーマ>

- ・ 世界情勢（政治・経済情勢及び地政学）に関する情報収集・分析
- ・ 『経営戦略2015』の進捗状況
- ・ 当社の地域戦略
- ・ 国際的な人材育成と組織運営

④ 監査役会

監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規程などにに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役（社内）は当社における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は中立的・客観的な視点から、それぞれ監査を行うことにより、経営の健全性を確保することとしています。現在、社外監査役3名を含む計5名で構成しています。

監査役会の構成と監査役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

a. 監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要な豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役（社内）として、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しています。また、社外監査役として、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しています。

原則として、監査役の総数は5名程度とし、そのうち社外監査役が過半数を占める構成としています。

b. 監査役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が常任監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

（社外監査役の状況については、⑨をご覧ください。）

⑤ 業務執行

当社は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しています。取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速化・効率化を図る観点から、取締役会が定める業務分担に従い執行役員に委ねることとし、業務執行の最高責任者として社長を、経営意思決定機関として社長室会（月2回程度開催）を置き業務を執行しています。

⑥ 監査役監査、内部監査、会計監査の状況

a. 監査役監査

常勤の監査役（社内）2名は、それぞれ、経営企画部門、並びに財務及び会計部門における経験があり、また、社外監査役3名は、それぞれ、大学教授（会計学）及び弁護士（企業法務）としての長年の経験、並びに会計検査院等において要職を歴任した経験を有しています。監査役5名の内、常勤監査役2名、及び社外監査役 辻山栄子・石野秀世の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

常勤監査役の内1名が、常任監査役として監査役会の議長及び特定監査役を務めています。監査役を補佐する独立の組織として監査役室を設置しており、4名（当連結会計年度末現在）の専任スタッフが機動的に対応する体制としています。

監査役は、社内の主要会議に出席し、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話を行うとともに、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて当社の状況を適時適切に把握する体制をとっています。

b. 内部監査

内部監査については、監査部（当連結会計年度末現在118名）が全社的な見地から当社、現地法人及び関係会社の監査を行っていることに加え、個々の営業グループも各々内部監査組織を設けて、管下組織の監査を連結ベースで行っています。これらの内部監査は、年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、監査の結果については、都度社長及び監査役等に報告するとともに、定期的に取り締役会及び社長室会に報告しています。

c. 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、観恒平、白田英生、山田政之、小林永明の4氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士28名、会計士試験合格者等18名、その他31名となっています。

d. 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携及び内部統制部門との関係

監査役、監査部及び会計監査人のそれぞれの間で定期的に情報交換を行い連携強化に努めるほか、常勤監査役は、連結経営上重要な子会社等の監査役との情報交換を行っています。

⑦ 内部統制体制

当社は、子会社を含めた当社グループ全体として、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

a. 効率的な職務遂行

社長は、当社グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。

b. コンプライアンス

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、当社グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範などを制定し、周知徹底を図っています。

このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でコンプライアンス責任者を定めるなど当社グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を連結ベースで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。

コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報告者保護の徹底を図っています。

c. リスク管理

職務遂行に伴うリスクについては、当社グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続を定めています。

個別案件の取組みにおいては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。

個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、当社グループとしての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

d. 財務報告

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会での討議・確認を経て開示しています。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、

モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取組みを連結ベースで進めています。

e. 連結経営における業務の適正確保

子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。各管理担当部局の責任者は、各社の取締役が業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の把握に努めています。

子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じ、法令・定款及び社内規則に従った業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

f. 情報の管理・保存

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

g. 監査、モニタリング

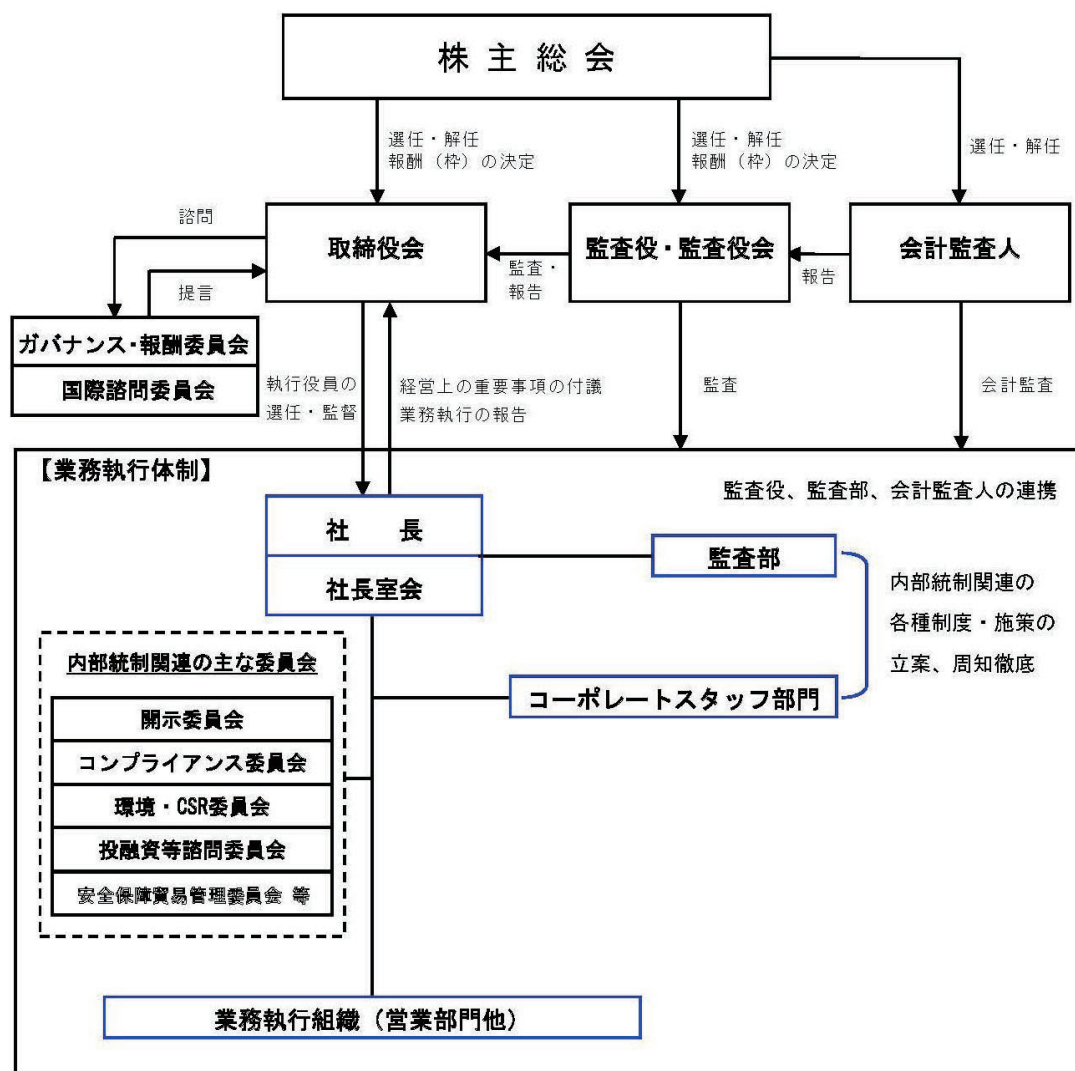
職務遂行をより客観的に点検及び評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

h. 監査役

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。また、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担することとしています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としています。監査役は監査の実効性を高めるために、監査役は職務遂行を補助する監査役会直轄の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役は補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動などについては、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。

⑧ 上記の体制を図式化すると以下のとおりです。



⑨ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は5名であり、また、社外監査役は3名であります。

a. 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社は、社外取締役・社外監査役の機能の明確化・強化を図るため、独立役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会にて審議の上、取締役会にて「社外役員選任基準」を次のとおり制定しています。社外取締役5名及び社外監査役3名は、いずれも、(株)東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員選任基準」を満たしています。

「社外役員選任基準」

<社外取締役選任基準>

- イ. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。
- ロ. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。
- ハ. 広範な事業領域を有する三菱商事として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手続において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保することにより対応する。

< 社外監査役選任基準 >

- イ. 社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な観点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保する。
- ロ. 社外監査役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外監査役として選任しない。

（注）社外役員選任基準に関する独立性の考え方

（株）東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下①～⑦の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- ① 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- ② 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
- ③ 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
- ④ 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- ⑤ 当社の会計監査人の代表社員または社員
- ⑥ 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
- ⑦ 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結収益の2%を超える取引先をいう。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり2,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記①～⑦のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

b. 会社と社外取締役及び社外監査役との利害関係の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間に、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との関係は以下のとおりです。

<社外取締役>

氏名	当社との関係	選任理由
佃 和夫	同氏は、三菱重工業㈱（2013年3月に同社取締役会長を退任）の相談役を務めています。当社は同社と社外役員の相互就任の関係にあり、また、取引がありますが、同社との取引は当社の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準を超えるものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	三菱重工業㈱の取締役社長・取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識のもとに、実践的な視点から、当社の経営への助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。
加藤 良三	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	外務省において要職を歴任し、外交を通じて培った国際感覚や世界情勢等に関する高い見識のもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。
今野 秀洋	同氏は、国際的な人材の育成等を行う一般財団法人 浩志会の理事長（非常勤）を務めています。当社は同会の会員として会費等を支払っていますが、当社の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではありません。また、その金額は極めて僅少であり、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。 また、同氏は、貿易保険法等に基づき、国際紛争による貨物の輸出不能など通常の保険では救済できない危険を対象とする貿易保険事業を行う日本政府100%出資の独立行政法人 日本貿易保険（NEXI）の理事長を2009年7月まで務めていました。当社は同保険を付保していますが、当社の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	経済産業省や独立行政法人 日本貿易保険において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識のもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。
橘・フクシマ・咲江	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	長年にわたるコンサルティング業界での経験や、国内及び米国企業での役員としての経験のもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。
西山 昭彦	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験のもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断しているものです。

< 社外監査役 >

氏名	当社との関係	選任理由
辻山 栄子	同氏は、学校法人 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授を務めています。当社は同大学に研究・調査を委託していますが、当社の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではなく、また、同委託は、エネルギー分野の研究・調査に関するものであり、同氏に直接関係しないことから、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	大学における会計学に関する研究活動や様々な企業での社外役員としての経験をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。
石野 秀世	人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。	会計検査院等において要職を歴任し、会計や経理に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。
國廣 正	人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業関連法（会社法・金融商品取引法等）に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 佃和夫、加藤良三、今野秀洋、橘・フクシマ・咲江、西山昭彦の各氏及び社外監査役 辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

d. 監査役監査、内部監査及び会計監査との相互連携及び内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の経過、監査役監査及び会計監査の結果について取締役会で報告を受けています。また、社外監査役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の経過について取締役会で報告を受けるほか、監査役会等で、四半期決算ごとに会計監査人から、監査・レビューの結果報告を受け、また、定期的に内部監査部門から報告を受けることとしており、これらの情報交換を通して連携強化に努めています。

e. 取締役室・監査役室

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役室及び監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。

社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーション、毎年の事業投資先視察や経営陣幹部との対話など、当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。また、経営監督機能の実効性を一層高めるため、ガバナンス・報酬委員会、社長業績評価委員会など、社外役員が過半数を占める会議を開催しており、社外役員同士の連携の深化も図っています。

⑩ 情報開示

当社では、金融商品取引法、会社法などの法律に定められた書類等の作成や金融商品取引所の定める規則に基づく適時開示を行うとともに、IR活動やホームページ等を通じ株主・投資家を始めとするステークホルダーに対し適時適切な企業情報の提供に努めています。また、社長室会の下部委員会として開示委員会を設置し、有価証券報告書や統合報告書などの開示書類について、内容の適正性の評価を行っています。

⑪ 特別取締役による決議の内容

当社は、会社法第373条第1項の規定に基づき、意思決定の迅速化を図る観点から、緊急性を有する入札による資産の取得等を対象として、あらかじめ取締役会が選定した3人以上の特別取締役のうち過半数が出席する取締役会において、その過半数をもって決議ができることとしています。

⑫ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めています。

⑬ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得(会社法第165条第2項に規定する取得をいう)を行うことができる旨を定款に定めています。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

c. 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が、職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を免除することができる旨を定款に定めています。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めています。

⑮ 役員報酬等の内容

- a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
取締役及び監査役の報酬等の総額及び対象となる役員の員数は下表のとおりです。

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	取締役報酬及び加算報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
取締役(社内)	1,407	11名	656	9名	250	11名	382	9名	118
社外取締役	120	5名	120	—	—	—	—	—	—

役員区分	報酬等の総額	監査役報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
監査役(社内)	124	3名	124	—	—	—	—	—	—
社外監査役	39	3名	39	—	—	—	—	—	—

(百万円未満切捨て)

- (注) 1. 上記員数は、当連結会計年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含めて記載しています。
なお、当連結会計年度末現在の員数は、取締役14名(うち社外取締役5名)、監査役5名(うち社外監査役3名)です。
2. 上記のうち取締役報酬及び加算報酬は、従来月例報酬として表記していたものです。
3. 上記のうち株式報酬型ストックオプションは、取締役11名(社外取締役は支給対象外)に付与したストックオプション(平成25年度及び平成26年度に発行の株式報酬型ストックオプション)に係る費用のうち、平成26年度に費用計上した額を記載しています。
4. 上記の報酬等のほか、退任した役員に対して役員年金を支給しており、当連結会計年度の支給総額は以下のとおりです。
なお、役員年金制度を含む退任慰労金制度は、平成18年度定時株主総会終了時をもって廃止しています。
取締役103名(社外取締役は支給対象外)に対して173百万円
監査役10名(社外監査役は支給対象外)に対して7百万円

- b. 役員ごとの氏名、役員区分、連結報酬等の総額及び連結報酬等の種類別の報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の額は下表のとおりです。

氏名	役員区分	連結報酬等の総額(百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			取締役報酬及び加算報酬	賞与	ストックオプション(注1)	積立型退任時報酬(注2)
小島 順彦	取締役	228	106	23	74	24
小林 健	取締役	266	120	47	74	24
中原 秀人	取締役	151	71	27	39	12
柳井 準	取締役	149	70	26	39	12
衣川 潤	取締役	148	69	26	39	12
宮内 孝久	取締役	148	69	27	39	12
内野 州馬	取締役	114	58	19	28	8

(百万円未満切捨て)

- (注) 1. 本ストックオプションについては、当連結会計年度に会計処理(費用計上)した額を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。なお、権利行使の条件により、当連結会計年度末時点で権利行使開始日は到来していません。

2. 本積立型退任時報酬は、各取締役の1年間の職務執行に対する報酬の一定額を、退任時報酬として、毎年積み立てているものであり、実際の支給は取締役退任後となります。
3. 上記取締役は、いずれも連結子会社から役員としての報酬等を受けていません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

当社の役員は、いずれも使用人兼務役員ではありません。

d. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、役員報酬及び関連制度を定め、透明性の高い運用に努めています。その基本方針、報酬等の構成、決定方法については、次のとおりです。

(a) 取締役の報酬等

イ. 取締役（社内）

(1) 基本方針

取締役（社内）の報酬等については、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績や継続的な企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとした役員報酬制度を定めています。水準については、同業他社や本邦における同程度の規模の主要企業と比較を行い、業績に見合った水準を目安として設定しています。なお、執行役員を兼務する取締役については、執行役員としての役位等も取締役報酬額決定に際する要素の一つとして取り扱っています。

また、取締役（社内）の報酬等の決定方針、水準の妥当性及びその運用状況については、ガバナンス・報酬委員会で審議・モニタリングを行っています。

(2) 構成

取締役（社内）の報酬等は、取締役報酬、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりです。

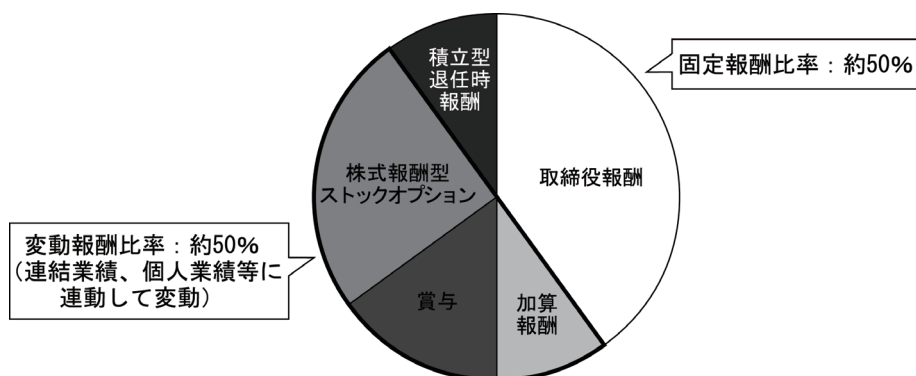
<取締役（社内）の報酬等>

報酬等の種類	報酬等の内容	固定／変動 (注1)	給付の形式	報酬枠内に 含まれる 報酬等 (注2)
取締役報酬※	役位等に応じて決定した額を、毎月支給しています。	固定	現金	○
加算報酬※	執行役員を兼務する取締役に対しては、毎年、社長が、前年度の各役員の業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定の上、支給しています。そのうち、社長の業績評価は、ガバナンス・報酬委員会の下部機関であり、同委員会の委員長である会長、社外委員をメンバーとする社長業績評価委員会における審議を経て決定しています。	変動 (単年度)	現金	○
賞与	前年度の連結業績等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を決定の上、支給しています。なお、賞与の支給は、企業価値の向上につながる利益水準を達成した場合に、この利益の一部を配分する方針としています。具体的には、当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）が株主資本コストを上回る場合にのみ支給することとし、支給総額には上限を設けて運用しています。	変動 (単年度)	現金	— (毎年株主 総会決議を 経て支給)
株式報酬型 ストックオプション	株主の皆様との価値共有、中長期的な企業価値向上の観点から付与しています。ストックオプションは、原則、付与から2年間は行使できません。また、ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、一定株数を超えるまでは売却を制限しています。	変動 (中長期)	株式 (新株予約権)	○
積立型退任時報酬	職務執行の対価として毎年一定額を積み立てており、役員の退任時に、累計額を算出し、支給額を取締役会で決定の上、支給しています。	固定	現金	○

※従来、「月例報酬」として表記していたものを、当年度より、その内容に応じて区別し表記しています。

- (注) 1. 支給額が固定である場合には「固定」、業績等に連動して変動する場合には「変動」と記載しています。また、前年度の連結業績や個人の業績評価等に対応する場合には「単年度」と付記しています。株式報酬型ストックオプションは、中長期インセンティブとの位置付けのため、「中長期」と付記しています。
2. 平成21年度定時株主総会で決議した年額16億円の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給している報酬等には「○」を表示しています。

<取締役（社内）の報酬等の支給割合のイメージ>



ロ. 社外取締役

社外取締役の報酬等に関する基本方針及び報酬等の構成については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから、取締役報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

ハ. 決定方法

取締役報酬、加算報酬、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬については、平成21年度定時株主総会で、その報酬枠を年額16億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしています。

また、賞与は、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

(b) 監査役の報酬等

イ. 基本方針及び構成

監査役の報酬等は、独立した立場から監査を行う役割であることから、監査役報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

ロ. 決定方法

平成18年度定時株主総会で、その報酬枠を月額15百万円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

⑩ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 591銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 1,020,147百万円(百万円未満切捨て)

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

(a) 特定投資株式

前事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱自動車工業	99,044,251	106,967	取引・協業関係の構築・維持・強化
いすゞ自動車	156,487,881	92,797	同上
AYALA	63,077,541	84,219	同上
CAP	28,805,943	48,656	同上
イオン	40,422,174	47,010	同上
日清食品ホールディングス	7,800,028	36,309	同上
三菱地所	10,489,077	25,656	同上
JXホールディングス	48,615,792	24,162	同上
国際石油開発帝石	14,623,200	19,580	同上
北越紀州製紙	36,619,055	18,968	同上
THAI UNION FROZEN PRODUCTS	86,936,280	18,946	同上
三菱重工業	26,615,000	15,889	同上
ティーガイア	13,045,400	12,145	同上
山崎製パン	9,849,655	12,036	同上
良品計画	1,078,300	10,718	同上
三菱UFJフィナンシャルグループ	18,286,000	10,368	同上
キリンホールディングス	6,710,473	9,595	同上
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	1,847,879,920	8,744	同上
日清製粉グループ本社	7,680,475	8,709	同上
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	183,927,900	7,370	同上
大平洋金属	15,955,961	6,143	同上
CHINA MOTOR	66,404,796	6,086	同上
岡村製作所	6,300,735	5,695	同上
東洋ゴム工業	7,780,500	5,687	同上
新日鐵住金	19,819,533	5,589	同上
日清オイリオグループ	16,503,282	5,545	同上
信越化学工業	800,092	4,718	同上
三菱倉庫	3,205,412	4,602	同上
三菱マテリアル	14,435,933	4,229	同上
永谷園	4,169,996	4,115	同上
加藤産業	1,787,363	3,923	同上
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,656,887	3,219	同上
特種東海製紙	13,800,000	3,174	同上
SAHA PATHANA INTER HOLDINGS	40,441,100	2,897	同上
アシックス	1,282,547	2,602	同上
三菱総合研究所	1,213,876	2,527	同上
トモク	8,435,594	2,471	同上
ハウス食品	1,396,287	2,393	同上
東海カーボン	6,748,990	2,362	同上
日本郵船	7,199,300	2,159	同上

(百万円未満切捨て)

当事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AYALA	63,077,541	135,897	取引・協業関係の構築・維持・強化
いすゞ自動車	78,243,940	124,994	同上
三菱自動車工業	99,044,251	107,463	同上
イオン	40,422,174	53,316	同上
日清食品ホールディングス	7,800,028	46,098	同上
三菱地所	10,489,077	29,233	同上
THAI UNION FROZEN PRODUCTS	347,745,120	25,861	同上
JXホールディングス	48,615,792	22,470	同上
山崎製パン	9,849,655	21,344	同上
ティーガイア	13,045,400	20,729	同上
北越紀州製紙	36,619,055	19,701	同上
国際石油開発帝石	14,623,200	19,383	同上
良品計画	1,078,300	18,827	同上
三菱重工業	26,615,000	17,627	同上
三菱UFJフィナンシャルグループ	18,286,000	13,599	同上
日清製粉グループ本社	8,448,522	11,946	同上
CAP	28,805,943	11,734	同上
キリンホールディングス	6,710,473	10,582	同上
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	1,847,879,920	9,690	同上
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	183,927,900	8,552	同上
東洋ゴム工業	3,890,250	8,430	同上
CHINA MOTOR	66,404,796	6,910	同上
信越化学工業	800,092	6,280	同上
岡村製作所	6,300,735	6,086	同上
三菱倉庫	3,205,412	6,010	同上
新日鐵住金	19,819,533	5,995	同上
三菱マテリアル	13,917,933	5,622	同上
大太平洋金属	15,955,961	5,217	同上
永谷園	4,169,996	4,724	同上
加藤産業	1,787,363	4,455	同上
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,656,887	4,397	同上
アシックス	1,282,547	4,193	同上
SAHA PATHANA INTER HOLDINGS	40,441,100	3,815	同上
日本新薬	865,500	3,786	同上
特種東海製紙	13,800,000	3,781	同上
ハウス食品	1,396,287	3,518	同上
三菱総合研究所	1,213,876	3,327	同上
旭硝子	3,312,551	2,610	同上
SNOWMAN LOGISTICS	15,641,000	2,589	同上
日本郵船	7,199,300	2,490	同上
横浜ゴム	2,000,534	2,480	同上
トーモク	8,435,594	2,387	同上
チヨダ	872,800	2,362	同上
東海カーボン	6,748,990	2,281	同上
MANILA WATER	29,000,000	2,129	同上
東ソー	3,432,272	2,079	同上
伊勢化学工業	2,888,020	2,073	同上

(百万円未満切捨て)

(注)貸借対照表計上額の記載銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(b) みなし保有株式

前事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が有する権限の内容
東海旅客鉄道	3,000,000	36,180	議決権行使権限を留保しています。
東京海上ホールディングス	10,832,000	33,557	同上
三菱電機	19,000,000	22,078	同上
三菱重工業	26,615,000	15,889	同上
ニコン	3,716,000	6,175	同上
旭硝子	9,192,000	5,496	同上
三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,162,300	3,494	同上
静岡銀行	3,399,000	3,422	同上
三菱ケミカルホールディングス	5,434,500	2,331	同上

(百万円未満切捨て)

当事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が有する権限の内容
東海旅客鉄道	3,000,000	65,235	議決権行使権限を留保しています。
東京海上ホールディングス	10,832,000	49,161	同上
三菱電機	19,000,000	27,141	同上
三菱重工業	26,615,000	17,627	同上
旭硝子	9,192,000	7,243	同上
ニコン	3,716,000	5,982	同上
三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,162,300	4,582	同上
静岡銀行	3,399,000	4,078	同上
三菱ケミカルホールディングス	5,431,500	3,794	同上
アサツー ディ・ケイ	765,000	2,505	同上

(百万円未満切捨て)

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	5	144	-	-	△4
非上場株式以外の株式	-	-	-	-	-

(百万円未満切捨て)

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度 (百万円)		当連結会計年度 (百万円)	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬
当社	980	17	765	23
連結子会社	1,327	51	1,248	57
計	2,307	68	2,013	80

② 【その他重要な報酬の内容】

当社及び当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している外国監査法人に対して、監査証明業務及び非監査業務を委託しています。前連結会計年度及び当連結会計年度における報酬額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)		当連結会計年度 (百万円)	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬
当社	6	38	9	19
連結子会社	2,015	514	2,244	520
計	2,021	552	2,253	539

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、研修及び海外税務申告関連業務などです。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、研修及び海外税務申告関連業務などです。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しています。

第5 【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。
なお、連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して表示しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」）に基づき作成しています。
なお、財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構・日本貿易会経理委員会に加入し、定期的な研修への参加や、会計基準の内容や変更についての意見発信や情報交換を行っています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づき会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	30	1,332,036	1,725,189
定期預金	30	142,705	156,090
短期運用資産	7,30	23,533	31,913
営業債権及びその他の債権	8,16,30,31,34,41	3,751,865	3,473,352
その他の金融資産	30,31,32	136,398	203,348
たな卸資産	9,16,30	1,287,959	1,301,547
生物資産	10,16	18,059	69,600
前渡金		236,493	243,939
売却目的保有資産	11	55,874	77,045
その他の流動資産	30,31	285,121	326,667
流動資産合計		7,270,043	7,608,690
非流動資産			
持分法で会計処理される投資		2,833,576	3,220,455
その他の投資	7,16,30	2,122,444	2,243,344
営業債権及びその他の債権	8,16,30,34,41	623,686	603,908
その他の金融資産	30,31,32	93,174	112,434
有形固定資産	12,15,16,30	2,509,918	2,395,261
投資不動産	13,16,30	103,725	80,524
無形資産及びのれん	5,14,16	213,729	329,081
繰延税金資産	28	45,822	38,728
その他の非流動資産		85,008	141,941
非流動資産合計		8,631,082	9,165,676
資産合計	6	15,901,125	16,774,366

「連結財務諸表注記事項」参照

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
社債及び借入金	17, 30, 32, 33	1, 381, 980	1, 513, 876
営業債務及びその他の債務	18, 30, 33, 41	2, 680, 954	2, 511, 142
その他の金融負債	30, 31, 32, 33	110, 557	161, 916
前受金		220, 041	232, 165
未払法人税等		86, 251	41, 204
売却目的保有資産に直接関連する負債	11	9, 043	9, 071
その他の流動負債	20, 30, 31	363, 765	509, 611
流動負債合計		4, 852, 591	4, 978, 985
非流動負債			
社債及び借入金	17, 30, 32, 33	4, 693, 855	4, 835, 117
営業債務及びその他の債務	18, 30, 33, 41	91, 361	74, 123
その他の金融負債	30, 31, 32, 33	32, 966	25, 851
退職給付に係る負債	19	65, 452	69, 482
引当金	20	128, 913	153, 596
繰延税金負債	28	462, 391	544, 483
その他の非流動負債		34, 226	37, 174
非流動負債合計		5, 509, 164	5, 739, 826
負債合計		10, 361, 755	10, 718, 811
資本			
資本金	21	204, 447	204, 447
資本剰余金	21	265, 356	266, 688
自己株式	21	△14, 081	△7, 796
その他の資本の構成要素			
FVTOCIに指定したその他の投資		625, 151	677, 672
キャッシュ・フローヘッジ		△4, 119	△18, 609
在外営業活動体の換算差額		638, 220	856, 628
その他の資本の構成要素計	22	1, 259, 252	1, 515, 691
利益剰余金	7, 21	3, 352, 692	3, 591, 447
当社の所有者に帰属する持分		5, 067, 666	5, 570, 477
非支配持分		471, 704	485, 078
資本合計		5, 539, 370	6, 055, 555
負債及び資本合計		15, 901, 125	16, 774, 366

「連結財務諸表注記事項」参照

② 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
収益	6, 24, 26, 32	7, 635, 168	7, 669, 489
原価	9, 26, 32	△6, 449, 163	△6, 459, 595
売上総利益	6	1, 186, 005	1, 209, 894
販売費及び一般管理費	19, 25	△952, 898	△998, 751
有価証券損益	5, 26, 32, 38	46, 335	45, 351
持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益	39	—	94, 247
固定資産除・売却損益		5, 964	21, 937
固定資産減損損失	12, 13, 14	△20, 517	△115, 208
その他の損益－純額	26, 27, 32	△66, 794	△45, 411
金融収益	7, 26	197, 231	204, 920
金融費用	26, 32	△31, 728	△46, 075
持分法による投資損益	6, 39	168, 356	203, 818
税引前利益		531, 954	574, 722
法人所得税	28	△145, 595	△168, 331
当期純利益		386, 359	406, 391
当期純利益の帰属			
当社の所有者	6	361, 359	400, 574
非支配持分		25, 000	5, 817
		386, 359	406, 391
1株当たり当期純利益(当社の所有者に帰属)			
基本的	29	219.30 円	246.39 円
希薄化後	29	218.80 円	245.83 円

「連結財務諸表注記事項」参照

③ 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
当期純利益		386,359	406,391
その他の包括利益(税効果後)			
純損益に振り替えられることのない項目			
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	22	△7,177	62,063
確定給付制度の再測定	22	14,640	28,447
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	22	7,969	△2,498
合計		15,432	88,012
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フローヘッジ	22	△3,856	△6,588
在外営業活動体の換算差額	22	197,043	180,211
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	22	88,345	46,799
合計		281,532	220,422
その他の包括利益合計	39	296,964	308,434
当期包括利益合計		683,323	714,825
当期包括利益の帰属			
当社の所有者		643,850	686,900
非支配持分		39,473	27,925
		683,323	714,825

「連結財務諸表注記事項」参照

④ 【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
資本金	21		
期首残高		204,447	204,447
期末残高		204,447	204,447
資本剰余金	21		
期首残高		261,987	265,356
ストックオプション発行に伴う報酬費用	23	1,322	1,346
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		△1,412	△1,379
非支配株主との資本取引及びその他	38	3,459	1,365
期末残高		265,356	266,688
自己株式	21		
期首残高		△17,970	△14,081
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		3,628	2,989
取得及び処分－純額		261	△60,013
消却		—	63,309
期末残高		△14,081	△7,796
その他の資本の構成要素	22		
期首残高		1,046,595	1,259,252
当社の所有者に帰属するその他の包括利益		282,491	286,326
利益剰余金への振替額		△69,834	△29,887
期末残高		1,259,252	1,515,691
利益剰余金	21		
期首残高		3,022,048	3,352,692
当社の所有者に帰属する当期純利益		361,359	400,574
配当金		△98,862	△127,437
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		△1,687	△960
自己株式の消却		—	△63,309
その他の資本の構成要素からの振替額		69,834	29,887
期末残高		3,352,692	3,591,447
当社の所有者に帰属する持分		5,067,666	5,570,477
非支配持分			
期首残高		414,668	471,704
非支配株主への配当支払額		△23,328	△24,212
非支配株主との資本取引及びその他		40,891	9,661
非支配持分に帰属する当期純利益		25,000	5,817
非支配持分に帰属するその他の包括利益	22	14,473	22,108
期末残高		471,704	485,078
資本合計		5,539,370	6,055,555
当期包括利益の帰属			
当社の所有者		643,850	686,900
非支配持分		39,473	27,925
当期包括利益合計		683,323	714,825

「連結財務諸表注記事項」参照

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		386,359	406,391
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整			
減価償却費等		184,726	206,559
有価証券損益		△46,335	△45,351
持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益		—	△94,247
固定資産損益		14,553	93,271
金融収益・費用合計		△165,503	△158,845
持分法による投資損益		△168,356	△203,818
法人所得税		145,595	168,331
売上債権の増減		△62,304	249,283
たな卸資産の増減		△67,397	71,875
仕入債務の増減		△95,022	△156,622
その他—純額		48,653	57,860
配当金の受取額		314,067	383,007
利息の受取額		77,398	79,706
利息の支払額		△48,360	△67,683
法人所得税の支払額		△136,498	△191,453
営業活動によるキャッシュ・フロー		381,576	798,264

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		△496,108	△307,539
有形固定資産等の売却による収入		84,857	147,181
投資不動産の取得による支出		△1,571	△17,586
投資不動産の売却による収入		31,021	38,135
持分法で会計処理される投資の取得による支出		△194,220	△167,203
持分法で会計処理される投資の売却による収入		89,788	164,642
事業の取得による支出(取得時の現金受入額控除後)	37	△36,627	△154,449
事業の売却による収入(売却時の現金保有額控除後)		10,264	8,889
その他の投資の取得による支出		△98,148	△76,359
その他の投資の売却等による収入		299,232	79,448
貸付の実行による支出		△93,441	△72,913
貸付金の回収による収入		124,890	213,007
定期預金の増減－純額		△20,439	△10,105
投資活動によるキャッシュ・フロー		△300,502	△154,852
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金等の増減－純額		△126,915	△73,876
長期借入債務等による調達－社債発行費用控除後		845,112	1,080,358
長期借入債務等の返済		△745,558	△1,097,693
当社による配当金の支払		△98,862	△127,437
子会社による非支配株主への配当金の支払		△23,328	△24,212
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払		△5,556	△12,873
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取		35,472	9,762
自己株式の増減－純額		790	△59,363
財務活動によるキャッシュ・フロー		△118,845	△305,334
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額		23,887	55,075
現金及び現金同等物の純増減額		△13,884	393,153
現金及び現金同等物の期首残高		1,345,920	1,332,036
現金及び現金同等物の期末残高		1,332,036	1,725,189

「連結財務諸表注記事項」参照

連結財務諸表注記事項

1. 報告企業

三菱商事株式会社(以下、「当社」)は、日本国に所在する株式会社です。当社及び国内外の連結子会社(以下、まとめて「連結会社」)は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。連結会社の主な事業活動内容は、注記6にて開示しています。当社の連結財務諸表は、連結会社、並びに連結会社の関連会社及び共同支配の取決めに対する持分により構成されています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「特定会社」の要件をすべて満たすことから、同規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、注記3に記載されている、公正価値で測定されている特定の資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しています。日本円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を四捨五入しています。

(4) 新たに適用する主な基準書及び解釈指針

当連結会計年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IFRIC第21号「賦課金」	賦課金に関する負債の会計処理
IAS第36号「資産の減損」(改訂)	減損した資産の回収可能価額に関する開示要求
IFRS第9号「金融商品」(平成25年11月改訂)	ヘッジ会計に関する会計処理及び開示要求
IAS第1号「財務諸表の表示」(改訂)	財務諸表の表示方法の明確化など

上記を含めた新たな基準書及び解釈指針は、それぞれの経過規定に準拠して適用しており、当連結会計年度の連結財務諸表への重要な影響はありません。

(5) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報は、以下の注記に含まれています。

- ・注記3 重要な会計方針 (1) 連結の基礎
- ・注記3 重要な会計方針 (3) 金融商品
- ・注記3 重要な会計方針 (9) リース

当連結会計年度の連結財務諸表における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更に関する情報は、以下の注記に含まれています。

- ・有形固定資産—注記12
- ・公正価値測定—注記30
- ・ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め）及び関連会社—注記39

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下の注記に含まれています。

- ・金融商品の公正価値—注記7、30
- ・金融資産の減損—注記8
- ・非金融資産の減損—注記12、13、14、15
- ・確定給付制度債務の測定—注記19
- ・引当金—注記20
- ・繰延税金資産の回収可能性—注記28

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。したがって、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

また、連結会社は、議決権によらずに意思決定機関を実質的に支配しているストラクチャード・エンティティ（組成された事業体）についても連結子会社としています。ストラクチャード・エンティティに対する支配の有無について、連結会社は、当該ストラクチャード・エンティティへの関与からの変動しうるリターンに対するエクスポージャーに晒されているか、又は当該リターンに対する権利を有する場合で、かつ当該ストラクチャード・エンティティに対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を与える能力を有する場合に、支配を有すると判断しています。連結会社が意思決定権を有する場合には、ストラクチャード・エンティティを支配しているか否かを判定する際に以下の要因を考慮して自らが本人か代理人かを決定しています。

- ・被投資企業に対する意思決定権限の範囲
- ・他の当事者が保有している権利
- ・報酬契約に従って得る権利のある報酬
- ・被投資企業に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する連結会社のエクスポージャー

連結財務諸表には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、重要性がないものを除き連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。連結会社間の重要な内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。

支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。

子会社に対する支配を喪失した場合、(1) 受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2) 子会社の資産（のれんを含む）及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS第9号「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

主要な連結子会社については、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しています。

② 企業結合

企業結合（事業の取得）は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、連結会社に移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する連結会社の負債、そして被取得企業の支配と交換に、連結会社が発行した資本性金融商品の取得日（すなわち連結会社の支配獲得日）の公正価値の合計で測定しています。取得関連費用は発生時において純損益に認識しています。

取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債（又は資産）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しています。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。

評価の見直しの結果、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパーチェス益として直ちに純損益に認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明していた場合には取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③ 関連会社及びジョイント・ベンチャー（共同支配企業）

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社はその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配及び共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、他の投資家との契約により、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

ジョイント・ベンチャー（共同支配企業）とは、ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め）のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関して、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。

持分法の下では、投資額は当初は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は連結会社のその他の包括利益に計上し

ています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額（実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます）を超過するまで当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。重要な内部取引に係る利益は、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。

連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの、取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価を超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。

持分法投資を処分し、重要な影響力を喪失した場合には、残存投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④ ジョイント・オペレーション(共同支配事業)

ジョイント・オペレーション（共同支配事業）とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤ 投資企業

投資企業の定義を満たす持分法適用会社は、当該会社の子会社を原則として連結せず、代わりに当該子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しています。IFRS第10号では、投資企業は以下の全てを満たす企業とされています。

- ・1つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている
- ・投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している
- ・投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている

⑥ 報告日

当連結財務諸表の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについては12月31日、又は12月31日の翌日から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いています。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象については当連結財務諸表に反映しています。

(2) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替を行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替を行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替を行っていません。貨幣性項目の換算替により生じる差額は、原則として、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しています。

海外子会社及び関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、税効果後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に計上されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替を行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

連結会社は、金融商品に係る会計処理について、平成26年12月31日までIFRS第9号「金融商品」（平成23年12月改訂）を早期適用していましたが、平成27年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）を早期適用しています。早期適用に伴い、連結会社は平成27年1月1日以降に指定したヘッジ関係については、全てIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）の要求事項に基づき処理しています。

① 非デリバティブ金融資産

連結会社は、営業債権及びその他の債権を、発生日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金受取額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益に認識しています。

③ 償却原価で測定される金融資産の減損

連結会社は、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。契約条件に従って全額を回収できない可能性が高いと判断される資産については、個別に減損の有無を評価しています。減損の認識及び測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価しています。個別に減損する必要がない資産については、発生しているが識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しています。全体として減損の有無の評価を行う際には、貸倒実績率及び将来倒産確率等により、回収不能見込み額を算定しています。減損損失を認識する場合は、当該資産の帳簿価額を直接、又は貸倒引当金を通じて、減額しています。

④ 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています（FVTPL）。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識（FVTOCI）する金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合は、以下の場合を指します。

- ・主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか又は発生した。
- ・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である。
- ・デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）。

FVTOCIの金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

⑤ 金融資産の認識の中止

連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥ 現金及び現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めています。

⑦ 非デリバティブ金融負債

連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金支払額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものではありません。

⑧ 資本

・普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は「資本剰余金」から控除しています。

・自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。ストックオプション行使に伴う自己株式の処分を含め、自己株式を売却した場合は、処分差損益を「資本剰余金」として認識しています。

⑨ ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクに対してナチュラルヘッジを活用できない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブを公正価値ヘッジ、キャッシュ・フローヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時及び少なくとも四半期ごとに、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。

・公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、

純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の損益－純額」として計上しています。

連結会社は、ヘッジ指定を取り消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、及びヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を中止しています。IFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）早期適用以降は、リスク管理目的に変更が無い限り、任意のヘッジ指定の取り消しが認められていません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

・キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しています。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。非有効部分は直ちに純損益に認識しています。

連結会社は、ヘッジ指定を取り消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、及びヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を中止しています。IFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）早期適用以降は、リスク管理目的に変更が無い限り、任意のヘッジ指定の取り消しが認められていません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額の有効部分は、「その他の資本の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

・ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しています。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩ 金融保証契約

連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。

- ・ IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定された、契約上の債務金額
- ・ 当初認識額から、適切な場合には、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した当初認識金額

① 金融資産と金融負債の相殺

連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産

たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除した後の金額を示しています。

また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産

生物資産は、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれています。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替えています。

(6) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却

土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物及び構築物	5年から40年
機械及び装置	5年から40年
航空機及び船舶	13年から25年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は鉱物資源関連資産に区分しています。

鉱物資源関連資産の減価償却は、主として確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。

ファイナンス・リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しています。

上記の減価償却方法を採用した理由は、当該資産によって生み出される将来の経済的便益の費消パターンに最も近似していると考えられるためです。

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、又は継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産（販売用不動産）や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産（有形固定資産）は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として5年から50年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん

① 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しています。

開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産

連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

③ のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1) 連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。

のれんは、関連する資金生成単位の処分時に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却

のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、無形資産は自己創設に該当するものを含め、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

ソフトウェア（自己創設を含む）	4年から15年
製造・販売・サービス実施権、及び商標権	17年から50年
顧客関係	2年から23年
営業権	5年から15年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース

契約上、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースとして分類しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を営業債権及びその他の債権として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識していま

す。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

- ・探査権の取得
- ・地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集
- ・探査向けの掘削、トレンチ作業、標本採取
- ・鉱物資源の探掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物探掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の探掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しています。商業採算性が確認された後に発生した探掘活動に関する費用については資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。

生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。

資産計上した探掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がないと判断した場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から1年以内に満たす予定でなければなりません。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(13) 借入費用

意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産（適格資産）の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入費用は、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。

その他のすべての借入費用は、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損

① 減損の判定

たな卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは個別に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。

減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に戻入しています。減損損失の戻入は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から、必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を上限として計上しています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、每期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度

一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しています。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、

時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

・資産除去債務

連結会社は、資産除去債務を毎期末に見直しを行い、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を有形固定資産及び投資不動産の一部として認識し、その資産の経済的耐用年数にわたって減価償却しています。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、金融費用に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税引前割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しています。

(18) 収益

連結会社は、取引単位毎に収益を認識しています。取引の単位は原則として契約の単位とし、一つの契約の中に実質的に異なる複数の取引要素を含む場合には、識別可能な個々の取引要素を取引の単位としています。また、複数の契約であっても、各々の契約が相互に密接に関連し、全体として一つの取引要素を構成しているような場合には、複数の契約を一つの取引単位としています。収益の額は、受領又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っています。また、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

製品及び商品の販売に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に認識しています。

- ・物品の所有に重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと
- ・物品の所有と通常見なされる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していないこと
- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ・取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

製品及び商品の販売に係る収益について、値引及び割戻等がある場合には、収益から控除しています。

役務の提供に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に、連結会計年度末における進捗度に応じて認識しています。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ・期末日において取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関連して発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性をもって測定できること

役務の提供に係る収益について、取引の成果を信頼性をもって見積れない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しています。

(a) 取引の種類ごとの収益の認識

① 製品及び商品の販売

連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっています。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しています。これら商取引における商品の受渡は、顧客と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと考えられます。これは一般的には、顧客に商品が届けられ、顧客の受け入れが完了するか、商品

の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

② 工事契約

連結会社は、製造業の一部として、長期建設契約を締結しています。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に見積もることができ、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には、工事進行基準を適用しています。

そうでない場合には、工事原価のうち回収可能と認められる範囲内で工事収益を認識しています。

発生した原価に利益を加えた金額が、その時点の請求額を上回る場合には、当該超過額は「営業債権及びその他の債権」として計上し、下回る場合には「営業債務及びその他の債務」として計上しています。作業の完了前に受領した金額は「前受金」として計上しています。

③ 役務提供その他のサービス提供

連結会社は、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っています。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれています。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しています。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しています。リース事業に係る収益認識については、前述のリースに係る会計方針をご参照ください。

(b) 代理人取引

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しています。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ています。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

(c) 収益の総額表示と純額表示

連結会社は、製品及び商品の販売において、契約の主たる義務者として、顧客から発注を受ける前の一般的な在庫リスク等を負担して販売を実施した場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。また、役務の提供において、契約の主たる義務者として取引の重要なリスクを負っている場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。

製品及び商品の販売、工事契約及び役務の提供において、代理人として取引を行った場合には、収益を純額で連結損益計算書上に計上しています。

(19) サービス・コンセッション

公的機関（国や地方公共団体）が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。

サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。

サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価（最低報酬金額を含む）が事前に確定している場合には、連結会社は公共施設（インフラストラクチャー）の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産についてIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。

政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、定期的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。

子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日に施行又は実質的に施行されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎期末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。

連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

・レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における同一資産又は負債の市場価格を、調整を入れずにそのまま使用しています。

・レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

・レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しています。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しています。

4. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、平成27年3月31日現在において連結会社はこれらを適用していません。連結会社は、新たな基準書及び解釈指針の適用による影響を判定するため、現在、当該基準書及び解釈指針の規定を検討中です。

基準書	基準書名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第11号 (改訂)	ジョイント・アレンジメント	平成28年1月1日	平成28年度	共同支配事業に対する持分を取得した際の会計処理の明確化
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	平成29年1月1日	平成29年度	収益の認識に関する会計処理及び開示要求
IFRS第9号 (平成26年7月改訂)	金融商品	平成30年1月1日	平成30年度	分類と測定の一部改訂及び減損に関する会計処理及び開示要求

5. 企業結合

前連結会計年度において生じた主な企業結合は次のとおりです。

キリン協和フーズ

連結会社は、平成25年7月1日(取得日)に食品化学製品の製造販売を行っているキリン協和フーズ(株)(現「MCフードスペシャリティーズ(株)」、以下「キリン協和フーズ」)の議決権の81.02%を、現金を対価としてキリンホールディングス(株)より取得し、支配を獲得しました。これにより、連結会社はキリン協和フーズを連結子会社としました。連結会社は、キリン協和フーズを中核事業会社としながらグループ各社に蓄積された食品素材の開発技術ノウハウを結集させ、世界のリーディングカンパニーと肩を並べる事業グループを育成することを目的としてキリン協和フーズの株式を取得したものです。

取得日現在における、支払対価、非支配持分、取得資産及び引受負債の公正価値は次のとおりです。

項目	金額(百万円)
支払対価の公正価値	24,705
非支配持分の公正価値	5,795
合計	30,500
取得資産、引受負債及びのれんの公正価値	
営業債権及びその他の債権(流動)	20,274
たな卸資産	10,187
持分法で会計処理される投資	3,415
その他の投資	7,893
有形固定資産	15,929
無形資産	7,427
のれん	4,294
その他の資産	3,219
流動負債	△19,308
非流動負債	△22,830
合計	30,500

キリン協和フーズの非支配持分の公正価値は、投資先が保有する資産負債に対する第三者評価、及び第三者による企業価値評価等を総合的に勘案して測定しています。

のれんの内容は主に、超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。また、のれんは、税務上損金算入不能なものです。

上記の企業結合に係る取得日以降の損益情報及びプロフォーマ損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

Los Grobo Ceagro do Brasil S.A.

連結会社は、平成25年9月13日(取得日)に穀物の生産、集荷販売、輸出及び農業資材(種子、肥料、農薬)の販売を行っているLos Grobo Ceagro do Brasil S.A.(現「AGREX DO BRASIL S.A.」、以下「Los Grobo Ceagro do Brasil」)の議決権の60.00%を、現金を対価として追加取得した結果、既保有持分と合わせLos Grobo Ceagro do Brasilの議決権の80.00%を保有し、支配を獲得しました。これにより、連結会社はLos Grobo Ceagro do Brasilを連結子会社としました。連結会社は、グローバルベースでの食糧資源供給ソースの拡大を目的としてLos Grobo Ceagro do Brasilの株式を取得したものです。また、関連する一連の取引の中で、Los Grobo Ceagro do Brasilよりスピノフした土地保有会社であるAGREX DO BRASIL PATRIMONIAL S.A.の議決権の49.99%を併せて取得し、支配を獲得しました。取得日現在における、支払対価、既保有持分、非支配持分、取得資産及び引受負債の公正価値は次のとおりです。

項目	金額(百万円)
支払対価の公正価値	15,246
既保有持分の公正価値	4,385
非支配持分の公正価値	5,054
合計	24,685
取得資産、引受負債及びのれんの公正価値	
現金及び現金同等物	3,406
営業債権及びその他の債権(流動)	9,485
たな卸資産	17,659
持分法で会計処理される投資	2,163
有形固定資産	6,649
のれん	16,035
その他の資産	4,545
流動負債	△26,419
非流動負債	△8,838
合計	24,685

連結会社は、当該追加取得に伴い既保有持分を公正価値で再測定した結果、927百万円の利益を前連結会計年度の「有価証券損益」に計上しました。

既保有持分及び非支配持分の公正価値は、投資先が保有する資産負債に対する第三者評価、及び第三者による企業価値評価等を総合的に勘案して測定しています。

のれんの内容は主に、超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。また、のれんは、税務上損金算入不能なものです。

上記の企業結合に係る取得日以降の損益情報及びプロフォーマ損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

当連結会計年度において生じた主な企業結合は次のとおりです。

Cermaq ASA

連結会社は、オスロ証券取引所に上場している鮭鱒養殖事業会社Cermaq ASA(現「Cermaq Group AS」、以下「Cermaq」)に対し、株式公開買付を実施し、平成26年10月23日(取得日)に株式公開買付の前提条件が充足され本公開買付が成立しました。これにより、Cermaqの議決権の92.16%を現金を対価として取得しました。また、連結会社は、ノルウェー公開会社法に基づき、Cermaqの完全子会社化の手続きを実行し、11月4日に残りの7.84%の議決権を取得し完全子会社としました。連結会社は、これまで培ってきた食料分野の知見・事業基盤の活用や、既存の養殖事業と併せた事業規模拡大等を通じて、より持続的かつ安定的な水産資源の供給体制を確立することを目的としてCermaqの株式を取得したものです。

取得日現在における、支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値は次のとおりです。

項目	金額(百万円)
支払対価の公正価値	143,932
取得資産、引受負債及びのれんの公正価値	
現金及び現金同等物	2,223
営業債権及びその他の債権(流動)	18,982
たな卸資産	8,609
生物資産	60,844
有形固定資産	34,818
無形資産	87,957
のれん	27,055
その他の資産	4,329
流動負債	△70,388
非流動負債	△30,497
合計	143,932

のれんの内容は主に、超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。また、のれんは、税務上損金算入不能なものです。

上記の企業結合に係る取得日以降の損益情報及びプロフォーマ損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

6. セグメント情報

【事業セグメント情報】

事業セグメントは、連結会社の最高経営意思決定者である当社の代表取締役 社長が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されています。

事業セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されています。連結会社の報告セグメントは以下の7グループにより構成されています。

地球環境・ インフラ事業： 新産業金融事業：	電力、水、交通や、その他産業基盤となるインフラ分野における事業及び関連する取引などを行っています。
エネルギー事業：	アセットマネジメント、インフラ向け投資、企業のバイアウト投資から、リース、不動産開発、物流などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。
金属：	石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、天然ガス液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPGなどの販売取引、新規エネルギー事業の企画開発などを行っています。
機械：	薄板・厚板などの鉄鋼製品、石炭・鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅・アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
化学品：	工作機械、農業機械、建設機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器、自動車などの幅広い分野において、販売、金融、物流、投資などを行っています。
生活産業：	原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった基礎原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの川下・川中製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
	食料、繊維、生活物資、ヘルスケア、流通・小売など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

各事業セグメントにおける会計方針は、注記3に記載のとおりです。なお、一部項目については、マネジメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しています。

経営者は管理上、当社の所有者に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っています。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結会社の各セグメントの情報は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

	地球環境・ インフラ 事業	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	30,669	172,265	1,886,026	873,154	829,006	1,465,304	2,353,559	7,609,983	31,932	△6,747	7,635,168
売上総利益	28,493	67,168	62,150	241,898	186,680	102,589	480,928	1,169,906	22,846	△6,747	1,186,005
持分法による投資損益	18,433	16,189	65,743	1,193	30,026	17,290	22,649	171,523	△3,516	349	168,356
当社の所有者に 帰属する当期純利益	16,156	29,674	118,574	8,047	98,835	21,689	59,155	352,130	10,005	△776	361,359
資産合計	866,996	1,031,393	2,464,014	4,703,943	1,891,157	1,008,397	2,662,090	14,627,990	3,143,721	△1,870,586	15,901,125

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

	地球環境・ インフラ 事業	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	39,221	230,210	1,816,224	852,813	806,678	1,462,328	2,448,564	7,656,038	16,581	△3,130	7,669,489
売上総利益	31,608	75,692	59,155	199,347	197,280	110,870	525,354	1,199,306	13,710	△3,122	1,209,894
持分法による投資損益	28,910	33,096	71,598	2,704	32,244	18,756	20,566	207,874	△3,729	△327	203,818
当社の所有者に 帰属する当期純利益	20,448	40,126	82,262	13,856	91,301	31,360	120,514	399,867	△14,931	15,638	400,574
資産合計	996,202	895,759	2,253,567	4,796,811	1,999,106	975,467	3,144,562	15,061,474	3,555,574	△1,842,682	16,774,366

- 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。資産合計のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。
- 「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。
- 「地球環境・インフラ事業」には、地球環境・インフラ事業グループのうち、他の営業グループと同様の経営管理を行っているインフラ関連事業のみが含まれています。なお、同グループのうち、環境関連事業は「その他」に含まれています。また、平成26年4月1日及び7月1日付で、同グループに含まれる環境関連事業の一部をインフラ関連事業へ統合しています。これに伴い、関連する各々のセグメントの前連結会計年度について組替再表示を行っています。

【地域別情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度における収益、非流動資産は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
収益		
日本	5,431,592	5,360,766
アメリカ	622,689	608,688
その他	1,580,887	1,700,035
合計	7,635,168	7,669,489
非流動資産(金融資産、繰延税金資産及び退職後給付資産を除く)		
オーストラリア	1,162,417	1,166,756
日本	755,100	701,418
その他	947,589	981,455
合計	2,865,106	2,849,629

収益は、その発生原因となる資産の所在する地域により区分しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

7. 短期運用資産及びその他の投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、短期運用資産及びその他の投資の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

	FVTPLの金融資産 (百万円)	FVTOCIの金融資産 (百万円)	償却原価で測定 される金融資産 (百万円)	合計 (百万円)
(前連結会計年度末)				
短期運用資産	13,542	—	9,991	23,533
その他の投資	52,444	1,944,769	125,231	2,122,444
(当連結会計年度末)				
短期運用資産	7,324	—	24,589	31,913
その他の投資	90,165	2,049,543	103,636	2,243,344

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、FVTOCIとして指定した金融資産の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
市場性あり	906,683	1,064,728
市場性なし	1,038,086	984,815
合計	1,944,769	2,049,543

上記のうち、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、市場性のある銘柄の公正価値は以下のとおりです。

銘柄名	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
AYALA	84,220	135,897
いすゞ自動車	92,797	124,995
三菱自動車工業	106,968	107,463
イオン	50,906	57,757
日清食品ホールディングス	38,816	57,515
三菱自動車工業(匿名組合/議決権無)	41,729	41,983
三菱地所	25,656	29,233
THAI UNION FROZEN PRODUCTS	18,947	25,862
JXホールディングス	24,162	22,470
山崎製パン	12,036	21,344
ティーガイア	12,145	20,729
北越紀州製紙	18,969	19,701
国際石油開発帝石	19,580	19,383
良品計画	10,718	18,827
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	16,239	17,996
三菱重工業	15,889	17,627
日本発条	10,640	13,931
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,368	13,599
日清製粉グループ本社	8,710	11,946
CAP	48,656	11,735
キリンホールディングス	9,596	10,582

市場性のない銘柄は主に資源関連銘柄であり、主な銘柄はLNG関連ではSakhalin Energy Investment Company及びMalaysia LNG Dua、銅関連ではMinera Escondida、Compania Minera Antamina及びAnglo American Quellavecoです。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、資源関連銘柄の公正価値合計はそれぞれ826,521百万円及び770,163百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において保有するFVTOCIの金融資産に関し、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した受取配当金の額はそれぞれ161,923百万円、171,954百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において営業政策の見直しによる売却などにより認識を中止したFVTOCIの金融資産の認識中止時の公正価値、及び処分にかかる利得又は損失の累計額(税引前)は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
認識中止時の公正価値	194,685	15,408
処分にかかる利得又は損失の累計額(税引前)	90,440	4,025

前連結会計年度及び当連結会計年度において、認識を中止したFVTOCIの金融資産に係る受取配当金に重要性はありません。

FVTOCIの金融資産については、認識中止時にその他の資本の構成要素に計上されていた利得又は損失の累計額(税引後)を利益剰余金に振り替えています。当該振替額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ55,936百万円及び2,607百万円です。

8. 営業債権及びその他の債権

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、「営業債権及びその他の債権」の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産		
受取手形	373,192	297,073
売掛金及び未収入金	3,096,488	2,883,038
(内1年以内に回収が見込まれない額)	35,063	46,441
貸付金等	308,898	322,435
貸倒引当金	△26,713	△29,194
流動資産 計	3,751,865	3,473,352
非流動資産		
貸付金	198,579	138,212
その他の債権	461,443	505,651
貸倒引当金	△36,336	△39,955
非流動資産 計	623,686	603,908

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上の金銭を受け取る権利がある債権について、取引先の社内格付及び財務状態に係る現在の状況から債権全額(元利合計)を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合には、それぞれの取引先に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しています。貸倒引当金の設定金額は、債権の回収実績、回収遅延期間、格付機関による評価、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価、担保物件の公正価値、並びにその他の情報に基づき決定しています。また、連結会社は一部の債権を集散的に評価し、過去の貸倒実績率及び将来倒産確率などに基づき適切な金額の貸倒引当金を設定しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、貸倒引当金の期中増減の明細は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	51,741	63,049
貸倒引当金繰入額	18,994	7,174
取崩額	△9,446	△4,216
その他	1,760	3,142
期末残高	63,049	69,149

「その他」には、主に為替変動の影響などが含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度に計上した減損損失(貸倒引当金繰入額を含む)は、それぞれ19,692百万円、6,326百万円であり、その主な原因は取引先の経営状況の悪化によるものです。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、個別に減損が生じている債権及び対応する貸倒引当金の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)		当連結会計年度末 (百万円)	
	債権残高	貸倒引当金	債権残高	貸倒引当金
営業債権	35,237	△19,540	33,399	△22,867
リース債権	55,379	△6,585	52,857	△5,470
貸付金	20,654	△13,467	23,399	△14,697
合計	111,270	△39,592	109,655	△43,034

減損債権に関する利用可能な担保やその他信用補完は、主に船舶リース取引によるリース債権に関するものです。本取引における担保及びその他信用補完の公正価値は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ47,704百万円、47,060百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、個別に減損を認識していないものの期日を遅延している債権の年齢分析の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)				当連結会計年度末 (百万円)			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超	合計	30日以内	30日超 90日以内	90日超	合計
営業債権及び貸付金	37,289	15,900	15,738	68,927	53,399	19,702	22,232	95,333
リース債権	23,892	10,332	3,245	37,469	26,114	14,399	4,818	45,331
合計	61,181	26,232	18,983	106,396	79,513	34,101	27,050	140,664

「貸付金」は金額に重要性がないため、「営業債権及び貸付金」に集約しています。

営業債権及びその他の債権に関する会計処理やリスク管理については、注記3(3)金融商品、注記33に記載しており、クラス別の設定はありません。

9. たな卸資産

前連結会計年度末、当連結会計年度末における「たな卸資産」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
商品・製品	996,287	1,007,403
原材料・仕掛品・貯蔵品	204,853	231,231
販売用不動産	86,819	62,913
合計	1,287,959	1,301,547
(上記のうち販売費用控除後の公正価値で評価したたな卸資産の帳簿価額(注記30参照))	(184,408)	(236,178)

販売用不動産には、各連結会計年度末から12ヶ月より後に販売が見込まれるものが含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度に原価として認識されたたな卸資産の金額は、それぞれ6,180,393百万円及び6,133,796百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度に費用として認識されたたな卸資産の評価減の金額に重要性はありません。

10. 生物資産

当連結会計年度末における生物資産の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (百万円)
生物資産原価	70,971
公正価値評価損益	△1,371
帳簿価額	69,600

当連結会計年度における生物資産の期中変動の調整表は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	22,896
生産等による増加	79,953
収穫等による減少	△92,752
公正価値の変動による利益又は損失	△2,671
企業結合による増加	61,187
為替換算	987
期末残高	69,600

生物資産の公正価値の変動に伴う損益は、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に含まれています。

連結会社は、報告日時点の各国の市場における取引価格や生物資産の成長率・斃死率等をインプットとした評価モデルにより、生物資産の公正価値を評価しています。生物資産の公正価値評価は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に該当します。

連結会社は、生物資産の生産活動において需給バランスの影響による商品の相場変動リスクに晒されており、商品相場変動リスクを軽減する目的から、必要に応じて公設市場を通じて商品先物契約を締結しています。

連結会社の生物資産は、主にノルウェー、チリ及びカナダにおける、鮭鱒等の養殖事業によるものです。当連結会計年度における鮭鱒養殖事業の生物資産の期中重量推移は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (トン)
期首残高	14,059
生産等による増加	94,782
収穫等による減少	△127,257
企業結合による増加	122,065
期末残高	103,649

11. 売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、売買契約が締結され、かつ1年以内に引渡しが予定されているため、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループに係る帳簿価額は以下のとおりです。

売却目的保有への分類に伴い認識した減損損失は、連結損益計算書の「固定資産減損損失」に計上しています。

売却目的保有に分類された非流動資産

前連結会計年度末において、新産業金融事業セグメントにおける有形固定資産（航空機）38,341百万円を売却目的保有に分類しており、このうち14,904百万円を売却コスト控除後の公正価値（レベル2）で測定しています。分類された非流動資産は一部を除き当連結会計年度に売却しました。

当連結会計年度末において、新産業金融事業セグメントにおける有形固定資産（航空機）24,841百万円を売却目的保有に分類しており、このうち11,350百万円を売却コスト控除後の公正価値（レベル2）で測定しています。また、機械セグメントにおける有形固定資産（船舶）21,538百万円を売却目的保有に分類しています。

売却目的保有に分類された処分グループ

前連結会計年度末に、その他セグメントの連結子会社を売却目的保有に分類しており、処分グループの資産及び負債の内訳は以下の通りです。分類された処分グループは当連結会計年度に売却しました。

内訳	前連結会計年度末 (百万円)
営業債権及びその他の債権	7,861
有形固定資産(建物)	6,515
無形資産(ソフトウェア)	3,157
資産合計	17,533
営業債務及びその他の債務	9,043
負債合計	9,043

当連結会計年度末において、生活産業セグメントの連結子会社であるALPAC FOREST PRODUCTS INC. 及びALPAC PULP SALES INC. を売却目的保有の処分グループに分類しました。売却目的保有に分類する際に測定した処分グループの売却コスト控除後の公正価値（レベル2）は21,176百万円です。この結果、当連結会計年度において、有形固定資産の減損損失18,915百万円を計上しています。また、処分グループの在外営業活動体の換算差額は6,213百万円であり、連結財政状態計算書に含まれています。資産及び負債の内訳は以下の通りです。

内訳	当連結会計年度末 (百万円)
たな卸資産	12,556
生物資産	4,810
有形固定資産	1,975
営業債権及びその他の債権	10,906
資産合計	30,247
営業債務及びその他の債務	9,071
負債合計	9,071

非流動資産又は処分グループの売却コスト控除後の公正価値

レベル2または3に分類された非流動資産又は処分グループの売却コスト控除後の公正価値は、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部局又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、当該資産に係る売却予定価額又は将来キャッシュ・フロー情報を入手し、測定しています。測定結果は、当社セグメントの管理部局又は子会社の経理担当者のレビューを受け、会計責任者の承認を得ています。

12. 有形固定資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

	土地 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 装置 (百万円)	航空機及び 船舶 (百万円)	鉱物資源 関連資産 (百万円)	建設仮勘定 (百万円)	合計 (百万円)
(前連結会計年度末)							
取得原価	235,107	584,751	828,414	613,690	1,756,924	30,471	4,049,357
減価償却累計額及び 減損損失累計額	14,761	359,788	583,956	155,547	422,967	2,420	1,539,439
帳簿価額	220,346	224,963	244,458	458,143	1,333,957	28,051	2,509,918
(当連結会計年度末)							
取得原価	231,040	600,422	781,737	492,757	1,878,518	31,814	4,016,288
減価償却累計額及び 減損損失累計額	15,011	362,803	514,917	140,057	588,075	164	1,621,027
帳簿価額	216,029	237,619	266,820	352,700	1,290,443	31,650	2,395,261

前連結会計年度及び当連結会計年度における、有形固定資産の帳簿価額の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	土地 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 装置 (百万円)	航空機及び 船舶 (百万円)	鉱物資源 関連資産 (百万円)	建設仮勘定 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 期首残高	213,769	215,458	210,648	383,165	1,174,894	65,676	2,263,610
増加	1,694	17,257	39,027	93,054	254,289	80,623	485,944
企業結合による 増加	4,717	7,420	8,470	1,616	—	400	22,623
処分又は売却目的 保有資産への振替	△1,053	△8,711	△2,917	△95,485	△2,486	△1,664	△112,316
減価償却	—	△19,885	△45,684	△32,006	△67,720	—	△165,295
減損損失	△309	△2,225	△1,322	△4,385	△11,193	△176	△19,610
為替換算	1,117	5,002	14,235	27,279	4,226	1,960	53,819
その他の増減	411	10,647	22,001	84,905	△18,053	△118,768	△18,857
前連結会計年度 期末残高	220,346	224,963	244,458	458,143	1,333,957	28,051	2,509,918
増加	960	12,340	52,363	52,150	158,368	34,369	310,550
企業結合による 増加	1,859	10,221	22,114	50	—	4,412	38,656
処分又は売却目的 保有資産への振替	△3,088	△1,847	△5,339	△175,751	△3,867	△189	△190,081
減価償却	—	△19,750	△54,161	△25,323	△87,047	—	△186,281
減損損失	△326	△4,665	△18,615	△4,428	△84,102	—	△112,136
為替換算	2,421	5,037	11,394	46,001	△24,285	1,702	42,270
その他の増減	△6,143	11,320	14,606	1,858	△2,581	△36,695	△17,635
当連結会計年度 期末残高	216,029	237,619	266,820	352,700	1,290,443	31,650	2,395,261

「その他の増減」には、建設仮勘定から本勘定への振替等が含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、減損損失のセグメント別の内訳は以下のとおりです。

セグメント	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
地球環境・インフラ事業	—	—
新産業金融事業	2,809	2,443
エネルギー事業	11,185	82,235
金属	1,805	5,132
機械	1,572	1,868
化学品	1,215	—
生活産業	1,023	20,458
その他	1	—
合計	19,610	112,136

1. 「その他」は、特定の事業セグメントに割り振ることの出来ない共用資産の減損損失等を表しています。
2. 「地球環境・インフラ事業グループ」のうち、インフラ関連事業は営業グループ同様の経営管理を行っているため、「地球環境・インフラ事業」として表示しています。

前連結会計年度における有形固定資産の減損損失には、エネルギー事業セグメントにおける連結子会社が保有する石油・ガス鉱区からの撤退等に伴う減損損失11,182百万円が含まれています。

当連結会計年度における有形固定資産の減損損失には、エネルギー事業セグメントにおける連結子会社であるCordova Gas Resources Ltd. が保有するカナダのシェールガス開発資産の減損損失38,309百万円、Diamond Gas Niugini B.V. 等が保有するパプアニューギニアの探鉱開発資産の減損損失27,722百万円、MCX Dunlin (UK) Ltd. 及びMCX Osprey (UK) Ltd. が保有する北海油田事業に係る資産の減損損失15,467百万円が含まれています。

これらの減損損失は事業環境の変化に伴い計上しており、連結損益計算書の「固定資産減損損失」に含まれています。減損損失は、減損の兆候があった資産について当該資産の帳簿価額と回収可能価額との差額として算定しています。減損損失の認識及び測定にあたって、回収可能価額は主に使用価値を用いて測定しており、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を割引率として使用しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、戻し入れられた有形固定資産の減損損失に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、有形固定資産の取得について約定しているものの実行していない金額は、97,069百万円及び80,278百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損、滅失又は引渡した有形固定資産に対する第三者からの補填として純損益に計上した金額に重要性はありません。

13. 投資不動産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
取得原価	143,308	115,975
減価償却累計額及び減損損失累計額	39,583	35,451
帳簿価額	103,725	80,524

投資不動産の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	116,785	103,725
増加	1,460	17,242
企業結合による増加	1,614	—
処分又は売却目的保有資産への振替	△14,450	△38,322
減価償却	△2,028	△2,434
減損損失	△693	△2,225
その他の増減	1,037	2,538
期末残高	103,725	80,524

減損損失は連結損益計算書の「固定資産減損損失」に含まれています。

投資不動産の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
公正価値	128,700	112,068

投資不動産の公正価値は、主として独立した不動産鑑定の特許家による評価額に基づいており、割引キャッシュ・フロー法による評価額又は観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいています。その評価額は全額が公正価値ヒエラルキーのレベル3に該当します。

投資不動産に関連して連結損益計算書に認識された金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
賃貸料収入	12,778	11,031
賃貸料収入を生み出した投資不動産に起因する固定資産税及びその他の直接営業費用	8,296	6,933

前連結会計年度及び当連結会計年度における、賃貸料収入を生み出さなかった投資不動産に起因する固定資産税及びその他の直接営業費用の金額に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、投資不動産の購入等について契約を締結したが実行していない金額に重要性はありません。

14. 無形資産及びのれん

(1) 無形資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

区分	ソフト ウェア (百万円)	海面養殖 ライセンス 及び借地権 (百万円)	事業化 調査関連 知的財産 (百万円)	顧客関係 (百万円)	営業権 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
(前連結会計年度末)							
取得原価	139,557	7,477	16,639	20,475	19,167	41,246	244,561
償却累計額及び 減損損失累計額	74,246	1,147	—	3,398	6,184	28,392	113,367
帳簿価額	65,311	6,330	16,639	17,077	12,983	12,854	131,194
(当連結会計年度末)							
取得原価	143,707	79,128	16,092	21,286	19,833	59,944	339,990
償却累計額及び 減損損失累計額	75,933	2,631	—	4,392	6,608	29,482	119,046
帳簿価額	67,774	76,497	16,092	16,894	13,225	30,462	220,944

前連結会計年度及び当連結会計年度における、無形資産の帳簿価額の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	ソフト ウェア (百万円)	海面養殖 ライセンス 及び借地権 (百万円)	事業化 調査関連 知的財産 (百万円)	顧客関係 (百万円)	営業権 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度期首残高	62,830	4,861	17,118	10,353	11,304	13,258	119,724
増加	19,632	1,168	—	472	529	713	22,514
企業結合による増加	411	—	—	7,190	—	205	7,806
処分又は売却目的 保有資産への振替	△3,647	△53	—	—	△10	△145	△3,855
償却	△14,128	△85	—	△304	△924	△1,830	△17,271
減損損失	△92	—	—	—	△91	△108	△291
為替換算	145	431	△479	△185	1,610	835	2,357
その他の増減	160	8	—	△449	565	△74	210
前連結会計年度期末残高	65,311	6,330	16,639	17,077	12,983	12,854	131,194
増加	16,982	1,603	—	594	66	3,159	22,404
企業結合による増加	348	69,144	—	1,016	—	18,879	89,387
処分又は売却目的 保有資産への振替	△473	△18	—	—	△145	△1,193	△1,829
償却	△13,630	△68	—	△1,415	△661	△1,936	△17,710
減損損失	△302	—	—	△48	△90	△407	△847
為替換算	727	△378	△547	△326	998	△791	△317
その他の増減	△1,189	△116	—	△4	74	△103	△1,338
当連結会計年度期末残高	67,774	76,497	16,092	16,894	13,225	30,462	220,944

連結会社は、営業権や借地権など契約上限が決定されておらず、かつ少額のコストで権利価値の維持が可能であることから耐用年数を確定できない無形資産については償却を行っていません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は以下のとおりです。

帳簿価額	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
営業権	4,797	6,654
海面養殖ライセンス及び借地権	4,689	74,815
その他	3,607	4,535
合計	13,093	86,004

無形資産の償却費は、自己創設に該当するものを含め、連結損益計算書上の「原価」又は「販売費及び一般管理費」に含まれています。

無形資産の減損損失は、連結損益計算書上の「固定資産減損損失」に含まれており、減損の兆候があった資産について当該資産の帳簿価額と回収可能価額(通常、使用価値で測定)との差額として算定しています。なお、使用価値は主に割引キャッシュ・フロー法に基づき見積っています。

自己創設に該当する無形資産は主にソフトウェアであり、帳簿価額は前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ27,261百万円及び34,432百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、無形資産の取得について約定しているものの実行していない金額は僅少です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において純損益に認識した研究開発費に重要性はありません。

(2) のれん

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるのれんの期中増減の明細は以下のとおりです。

	取得原価 (百万円)	減損損失累計額 (百万円)	(差引)帳簿価額 (百万円)
前連結会計年度期首残高	64,158	△3,299	60,859
増加	20,857	—	20,857
減損損失	—	△1,045	△1,045
売却	△334	—	△334
為替換算	2,888	—	2,888
その他	△690	—	△690
前連結会計年度期末残高	86,879	△4,344	82,535
増加	32,126	—	32,126
減損損失	—	△7,655	△7,655
売却	△347	—	△347
為替換算	1,661	—	1,661
その他	△183	—	△183
当連結会計年度期末残高	120,136	△11,999	108,137

のれんの減損損失は、連結損益計算書上、「その他の損益—純額」に含まれています。

(3) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト

資金生成単位に配分したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の内、主なのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額及び減損テストの前提は次のとおりです。

Cermaq Group AS

連結会社は、当連結会計年度にCermaq Group ASの支配を獲得し、当連結会計年度末に取得価額の取得資産及び引受負債への配分を完了しました。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は、当連結会計年度末においてそれぞれ26,042百万円及び68,218百万円です。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産に関する当連結会計年度の減損テストにおいて、回収可能価額は使用価値に基づき、独立した鑑定人の支援を受け、直近の事業環境を反映させた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて評価しています。割引率は、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しています。なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

企業結合に関する詳細は注記5をご参照下さい。

Agrex do Brasil S.A.

連結会社は、前連結会計年度にAgrex do Brasil S.A.の支配を獲得し、前連結会計年度末に取得価額の取得資産及び引受負債への配分を完了しました。のれんの帳簿価額は、前連結会計年度及び当連結会計年度末において、それぞれ16,357百万円及び16,577百万円です。

のれんに関する前年連結会計年度及び当連結会計年度の減損テストにおいて、回収可能価額は使用価値に基づき、取得価格の前提とした事業計画に対し、直近の事業環境を反映させた将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて評価しています。割引率は、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しています。なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

企業結合に関する詳細は注記5をご参照下さい。

15. 鉱物資源の探査及び評価

前連結会計年度及び当連結会計年度における、鉱物資源の探査及び評価から生じた資産の期中増減は以下のとおりです。

帳簿価額	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	236,671	234,885
増加	27,557	13,061
減損及び探査不成功による費用化	△22,009	△42,591
商業生産性の確認による振替	△7,622	△7,317
為替換算	288	△354
期末残高	234,885	197,684

なお、鉱物資源の探査及び評価活動からは負債も生じており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における帳簿価額は15,788百万円、14,318百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、鉱物資源の探査及び評価から生じた費用及びキャッシュ・フローは以下のとおりです。「鉱物資源の探査及び評価から生じた費用」は、連結損益計算書上の「固定資産減損損失」及び「その他の損益－純額」に含まれています。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
鉱物資源の探査及び評価から生じた費用	△30,672	△45,542
鉱物資源の探査及び評価から生じた 営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,663	△4,778
鉱物資源の探査及び評価から生じた 投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,557	△12,778

16. 担保差入資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における借入金及び取引保証等に対する担保差入資産の帳簿価額は以下のとおりです。

科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
営業債権及びその他の債権(流動及び非流動)	81,504	100,501
その他の投資等(流動及び非流動)	236,221	305,333
有形固定資産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	136,051	173,596
投資不動産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	71,596	48,224
たな卸資産	42,416	31,614
生物資産	—	47,509
無形資産及びのれん	—	62,326
その他	4,925	24,844
合計	572,713	793,947

上記の「その他の投資等」には、関連会社又は非関連会社が債務者となっているプロジェクト・ファイナンスに関連して、連結会社が担保として差し入れている株式が含まれています。

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート(輸入担保荷物保管証)を差し入れ、その銀行に対して輸入商品(たな卸資産)又は当該商品の売却代金に対する担保権を付与しています。輸入取引量が膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っていません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難であり、上記金額には含まれていません。

上記の担保差入資産とは別に、大部分の長短銀行借入が基づく銀行取引約定には、本邦における慣行上、銀行は一定の条件下において借手に対して担保(又は追加担保)若しくは保証人を要求することができる旨の規定が含まれています。更に、担保が借手の特定債務に対して差し入れられた場合でも、銀行は当該担保を借手の全債務に対して供されたものとして取り扱うことができる旨の規定が含まれています。

17. 社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の「社債及び借入金」(流動負債)の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行借入金		
当連結会計年度末 年利率1.7%	666,850	724,690
コマーシャル・ペーパー		
当連結会計年度末 年利率0.4%	173,082	171,266
社債及び借入金(非流動負債)のうち1年内期限到来分	542,048	617,920
合計	1,381,980	1,513,876

利率は、当連結会計年度末の残高を基準とした加重平均利率で表示しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の「社債及び借入金」（非流動負債）の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
担保付		
銀行及びその他の金融機関からの借入		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成46年、年利率 主として0.1%~0.9%	93,548	47,995
銀行及びその他の金融機関からの借入（外貨建）		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成40年、年利率 主として1.1%~3.0%	87,211	104,366
円建普通社債		
当連結会計年度末（平成30年満期、変動利率 0.2%~2.3%）	180	11,060
外貨建社債		
当連結会計年度末（平成33年満期、固定利率 6.1%）	5,155	5,289
小計	186,094	168,710
無担保		
銀行及びその他の金融機関からの借入		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成47年、年利率 主として0.1%~2.0%	2,354,366	2,278,381
銀行及びその他金融機関からの借入（外貨建）		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成44年、年利率 主として0.4%~2.8%	1,478,300	1,687,865
円建期限前償還条項付社債		
前連結会計年度末（平成27年満期、可変固定利率 0.9%）	10,000	—
円建社債		
当連結会計年度末（平成27年~33年満期、変動利率 0.2%~1.8%）	128,594	118,611
（平成27年~44年満期、固定利率 0.3%~3.2%）	683,656	661,534
米ドル建社債		
当連結会計年度末（平成27年~32年満期、変動利率 0.6%~1.1%）	10,283	21,617
（平成27年~36年満期、固定利率 1.8%~3.4%）	284,217	390,828
ニュージーランドドル建社債		
当連結会計年度末（平成29年満期、年利率 4.5%）	893	901
豪ドル建社債		
当連結会計年度末（平成30年~33年満期、固定利率 4.3%~4.8%）	28,235	36,413
ブラジルリアル建社債		
前連結会計年度末（平成26年満期、年利率 9.8%）	81	—
小計	4,978,625	5,196,150
合計	5,164,719	5,364,860
加算 公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整	71,184	88,177
合計	5,235,903	5,453,037
差引 1年内期限到来分	△542,048	△617,920
社債及び借入金（非流動負債）	4,693,855	4,835,117

融資与信枠、財務制限条項、支払期日別の内訳等の関連情報は、注記33に含まれる「流動性リスクの管理」に記載しています。

18. 営業債務及びその他の債務

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における「営業債務及びその他の債務」の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動負債		
支払手形	200,034	186,321
買掛金及び未払金等	2,480,920	2,324,821
(内1年以内に決済が見込まれない額)	22,855	26,022
流動負債 計	2,680,954	2,511,142
非流動負債 計	91,361	74,123

19. 従業員給付

(1) 年金及び退職給付債務

当社及び一部の連結子会社は、役員を除くほぼ全従業員を対象とした確定給付型年金制度を設定しています。

確定給付型年金制度の主なものは、日本の確定給付企業年金法に基づく企業年金基金制度です。企業年金基金制度における給付額は従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。なお、当社が設定している企業年金基金制度については、平成25年4月までにその一部を確定拠出年金制度に段階的に移行しました。

当社は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、三菱商事企業年金基金への掛金を拠出することなどの義務が課されております。三菱商事企業年金基金は当社より法的に独立して運営されており、当社が選出する代議員及び従業員が選出する代議員が同一人数にて代議員会を構成しています。代議員会の議長である理事長は、当社が選出する代議員から選出されます。代議員会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長である理事長が決する権限を有しています。ただし、重要な事項については、上記を超える多数で決することと規定しています。

基金の理事は、法令、法令に基づいて行われる厚生労働大臣の処分、三菱商事企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行する責務があります。また、理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならないと規定されています。

また、上記確定給付型年金制度に加え、多くの国内の連結子会社は、役員を除く従業員を対象とする非積立型退職一時金制度を設定しています。この制度は、定年退職や早期退職の際に、対象者に対し退職一時金を支給するものです。これらの制度における給付額は、従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。

連結会社は測定日を3月31日としています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結会社の確定給付債務に関して連結財政状態計算書に計上した純額の変動の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
確定給付制度債務の現在価値の変動：		
期首確定給付制度債務の現在価値	514,831	539,546
勤務費用	15,254	7,611
利息費用	8,920	9,536
従業員拠出額	247	290
制度改定	143	△673
数理計算上の差異	7,981	37,487
退職給付支払額	△21,339	△21,043
縮小・清算	△2,609	△3,985
新規連結及び連結除外の影響等	7,037	△2,226
為替換算	9,081	3,966
期末確定給付制度債務の現在価値	539,546	570,509
制度資産の変動：		
期首制度資産の公正価値	483,938	530,120
利息収益	9,439	10,882
利息以外の制度資産に係る収益	30,437	81,846
会社拠出額	13,554	6,081
従業員拠出額	247	290
退職給付支払額	△16,748	△16,589
清算	△2,609	△3,481
新規連結及び連結除外の影響等	3,323	△4,337
為替換算	8,539	3,727
期末制度資産の公正価値	530,120	608,539
資産上限額の影響	606	1,177
連結財政状態計算書に計上した 負債及び資産(△) (純額)	10,032	△36,853

確定給付制度債務に係る数理計算上の差異は主に財務上の仮定の変化により発生します。

投資方針

連結会社の確定給付型年金制度の年金資産の投資方針としては、そのリスク許容度を適切に活用し、資本性金融商品、負債性金融商品、オルタナティブ商品などにバランスよく分散したポートフォリオを構成し、将来の給付義務を全う出来る水準の収益を長期的・安定的に目指しています。

なお、投資方針については、確定給付型年金制度の財政状況や運用環境を勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととしています。

また、各資産の運用を実行する際にも、連結会社は戦略・ファンドマネージャーに係わるリスク分散に留意し、継続的なモニタリングを通じて運用面の効率性を追求することとしています。

制度資産の種類別公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結会社の制度資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
活発な市場における公表市場価格があるもの		
資本性金融商品		
国内株式	140,483	201,067
海外株式	9,329	11,010
負債性金融商品		
海外債券	1,846	1,661
計	151,658	213,738
活発な市場における公表市場価格がないもの		
資本性金融商品		
国内株式	21,725	21,919
海外株式	58,070	65,185
負債性金融商品		
国内債券	8,893	10,267
海外債券	176,754	193,538
ヘッジファンド	16,797	25,820
企業年金保険契約	30,417	44,193
現金及び現金同等物	49,293	16,339
その他	16,513	17,540
計	378,462	394,801
制度資産合計	530,120	608,539

1. 資本性金融商品は、国内株式、海外株式ともにファンドへの投資を通じた保有形態を含みます。また、海外株式は国内株式と海外株式を混在して保有するファンドを含みます。
2. 負債性金融商品は、国内債券、海外債券ともにファンドへの投資を通じた保有形態を含みます。また、海外債券は国内債券と海外債券が混在して保有するファンドを含みます。
3. 企業年金保険契約は、元本と利率が保証されている一般勘定、元本と利率が保証されていない特別勘定により構成されます。
4. その他には、主に未公開株ファンド・不動産ファンド・インフラファンドが含まれます。

数理計算上の重要な仮定

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、確定給付制度債務の測定上使用した前提条件(加重平均値)は以下のとおりです。

	前連結会計年度末(%)	当連結会計年度末(%)
割引率	1.9	1.6
昇給率	2.7	2.7

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、当社の現受給者の給付開始年齢時の平均余命の前提は18.9年、現従業員の見込開始年齢時の平均余命の前提は20.3年です。

数理計算上の重要な仮定に関する感応度分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結会社の確定給付制度債務の大部分を占める当社における割引率が0.5%低下した場合、確定給付制度債務は、それぞれ28,456百万円及び31,435百万円増加すると想定されます。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しておりますが、実際には割引率のみが独立して変動するとは限りません。

制度資産の拠出金

連結会社は、制度資産の積立について、拠出額は過去の役務提供に対する給付に加え、将来の役務提供に対する給付を賄うことを基本方針としていますが、国内会社は、一般的に税務上損金算入できる範囲で拠出しています。翌連結会計年度における拠出見込み額は、約6,000百万円です。

予想将来給付額

確定給付制度の年度ごとの予想将来給付額は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
平成27年度	23,698
平成28年度	25,182
平成29年度	25,172
平成30年度	24,894
平成31年度	24,926
平成32年度～平成36年度計	119,128

確定拠出年金制度費用処理額

当社及び一部の連結子会社では、確定拠出年金制度を採用しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された確定拠出年金制度に係る年金費用に重要性はありません。

(2) 人件費

前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書に含まれる人件費の金額は、それぞれ518,770百万円及び544,467百万円です。

20. 引当金

引当金は、連結財政状態計算書上「その他の流動負債」及び「引当金」に計上しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における引当金の増減の内訳は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

	期首残高 (百万円)	繰入額 (百万円)	使用額 (百万円)	増価費用 (百万円)	その他増減 (注) (百万円)	期末残高 (百万円)
資産除去債務	93,782	14,764	△1,924	5,038	1,125	112,785
環境対策引当金	1,900	8,984	△8	—	—	10,876
その他	8,548	8,255	△4,039	—	△87	12,677

(当連結会計年度)

	期首残高 (百万円)	繰入額 (百万円)	使用額 (百万円)	増価費用 (百万円)	その他増減 (注) (百万円)	期末残高 (百万円)
資産除去債務	112,785	23,618	△2,545	6,235	△2,264	137,829
環境対策引当金	10,876	228	△8	—	△33	11,063
その他	12,677	18,615	△8,590	—	9	22,711

「その他増減」には、主に為替変動、期中に未使用で取り崩された金額及び連結除外の影響が含まれています。

資産除去債務

連結会社の資産除去債務は、主に廃坑、土地の埋立、設備の除去に関連するものであり、石炭、石油、ガスの採掘設備等を通常使用する際に生じる法的義務に関連する債務を計上しています。この債務に関する支出は、最長40年間にわたって生じる見込みですが、本質的に予測が難しく、将来の事業計画等により影響を受けます。

環境対策引当金

環境対策引当金は、法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。この債務の支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

その他

その他には、不利な契約に係る引当金及び製品保証引当金等が含まれています。

21. 資本

資本金

日本の会社法では、資本金の額は、原則として、株主となる者が払込み・給付した財産の額となりますが、例外として、払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上せず、資本剰余金に含まれている資本準備金とすることができます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における授權株式総数は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(無額面株式)	2,500,000,000	2,500,000,000

前連結会計年度及び当連結会計年度における発行済株式総数の期中増減は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
期首残高	1,653,505,751	1,653,505,751
期中増減	—	△29,469,000
期末残高	1,653,505,751	1,624,036,751

資本剰余金及び利益剰余金

会社法では、利益剰余金を原資とする配当額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積立てることになっています。

会社法では、資本金及び準備金、剰余金について、株主総会決議等、一定の要件を充たす場合には、相互に組入れることができます。

自己株式

会社法では、株主総会の決議により分配可能額の範囲内で、取得する株式の数、取得価格の総額などを決定し、自己株式を取得することができます。また、市場取引又は公開買付による場合には、定款の定めにより、会社法上定められた要件の範囲内で、取締役会の決議により自己株式を取得することができます。

当社は、平成16年6月24日に開催された定時株主総会において、定款の一部を変更しており、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができます。

前連結会計年度末、当連結会計年度末における自己株式及び子会社又は関連会社が保有する自己株式は、それぞれ、4,964,444株、3,653,124株です。

なお、当社は、当連結会計年度において、取締役会の決議に基づき、当社が保有する自己株式のうち29百万株を消却しました。この結果、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ63,309百万円減少しています。

配当金

会社法では、剰余金の配当支払額と自己株式取得に伴い交付する金銭等の総額については、分配可能額を超えてはならないとされており、この金額は、日本で一般に認められた会計原則に準拠して記帳された会計帳簿上の剰余金の額に基づき算定されます。IFRSに則った連結財務諸表への修正額は、会社法上の分配可能額の算定に影響はありません。

平成27年3月31日現在の会社法上の分配可能額は、1,954,172百万円です。なお、会社法上の分配可能額は、配当の効力発生日までに発生した自己株式の取得等により変動する可能性があります。

会社法では、株主総会の決議により事業年度中いつでも配当を行うことができ、当社は、取締役会決議により、中間配当を行うことができます。

前連結会計年度及び当連結会計年度における配当金支払額は以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	49,420	30	平成25年3月31日	平成25年6月24日
平成25年11月1日 取締役会	普通株式	49,442	30	平成25年9月30日	平成25年12月2日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	62,647	38	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	64,791	40	平成26年9月30日	平成26年12月1日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となる配当金の総額は以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	48,613	利益剰余金	30	平成27年3月31日	平成27年6月22日

自己資本の管理

自己資本は、当社の所有者に帰属する持分合計で構成されます。

連結会社は、収益基盤を強固なものとしつつ、効率性・健全性も考慮しながら、持続的な成長・企業価値の最大化を図っていくことを資本政策の基本方針としています。また、有利子負債から現金及び現金同等物・定期預金を差し引いたネット有利子負債と当社の所有者に帰属する持分合計から算出されるネット有利子負債倍率を財務健全性の指標として使用しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるネット有利子負債倍率は以下のとおりです。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
有利子負債(百万円)	6,075,835	6,348,993
現金及び現金同等物・定期預金(百万円)	1,474,741	1,881,279
ネット有利子負債(百万円)	4,601,094	4,467,714
当社の所有者に帰属する持分合計(百万円)	5,067,666	5,570,477
ネット有利子負債倍率(倍)	0.9	0.8

なお、連結会社は、資金調達のため借入金融機関等による財務制限条項等の資本に対する制限を受けることがあり、その要求を満たすように運営しています。

22. その他の資本の構成要素及びその他の包括利益

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の資本の構成要素(当社の所有者に帰属)の各項目の内訳(税効果後)は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
FVTOCIに指定したその他の投資：		
期首残高	686,859	625,151
その他の包括利益	△9,168	55,040
利益剰余金への振替額	△52,540	△2,519
期末残高	625,151	677,672
確定給付制度の再測定：		
期首残高	—	—
その他の包括利益	17,294	27,368
利益剰余金への振替額	△17,294	△27,368
期末残高	—	—
キャッシュ・フローヘッジ：		
期首残高	△6,978	△4,119
その他の包括利益	2,859	△14,490
期末残高	△4,119	△18,609
在外営業活動体の換算差額：		
期首残高	366,714	638,220
その他の包括利益	271,506	218,408
期末残高	638,220	856,628
その他の資本の構成要素合計		
期首残高	1,046,595	1,259,252
その他の包括利益	282,491	286,326
利益剰余金への振替額	△69,834	△29,887
期末残高	1,259,252	1,515,691

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(非支配持分に帰属)の各項目の内訳(税効果後)は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	6,718	5,329
確定給付制度の再測定	588	275
キャッシュ・フローヘッジ	396	△863
在外営業活動体の換算差額	6,771	17,367
合計	14,473	22,108

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(非支配持分を含む)の各項目の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
純損益に振り替えられることのない項目		
FVTOCIに指定したその他の投資による損益		
期中発生額	△12,264	68,423
税効果	5,087	△6,360
小計	△7,177	62,063
確定給付制度の再測定		
期中発生額	23,062	45,536
税効果	△8,422	△17,089
小計	14,640	28,447
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		
期中発生額	7,969	△2,498
税効果	-	-
小計	7,969	△2,498

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フローヘッジ		
期中発生額		
金利変動リスク	570	△5,059
為替変動リスク	△21,781	△2,859
商品相場変動リスク	1,611	622
非金融資産の取得価額への組替額		
為替変動リスク	△3,298	△4,346
当期純利益への組替額		
金利変動リスク	533	2,369
為替変動リスク	16,966	426
商品相場変動リスク	28	426
期中変動額	△5,371	△8,421
税効果	1,515	1,833
小計	△3,856	△6,588
在外営業活動体の換算差額		
期中発生額		
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	△62,141	△99,416
その他	240,109	263,231
当期純利益への組替額		
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	△886	△14,502
その他	341	10,283
期中変動額	177,423	159,596
税効果	19,620	20,615
小計	197,043	180,211
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		
期中発生額	106,765	67,368
当期純利益への組替額	1,748	△10,572
税効果	△20,168	△9,997
小計	88,345	46,799
その他の包括利益合計	296,964	308,434

23. 株式に基づく報酬制度

当社は従来、2種類のストックオプション制度を導入していましたが、制度内容の見直しを行い、平成19年7月20日開催の取締役会において決議された平成19年度新株予約権(ストックオプション)よりストックオプション制度を一本化しています。

平成19年6月以前に取締役会で決議されたストックオプション

従来導入していた2種類のストックオプション制度のうち、一つは、当社取締役(社外取締役は除く)、執行役員及び理事に対して、権利付与日の東京証券取引所の終値、又は付与日1ヶ月前の平均終値のいずれか高い方を基に算出された権利行使価格で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションは権利付与日より2年間の据置期間の後、権利が確定し、確定と同時に権利行使可能であり、権利行使期間は8年間となっています。

もう一方は、当社取締役(社外取締役は除く)及び執行役員に対して、行使価格1円で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっていますが、このストックオプションを保有する者は、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日より10年間に限り行使可能となり、上記にかかわらず、付与日から25年後までに権利行使日を迎えなかった場合には、その翌日より行使可能となります。また、権利付与後、翌年6月30日までに取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプション

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプションについては、当社取締役(社外役員は除く)、執行役員及び理事に対して、行使価格1円で当社普通株式を購入する権利が与えられる制度に一本化しています。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっており、権利付与日から2年後又は取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使可能となっており、取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り行使可能となっています。また、権利付与後、翌年6月30日(平成26年5月以降に取締役会で決議されたストックオプションについては翌年3月31日)までに取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された株式に基づく報酬費用はそれぞれ1,322百万円及び1,346百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社のストックオプション制度に基づき発行されたストックオプションの各測定日における加重平均公正価値はそれぞれ1,475円及び1,595円です。

ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズ価格モデルにて算出しています。公正価値の計算における前提条件は以下のとおりです。なお、リスクフリー利率は見積権利行使期間を残存期間とする権利付与日の国債利回りに基づき算出しています。見積ボラティリティは権利付与日を基準に、過去の見積権利行使期間における日次株価に基づき算出しています。見積配当は前連結会計年度の配当実績を使用しています。見積権利行使期間については、付与されたストックオプションの行使までの予想期間を表しています。

	前連結会計年度	当連結会計年度
リスクフリー利率	0.5%—0.8%	0.3%
見積ボラティリティ	38.4%—40.9%	40.3%
見積配当率	2.9%—3.1%	3.4%
見積権利行使期間	7.0—9.6年	7.0年
測定日における株価	1,777—1,902円	2,020円

前連結会計年度及び当連結会計年度における当社のストックオプションの付与状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	5,653,400	797	5,280,000	754
付与数	920,100	1	708,600	1
キャンセル又は喪失数	△23,500	1	△9,000	1
行使数	△1,270,000	417	△1,317,000	493
期末未行使残高	5,280,000	754	4,662,600	714
期末行使可能残高	3,832,300	1,038	3,533,400	942

前連結会計年度及び当連結会計年度中に権利行使されたストックオプションについて権利行使日時点の加重平均株価はそれぞれ1,884円、2,167円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当社のストックオプションの残高は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

行使価格(円)	未行使残高		行使可能残高	
	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)
1	3,501,800	21.2	2,054,100	16.3
1,090～1,691	460,800	1.2	460,800	1.2
2,435	1,317,400	2.3	1,317,400	2.3

(当連結会計年度末)

行使価格(円)	未行使残高		行使可能残高	
	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)
1	3,273,200	20.0	2,144,000	15.6
1,691	74,200	0.3	74,200	0.3
2,435	1,315,200	1.3	1,315,200	1.3

24. 収益

前連結会計年度及び当連結会計年度における「収益」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
商品販売に係る収益	6,634,114	6,598,044
サービス及びその他に係る収益	1,001,054	1,071,445
合計	7,635,168	7,669,489

25. 販売費及び一般管理費

前連結会計年度及び当連結会計年度における「販売費及び一般管理費」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
人件費	406,238	430,129
運賃・保管料	126,293	138,162
設備費	106,948	113,420
事務費	64,310	68,561
業務委託費	69,210	68,428
その他	179,899	180,051
合計	952,898	998,751

26. 金融商品に係る収益及び費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における「有価証券損益」、「金融収益」及び「金融費用」の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
有価証券損益		
FVTPLの金融資産	31,588	10,924
子会社宛投資及び持分法で会計処理される投資等	14,747	34,427
有価証券損益 合計	46,335	45,351
金融収益		
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	20,275	21,072
FVTPLの金融資産	12,214	10,280
受取利息 合計	32,489	31,352
受取配当金		
FVTOCIの金融資産	164,742	173,568
受取配当金 合計	164,742	173,568
金融収益 合計	197,231	204,920
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	△51,712	△66,662
デリバティブ	26,225	27,593
その他	△6,241	△7,006
金融費用 合計	△31,728	△46,075

上記の他、前連結会計年度及び当連結会計年度において、ヘッジ指定されていないデリバティブの損益(純額)が、それぞれ、「収益/原価」に25,083百万円及び26,591百万円、「その他の損益－純額」に4,868百万円の利益及び113,264百万円の損失が含まれています。ヘッジに係る損益については、注記32をご参照ください。

また、上記の金融収益及び費用の他に、前連結会計年度及び当連結会計年度において、償却原価で測定された金融資産に係る受取利息が13,234百万円及び13,970百万円、償却原価で測定された金融負債に係る支払利息が22,374百万円及び21,231百万円発生しており、これらは主として「収益/原価」に含まれています。

借入費用の資産化に際しては、有形固定資産の取得に個別に紐つく借入がある場合には、当該借入についての借入費用を資産化しています。また、一般目的の借入で有形固定資産を取得した場合には、借入費用をその取得に使用した範囲で資産化しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において資産化された借入費用に重要性はありません。

27. 為替差損益

連結損益計算書の「その他の損益－純額」に含まれる為替差損益は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ44,064百万円の損失及び85,782百万円の利益です。

28. 法人所得税

本邦における法人所得税は、法人税、住民税及び事業税から構成されており、これら本邦における税金の法定税率を基礎として算出した法定実効税率は36%です。「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）及び、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）がそれぞれ平成27年3月31日、平成27年4月1日に公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については上記東京都都税条例の改正（平成27年4月1日公布）を考慮し、33%として見積もっています。

更に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等についても平成27年度の改正条例の計算前提を考慮し、32%として見積もっています。これらの税率変更に伴う繰延税金資産及び負債の再計算の影響は軽微です。

海外子会社に対しては、その所在国における法人所得税が課せられています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人所得税の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当期税金	118,935	131,645
繰延税金	26,660	36,686
法人所得税	145,595	168,331
その他の包括利益に係る法人所得税	2,368	10,998
合計	147,963	179,329

前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率と連結損益計算書上の法人所得税の実効税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定実効税率	38.0	36.0
持分法による投資損益等の影響	△11.2	△12.3
税務上の損金不算入額	0.9	0.7
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	3.5	9.3
当期に認識した子会社の過年度損失に係る税効果	△0.2	△3.2
低税率諸国にある海外子会社の当期利益	△3.9	△0.9
受取配当金	△1.3	△0.8
その他	1.6	0.5
連結損益計算書上の法人所得税の実効税率	27.4	29.3

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な構成項目は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
貸倒引当金	19,588	14,017
退職給付に係る負債	21,577	18,348
有形固定資産、投資不動産及び無形資産	31,040	47,922
短期運用資産及びその他の投資	33,955	33,486
繰越欠損金	51,101	61,506
引当金等	63,570	48,834
デリバティブ	45,696	71,978
その他	50,343	34,923
繰延税金資産（総額）	316,870	331,014
繰延税金負債		
短期運用資産及びその他の投資	417,210	427,763
有形固定資産、投資不動産及び無形資産	174,299	210,656
持分法で会計処理される投資	98,196	137,230
その他	43,734	61,120
繰延税金負債（総額）	733,439	836,769
繰延税金資産及び負債(△)（純額）	△416,569	△505,755

当社では、連結子会社及びジョイント・アレンジメントの未分配利益のうち現時点において配当することが予定されていないものについては、繰延税金負債を認識していません。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財務諸表上、繰延税金負債を認識していない連結子会社及びジョイント・アレンジメントの未分配利益はそれぞれ1,214,432百万円及び1,279,587百万円です。

繰延税金資産には、将来税務上減算される一時差異、税額控除及び繰越欠損金について、連結会社が将来における課税所得の発生及び将来加算一時差異の解消により実現する可能性が高いと判断した額を計上しています。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除の合計額に関する失効期限別の内訳は以下のとおりです。

失効期限	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
5年以内	18,955	21,688
5年超10年以内	33,795	50,706
10年超15年以内	1,586	852
15年超	188,746	296,452
合計	243,082	369,698

平成26年9月5日、豪州において、鉱物資源利用税 (Minerals Resource Rent Tax Act 2012) を廃止する法案が成立しました。連結会社では、同税制の適用開始時に、鉱業プロジェクト権益に関連する有形固定資産や法的権利を「開始ベース資産」として市場価値法に基づき測定したこと等により、将来減算一時差異が発生しました。当該将来減算一時差異は、同税制が廃止される平成26年9月30日に消滅しましたが、連結会社は同税制に係る全ての将来減算一時差異に対して繰延税金資産を認識していないため、同税制の廃止が当連結会計年度の当期純利益に与える影響はありません。

前連結会計年度末において、連結会社が同税制に関して有していた繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異の金額は1,413,448百万円であり、これは上記の表には含めていません。また前連結会計年度末において、連結財政状態計算書上認識していない繰延税金資産の金額は222,618百万円です。

連結会社は不確実性のある税務ポジションについて最善の見積りに基づき資産又は負債を計上しています。前連結会計年度及び当連結会計年度の金額に重要性はありません。当連結会計年度末において、今後12ヶ月以内の未認識税務ベネフィットの重要な変動を合理的に予想することはできません。

29. 1株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）及び希薄化後1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）の調整計算は以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）（円）		
基本的	219.30	246.39
希薄化後	218.80	245.83
分子（百万円）		
当期純利益（当社の所有者に帰属）	361,359	400,574
分母（千株）		
加重平均普通株式数	1,647,786	1,625,754
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	3,794	3,720
希薄化効果のある証券の影響考慮後の加重平均株式数	1,651,581	1,629,474
希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく通常型ストックオプション。新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。	平成18年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく通常型ストックオプション。新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

30. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産及び負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、継続的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は、以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金及び現金同等物	460,331	—	—		460,331
短期運用資産及びその他の投資					
FVTPLの金融資産	578	2,350	63,058		65,986
FVTOCIの金融資産	906,387	296	1,038,086		1,944,769
営業債権及びその他の債権 (FVTPL)	—	—	83,079		83,079
デリバティブ	16,962	487,570	—	△273,949	230,583
たな卸資産及びその他の流動資産	2,873	392,822	—		395,695
資産 合計	1,387,131	883,038	1,184,223	△273,949	3,180,443
負債					
デリバティブ	21,098	396,374	—	△273,949	143,523
負債 合計	21,098	396,374	—	△273,949	143,523

1. 前連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。
2. 「デリバティブ」は、連結財政状態計算書上の「その他の金融資産」、「その他の流動資産」、「その他の金融負債」、又は「その他の流動負債」に計上しています。

(当連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金及び現金同等物	634,679	—	—		634,679
短期運用資産及びその他の投資					
FVTPLの金融資産	—	3,922	93,567		97,489
FVTOCIの金融資産	1,064,258	470	984,815		2,049,543
営業債権及びその他の債権 (FVTPL)	—	—	49,095		49,095
デリバティブ	66,890	791,840	—	△541,380	317,350
たな卸資産及びその他の流動資産	2,379	443,631	—		446,010
資産 合計	1,768,206	1,239,863	1,127,477	△541,380	3,594,166
負債					
デリバティブ	50,792	678,355	—	△541,380	187,767
負債 合計	50,792	678,355	—	△541,380	187,767

1. 当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。
2. 「デリバティブ」は、連結財政状態計算書上の「その他の金融資産」、「その他の流動資産」、「その他の金融負債」、又は「その他の流動負債」に計上しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、継続的に公正価値で測定されるレベル3の資産及び負債の調整表は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入等による増加 (百万円)	売却等による減少 (百万円)	償還又は 決済 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有する 資産に関連する 未実現損益の変動 に起因する額 (百万円)
短期運用資産及びその他の 投資								
FVTPL	110,267	23,973	2,183	4,362	△77,727	—	63,058	4,362
FVTOCI	1,003,757	—	14,422	24,410	△4,503	—	1,038,086	—
営業債権及びその他の債権 (FVTPL)	85,221	1,615	3,158	6,184	—	△13,099	83,079	1,615
その他の金融資産 (デリバティブ)	616	—	—	—	—	△616	—	—
その他の金融負債 (デリバティブ)	592	—	—	—	—	△592	—	—

1. 「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの（への）振替による増減が含まれています。
2. 前連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

(当連結会計年度)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入等による増加 (百万円)	売却等による減少 (百万円)	償還又は 決済 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有する 資産に関連する 未実現損益の変動に 起因する額 (百万円)
短期運用資産及びその他の 投資								
FVTPL	63,058	10,942	5,742	46,838	△31,887	△1,126	93,567	10,942
FVTOCI	1,038,086	—	△69,422	30,107	△13,954	△2	984,815	—
営業債権及びその他の債権 (FVTPL)	83,079	2,979	△331	10,174	—	△46,806	49,095	2,982

1. 「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの（への）振替による増減が含まれています。
2. 当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

短期運用資産及びその他の投資について当期純利益で認識した損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについて当期純利益で認識した損益は、連結損益計算書の「収益」及び「原価」に含まれています。

FVTPLの金融資産についてその他の包括損益で認識した金額は、連結その他包括利益計算書の「在外営業活動体の換算差額」に含まれています。また、FVTOCIの金融資産についてその他の包括損益で認識した金額は、連結その他包括利益計算書の「FVTOCIに指定したその他の投資による損益」及び「在外営業活動体の換算差額」に含まれています。

現金及び現金同等物

レベル1の現金及び現金同等物は、現金及び当座預金であり、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。

短期運用資産及びその他の投資

レベル1の短期運用資産及びその他の投資は、主に市場性のある株式であり、活発な市場における市場価格で評価しています。

レベル2の短期運用資産及びその他の投資は、主にヘッジファンド宛の投資であり、投資先の1株当たり純資産価値により評価しています。レベル3の短期運用資産及びその他の投資は、主に市場性のない株式であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、及び投資先の1株当たり純資産価値等により評価しています。レベル3の短期運用資産及びその他の投資については、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部門又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、投資先の将来キャッシュ・フローの情報、1株当たり純資産価値情報、及び第三者による鑑定評価等入手し、公正価値を測定しています。

営業債権及びその他の債権 (FVTPL)

FVTPLの営業債権及びその他の債権は、主にノンリコース債権であり、帳簿価額と公正価値がほぼ同額であると見なされる変動金利付貸付金等を除いて、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により評価しています。公正価値に対して、観察不能なインプットによる影響額が重要な割合を占めるものについてはレベル3に、観察不能なインプットによる影響額が重要な割合を占めていないものについてはレベル2に分類しています。

レベル3の営業債権及びその他の債権については、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部局又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、当該債権に係る将来キャッシュ・フロー情報等を入手し、公正価値を測定しています。

デリバティブ

レベル1のデリバティブは、主に公設市場で取引されるコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しています。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レート及び商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しています。レベル3のデリバティブは、コモディティ関連の複合デリバティブであり、観察不能なインプットを使用して評価しています。

デリバティブ契約については、取引先に対する債権債務相殺後の純額に対して信用リスク調整を行っています。

レベル3のデリバティブについては、該当する資産を保有する子会社の経理担当者が、外部の金融機関から価格情報を入手し、公正価値を測定しています。

たな卸資産

レベル1及びレベル2のたな卸資産は、主にトレーディング目的で保有する非鉄金属の在庫であり、取引市場価格により評価しているものについてはレベル1に、商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しているものについてはレベル2に分類しています。これらのたな卸資産の公正価値には販売費用が含まれていますが、当該販売費用は重要ではありません。

全ての測定結果は、四半期毎に当社セグメントの管理部局又は子会社の経理担当者のレビューを受け、会計責任者の承認を得ています。また、公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きは、管理取り纏め部局にて設定され定期的に見直されています。

非継続的に公正価値で測定される資産及び負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、非継続的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は、注記11の「売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ」に記載しています。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、レベル3に分類される継続的に公正価値で測定された資産の内、重要な観察不能なインプットを使用して公正価値を測定した資産に関する定量的情報は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 (百万円)	評価手法	観察不能インプット	インプット値の 加重平均
非上場株式	768,521	割引キャッシュ・ フロー法	割引率	10.1%

(当連結会計年度末)

区分	公正価値 (百万円)	評価手法	観察不能インプット	インプット値の 加重平均
非上場株式	783,722	割引キャッシュ・ フロー法	割引率	10.4%

非上場株式の公正価値測定で用いている重要な観察不能なインプットは割引率です。これらのインプットの著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。

レベル3に分類される継続的に公正価値で測定された資産の内、上記の定量的情報に含まれていない資産については、1株当たり純資産価値、類似取引事例との比較等により評価しています。なお、連結会社が保有する投資が多岐にわたるため、当該資産のインプットに関する定量的な情報を開示していません。

償却原価で測定される金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、償却原価で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	帳簿価額 (百万円)	公正価値(百万円)			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産					
現金同等物及び定期預金	1,014,410	—	1,014,410	—	1,014,410
短期運用資産及びその他の投資	135,222	18,750	46,821	68,458	134,029
営業債権及びその他の債権	3,774,128	—	3,692,698	101,821	3,794,519
資産 合計	4,923,760	18,750	4,753,929	170,279	4,942,958
負債					
社債及び借入金	6,075,835	—	6,029,285	—	6,029,285
営業債務及びその他の債務	2,715,482	—	2,709,709	—	2,709,709
負債 合計	8,791,317	—	8,738,994	—	8,738,994

(当連結会計年度末)

区分	帳簿価額 (百万円)	公正価値(百万円)			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産					
現金同等物及び定期預金	1,246,600	—	1,246,600	—	1,246,600
短期運用資産及びその他の投資	128,225	42,610	23,845	61,902	128,357
営業債権及びその他の債権	3,481,910	—	3,434,858	72,494	3,507,352
資産 合計	4,856,735	42,610	4,705,303	134,396	4,882,309
負債					
社債及び借入金	6,348,993	—	6,325,281	—	6,325,281
営業債務及びその他の債務	2,531,504	—	2,530,691	—	2,530,691
負債 合計	8,880,497	—	8,855,972	—	8,855,972

償却原価で測定される金融商品に係る公正価値の測定方法

現金同等物及び定期預金

償却原価で測定される現金同等物及び定期預金は、比較的短期で満期が到来するため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。

短期運用資産及びその他の投資

償却原価で測定される短期運用資産及びその他の投資は、主に国内及び海外の債券、並びに差入保証金などの市場性のない投資です。レベル1及びレベル2に分類される債券については、それぞれ、活発な市場における市場価格、及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。なお、償却原価で測定される差入保証金などの市場性のない投資は、公正価値を算定するための情報の入手が困難な多数に及ぶ投資であり、その公正価値を見積ることは実務上困難なため、帳簿価額により評価しています。

営業債権及びその他の債権

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッシュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

営業債務及びその他の債務

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

31. 金融資産及び金融負債の相殺

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、取引相手先との間の法的強制力のあるマスターネットティング契約又は類似契約の対象となっている金融資産及び金融負債の金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)			当連結会計年度末 (百万円)		
	金融資産		金融負債	金融資産		金融負債
	デリバティブ	貸付金	デリバティブ	デリバティブ	貸付金	デリバティブ
総額の資産金額 (相殺処理前)	504,532	154,967	417,472	858,730	154,969	729,147
相殺金額	△273,949	—	△273,949	△541,380	—	△541,380
連結財政状態計算書上の計上額	230,583	154,967	143,523	317,350	154,969	187,767
営業債権及びその他の債権(流動)	—	154,967	—	—	154,969	—
その他の金融資産(流動)	136,398	—	—	203,348	—	—
その他の流動資産	1,011	—	—	1,568	—	—
その他の金融資産(非流動)	93,174	—	—	112,434	—	—
その他の金融負債(流動)	—	—	110,557	—	—	161,916
その他の金融負債(非流動)	—	—	32,966	—	—	25,851
連結財政状態計算書上の計上額	230,583	154,967	143,523	317,350	154,969	187,767
連結財政状態計算書上相殺されない金額						
金融商品	△78,103	△154,967	△78,103	△97,207	△154,969	△97,207
現金担保	△6,687	—	△17,565	△6,150	—	△7,612
純額	145,793	—	47,855	213,993	—	82,948

デリバティブ取引

連結会社と取引相手との間には、法的強制力のあるマスターネットティング契約又は類似の契約が存在します。

これらの契約では、1つでも約定の不履行又は解除があった場合には、当該契約の対象となっているすべての金融商品を単一の純額で決済することを定めています。マスターネットティング契約は、相殺権を創出しますが、契約によって自動的に相殺権が与えられるわけではありません。

現先取引

連結会社は、債券を担保として現金を貸し付ける場合、取引相手の債務不履行や倒産・破産の際には、担保である債券と貸付とを相殺できる契約を締結しています。これらの契約は、相殺権を創出しますが、契約によって自動的に相殺権が与えられるわけではありません。

32. デリバティブ取引及びヘッジ活動

連結会社は、第4四半期連結会計期間よりIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）を早期適用しています。これに伴い、以下の各項目における前連結会計年度及び当連結会計年度の情報は、それぞれIFRS第7号「金融商品：開示」（平成23年12月改訂）及びIFRS第7号「金融商品：開示」（平成25年11月改訂）の開示要求に従っています。

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されています。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握してナチュラルヘッジを有効に活用しています。更に、リスク管理戦略に則って様々なデリバティブ取引を締結し、連結会社が晒されている市場リスクの軽減を図っています。リスク管理戦略の詳細については注記33をご参照ください。

連結会社が利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらのデリバティブ取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動は、その一部若しくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動を相殺する効果を有します。

連結会社は、市場リスクに対してナチュラルヘッジを活用できない場合には、リスク管理戦略に基づきヘッジ指定を行い、ヘッジ会計を適用しています。連結会社は、ヘッジ関係の開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているかどうかの定性的な評価、あるいはヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価値変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。また、非有効部分の発生が見込まれるヘッジ関係については、定量的な手法で非有効金額を算定しております。連結会社は、有効性の高いヘッジを行っているため、非有効金額に重要性はありません。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量に基づいて適切なヘッジ比率を設定しており、原則として1対1の関係となるよう設定しています。ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ関係の開始時に設定したヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止していません。

(1) 連結財政状態計算書におけるヘッジの影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ヘッジ指定されているデリバティブ取引及びデリバティブ取引以外の金融商品の帳簿価額は以下のとおりです。

ヘッジ手段		前連結会計年度末（百万円）		当連結会計年度末（百万円）	
		資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジ					
金利契約	流動	935	82	1,137	1
	非流動	69,677	3,947	84,253	1,792
外国為替契約	流動	679	230	36	158
	非流動	267	—	—	126
小計		71,558	4,259	85,426	2,077
キャッシュ・フローヘッジ					
金利契約	流動	36	292	20	268
	非流動	424	1,194	417	2,095
外国為替契約	流動	7,212	5,870	886	2,625
	非流動	6	747	196	2,063
コモディティ契約	流動	476	443	344	2,027
	非流動	620	3,009	429	1,023
小計		8,774	11,555	2,292	10,101
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ					
外国為替契約	流動	4,955	2,718	708	10,659
外貨建借入債務	流動	—	4,940	—	4,329
	非流動	—	9,596	—	12,644
小計		4,955	17,254	708	27,632
合計		85,287	33,068	88,426	39,810

上記金融資産及び金融負債のうち、デリバティブ契約は連結財政状態計算書において「その他の金融資産」及び「その他の金融負債」に、外貨建借入債務は「社債及び借入金」に計上しています。

当連結会計年度末における、ヘッジ指定されている主なデリバティブ契約の名目金額は以下のとおりです。なお、連結会社が利用しているヘッジ手段は多岐にわたるため、名目金額の満期別の内訳や、ヘッジ手段の平均取引価格を算定することは実務上困難です。

(当連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ種類	ヘッジ手段	名目金額
金利変動リスク	公正価値ヘッジ	固定受け/変動払い金利スワップ	1,667,840百万円
			3,260,000千米ドル
	キャッシュ・フローヘッジ	変動受け/固定払い金利スワップ	400,000千豪ドル
			5,022百万円
為替変動リスク	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	米ドル売/日本円買 為替予約	240,657千米ドル
		米ドル建借入債務	164,168千豪ドル
商品相場変動リスク	キャッシュ・フローヘッジ	アルミ地金 先物買契約	5,374,173千米ドル
		アルミ地金 先物売契約	141,237千米ドル
			48,775MT
			42,175MT

当連結会計年度末における、公正価値ヘッジに係るヘッジ対象取引の帳簿価額及び帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジの影響額は以下のとおりです。

(当連結会計年度末)

リスク種類	連結財政状態計算書科目	帳簿価額 (百万円)	公正価値ヘッジの 影響累計額 (百万円)
金利変動リスク	営業債権及びその他の債権	31,527	1,485
	社債及び借入金	2,207,835	85,603

当連結会計年度末において、公正価値ヘッジを中止した取引に係る公正価値ヘッジの影響額のうち、連結財政状態計算書に残存している金額は2,574百万円です。

当連結会計年度末における、キャッシュ・フローヘッジ及び純投資ヘッジに係るその他の資本の構成要素の計上額は以下のとおりです。

(当連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ会計の種類	継続中のヘッジ関係による その他の資本の構成要素 計上額(百万円)	中止されたヘッジ関係による その他の資本の構成要素 計上額(百万円)
金利変動リスク	キャッシュ・フローヘッジ	△17,311	—
為替変動リスク	キャッシュ・フローヘッジ	△3,034	—
	純投資ヘッジ	△149,489	△3,667
商品変動リスク	キャッシュ・フローヘッジ	1,736	—

(2) 連結損益計算書及びその他の包括損益におけるヘッジの影響

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるヘッジに係る損益は以下のとおりです。

連結会社は、平成26年12月31日まではIFRS第9号「金融商品」（平成23年12月改訂）、平成27年1月1日からはIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）をそれぞれ早期適用しており、当連結会計年度におけるヘッジに係る損益には双方の基準書に基づく会計処理が含まれていますが、影響は軽微です。

(前連結会計年度末)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	△14,230	14,222
外国為替契約	その他の損益－純額	△1,360	1,346

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分 (百万円)
金利契約	7,567	金融費用	△247
外国為替契約	△23,456	その他の損益－純額	△13,668
コモディティ契約	△245	収益及び原価	△28

前連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。また、前連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、期首における「その他の資本の構成要素」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

前連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

(当連結会計年度末)

公正価値ヘッジ

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
金利変動リスク	17,014	△17,004
為替変動リスク	△964	963

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は「その他の損益－純額」です。

キャッシュ・フローヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分 (百万円)
金利変動リスク	△3,878	金融費用	△2,369
為替変動リスク	△3,065	その他の損益－純額	△426
商品相場変動リスク	720	収益及び原価	△426

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」とおりです。

当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了したものはありません。

その他の資本の構成要素及びその他の包括利益の内訳の詳細については注記22をご参照ください。

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額に重要性はありません。

純投資ヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分 (百万円)
為替変動リスク	△97,274	有価証券損益	△14,502

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」とおりです。

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
為替変動リスク	△106,542	104,353

33. 金融商品に関連するリスク管理

連結会社におけるリスク種類別の管理戦略は以下のとおりです。なお、それぞれのリスクに関するヘッジ活動の詳細については注記32をご参照ください。

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されています。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しています。金利スワップは、多くの場合、固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付金融資産・負債を固定金利付金融資産・負債に変換するために利用しています。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における有利子負債総額は、それぞれ6兆758億円及び6兆3,490億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることとなります。また、純粋に金利の変動リスクに晒されている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、受取配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。ただし、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、当社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM (Asset Liability Management) 委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、金利が1%上昇又は下落すると仮定した場合の当期純利益及び資本合計への影響額は重要ではありません。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されています。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しています。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しています。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、豪ドル、ユーロです。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、日本円が1円円高になると仮定した場合の資本合計の減少額の概算は以下のとおりです。なお、日本円が1円円安になると仮定した場合の資本合計の増加額も同額です。

通貨	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)
米ドル	135	130
豪ドル	80	80
ユーロ	12	13

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されています。連結会社は、リスク管理戦略に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しています。これらの契約は、キャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ手段として指定されていないものの、商品相場変動による影響を有効に相殺していると判断しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ヘッジ目的以外の商品関連デリバティブ取引は原則として行っていないため、デリバティブ取引とヘッジの対象となった取引のネットポジションに係るリスクエクスポージャー、及び商品相場価格の変動による当期純利益及び資本合計への影響は重要ではありません。

株価変動リスクの管理

連結会社は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、取引先や関連会社を中心にそれぞれ約1兆4,000億円及び約1兆6,000億円（全て公正価値ベース）の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。連結会社は、リスク管理戦略に基づき、出資先ごとの公正価値や未実現損益について定期的にモニタリングを行うことにより、株価変動リスクを管理しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、株価が10%上昇又は下落すると仮定した場合、資本合計の増加額又は減少額はそれぞれ約550億円及び約720億円です。なお、連結会社が保有する市場性のある株式の大部分は注記3に記載のとおり、FVTOCIの金融資産として指定しているため、株価が10%上昇又は下落すると仮定した場合の当期純利益に与える影響額は重要ではありません。なお、期末時点における市場性のない株式に関するエクスポージャーについては、注記7をご参照ください。

信用リスクの管理

連結会社は、様々な営業取引を行うことによって取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等により損失が発生する信用リスクを負っています。連結会社は、当該リスクを管理するために、取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付制度を導入し、社内格付と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っています。連結会社の取引先は多種多様な業種や業界にわたっていますが、連結会社は、信用リスクの性質及び特徴は業種や業界に係らず、取引先の財務状態をインプットとする一定のフォーミュラにより定量化できると捉えており、測定された信用リスクの総量が、連結会社の抱える市場や為替といった他のリスクと比べて大きくないことから、業種や業界別の管理を行っていません。したがって、連結会社は原則として単一の社内制度に基づき信用リスクの管理を行っています。

連結会社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

保証及び資金供与に関する契約の額、並びに連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する担保の評価額を考慮に入れない、連結会社の金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。保証及び資金供与に関する契約の額の詳細については、注記42をご参照ください。

流動性リスクの管理

連結会社は、事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、コマーシャル・ペーパーや社債などの直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メガバンク以外に外国銀行・生命保険会社・地方銀行等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。連結ベースでの資金管理体制については、当社を中心に、国内外の金融子会社、海外現地法人等において集中して資金調達を行い、子会社へ資金供給するというグループファイナンス方針を原則としています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、金融負債（ファイナンス・リースに係る債務を除く）の支払期限別の内訳は以下のとおりです。なお、公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整は含まれていません。ファイナンス・リースにかかる債務の支払期限別の内訳については、注記35をご参照ください。

（前連結会計年度末）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
社債及び借入金	1,379,832	2,521,170	2,103,649	6,004,651
営業債務及びその他の 債務	2,644,872	57,266	14,134	2,716,272
その他の金融負債 (デリバティブ)	110,557	30,918	2,048	143,523
金融保証契約	174,710	166,072	141,652	482,434

（当連結会計年度末）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
社債及び借入金	1,512,288	2,472,153	2,276,375	6,260,816
営業債務及びその他の 債務	2,465,074	44,792	21,638	2,531,504
その他の金融負債 (デリバティブ)	161,916	22,188	3,663	187,767
金融保証契約	410,396	91,800	133,007	635,203

連結会社は、様々な銀行との間で融資与信枠を設定しており、協調融資枠や当座借越契約を含む未使用融資与信枠は、前連結会計年度末において短期971,265百万円及び長期669,266百万円、当連結会計年度末において短期923,507百万円及び長期648,769百万円となっています。

また、上記の協調融資枠には、当連結会計年度末において、当社が保有している円建協調融資枠510,000百万円、国内連結子会社が保有している円建協調融資枠90,000百万円、及び当社及び海外連結子会社が保有している外貨建協調融資枠として、主要通貨1,000百万米ドル、ソフトカレンシー300百万米ドル相当が含まれています。当社及び国内外の連結子会社は協調融資枠の保有にあたり、一定の財務制限の維持を求められています。

当社は平成31年12月に契約満期を迎える上記の長期未使用融資与信枠、合計410,000百万円を、主に商業・ペーパーの償還資金が不足した時に使用することとしています。この商業・ペーパーは、当社の運転資金及びその他一般資金需要に充当すべく発行しているものであり、本未使用融資与信枠を背景にした商業・ペーパーの当連結会計年度末の残高は10,000百万円となっています。なお、前連結会計年度末の残高はありません。

34. 金融商品の譲渡

前連結会計年度及び当連結会計年度において生じた主な金融資産の譲渡は以下のとおりです。

連結会社は、500百万ユーロ(65,160百万円)の債権売却用ファシリティーを設定し、契約上適格な貸付債権を第三者へ譲渡しています。当該ファシリティーにより、連結会社は、平成25年7月以降3年間に渡り使用残高500百万ユーロ(65,160百万円)を最大値として継続的に債権を譲渡することが可能になります。上記使用残高は第三者への割引後の金額となります。なお、連結会社は、譲渡資産である貸付債権からの将来の利息収入のうち一部を受け取る権利を有するとともに、譲渡先の第三者に対して現金預託及び保証差入を行っており、ファシリティー使用残高全体の一定割合を上限として信用リスクを負担しています。また、連結会社は、サービサーとして、貸付債権の利息及び元本の回収を行います。

連結会社は譲渡資産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを第三者に移転したことから譲渡資産の認識の中止を行い、本譲渡取引を売却処理しています。前連結会計年度及び当連結会計年度に実施した本譲渡取引は以下のとおりです。なお、本譲渡取引により認識した売却益に重要性はありません。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
売却処理された貸付債権の累計額	92,173	26,972
受領した譲渡対価の累計額	91,804	26,864

連結会社は、貸付債権譲渡時点及び期末時点で、将来の利息収入の一部を受け取る権利を公正価値により評価し、営業債権及びその他の債権(流動及び非流動)に計上しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した当該資産の累計額及び当該資産に関連して受け取った収入に重要性はありません。

また、連結会社は、貸付債権譲渡時点及び期末時点で、負担する譲渡資産の信用リスク及び貸付債権の回収業務に関するサービス負債を計上していますが、前連結会計年度及び当連結会計年度の本譲渡取引により計上した当該負債に重要性はありません。

上記の資産・負債はいずれも継続的に上記と同様の方法により公正価値により評価し、公正価値の変動はその他の損益一純額として認識しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、当該取引に関連する上記の主な残高は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
譲渡対象債権残高	70,868	62,833
将来の利息収入に関する公正価値	3,279	2,898
損失の最大エクスポージャーの金額	9,544	8,780

なお、譲渡対象債権残高は、本譲渡取引により売却処理された貸付債権の期末残高です。また、損失の最大エクスポージャーの金額は、連結会社が第三者に対して行っている現金預託及び保証差入の合計金額となり、前連結会計年度及び当連結会計年度に発生した信用損失の負担はありません。

35. リース取引

(1) 賃借人としてのリース取引

賃借人としてのファイナンス・リース取引

連結会社は、機械装置及び不動産などをファイナンス・リースにより賃借しています。一部の賃貸契約には、更新及び購入選択権があります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ファイナンス・リースにより賃借している資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
建物	4,157	3,445
機械及び装置	21,514	23,244
船舶及び車輛	4,574	3,541
合計	30,245	30,230

ファイナンス・リースに係る債務は、連結財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に含まれています。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ファイナンス・リースに係る将来最低支払リース料の支払期間別内訳並びに現在価値の構成要素は、以下のとおりです。

	将来最低支払リース料		将来最低支払リース料の現在価値	
	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
1年以内	14,545	13,728	14,357	13,580
1年超5年以内	31,986	31,827	30,104	30,344
5年超	14,383	11,175	12,372	9,837
小計	60,914	56,730	56,833	53,761
控除：利息相当額	△4,081	△2,969		
ファイナンス・リース債務 (将来最低支払リース料総額の 現在価値)	56,833	53,761		

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、転貸リースに係る将来最低受取リース料は、それぞれ26,605百万円、24,789百万円であり、上記の金額から控除されていません。

賃借人としてのオペレーティング・リース取引

連結会社は、オフィスビル等をオペレーティング・リースの形態で賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において費用計上したリース料合計額は、それぞれ90,517百万円及び97,419百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度における転貸受取りリース料は、それぞれ25,703百万円及び29,946百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低支払リース料の支払期間別内訳は以下のとおりです。なお、前連結会計年度末、当連結会計年度末における解約不能な転貸リースに係る将来最低受取りリース料は、それぞれ60,990百万円、57,640百万円であり、以下の金額から控除されていません。

	将来最低支払リース料	
	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
1年以内	54,084	62,170
1年超5年以内	133,007	145,870
5年超	74,897	77,630
合計	261,988	285,670

(2) 貸貸人としてのリース取引

貸貸人としてのファイナンス・リース取引

連結会社は、車輛、船舶、その他の産業用機械及び装置をファイナンス・リースの形態で貸貸しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるファイナンス・リースに係る債権は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれており、受取期間別の将来最低受取リース料及びその現在価値、ファイナンス・リースに係る債権残高の構成要素は以下のとおりです。

	ファイナンス・リースに係る 債権残高の構成要素		将来最低受取リース料の現在価値	
	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
将来最低受取リース料				
1年以内	182,002	187,537	170,177	176,382
1年超5年以内	313,226	362,217	268,640	310,237
5年超	104,624	101,309	78,443	75,271
小計	599,852	651,063	517,260	561,890
見積無保証残存価値	1,084	1,237		
リース投資未回収総額	600,936	652,300		
控除：未実現リース利益	△82,592	△89,173		
ファイナンス・リース債権	518,344	563,127		
控除：貸倒引当金	△8,034	△16,872		
ファイナンス・リースに係る 債権残高(貸倒引当金控除後)	510,310	546,255		

受取期間別の将来最低受取リース料には偶発受取リース料は含まれていません。

貸貸人としてのオペレーティング・リース取引

連結会社は、航空機、船舶及びその他の産業用機械をオペレーティング・リースの形態で貸貸しています。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低受取リース料の受取期間別の内訳は、以下のとおりです。

	最低受取リース料	
	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
1年以内	73,291	64,519
1年超5年以内	181,945	162,950
5年超	132,793	112,013
合計	388,029	339,482

36. サービス・コンセッション契約

連結会社は豪州において、水道局等の公的機関との契約に基づいて、上下水道から再生水、海水淡水化まで、公共施設(インフラストラクチャー)の設計、施工、運営・管理などを総合的に展開し、一般利用者から産業向けに幅広いサービスを提供しています。連結会社は当該サービス・コンセッション契約に基づき、公共施設(インフラストラクチャー)を使用し、公共サービスを提供する権利を公的機関より委譲されています。

サービス・コンセッション契約終了時点において、公共施設を引き渡す義務を負っている等の理由により、公的機関が実質的に公共施設に対する重要な残余持分を支配している場合にはIFRIC第12号「サービス・コンセッション契約」を適用しています。また、プロジェクトの中には契約期間の更新が可能である場合がありますが、連結財務諸表に対して重要な影響はありません。当連結会計年度末における主要なサービス・コンセッション契約の残存期間は5年～19年です。

37. キャッシュ・フロー情報

連結キャッシュ・フロー計算書についての補足情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
事業の取得		
取得の対価(現金及び現金同等物)		
取得の対価の総額	41,017	157,509
取得した事業の現金及び現金同等物	4,390	3,060
取得の対価(取得した事業の現金及び現金同等物控除後)	36,627	154,449
取得資産の公正価値(現金及び現金同等物を除く)		
営業債権及びその他の債権	33,052	22,584
たな卸資産	27,241	11,428
生物資産	610	60,844
有形固定資産及び投資不動産	24,237	35,919
無形資産及びのれん	28,663	121,513
その他	17,177	4,863
取得資産計	130,980	257,151
引受負債の公正価値		
社債及び借入金	43,865	50,702
営業債務及びその他の債務	21,959	17,413
その他	12,351	35,922
引受負債計	78,175	104,037
キャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動		
支配の喪失に伴い認識した資産		
持分法で会計処理される投資	5,672	22,753
貸付金	2,491	90,827
ファイナンス・リース契約によるリース資産の増加	4,715	2,023

1. 前連結会計年度及び当連結会計年度において取得した主な事業の詳細は注記5もご参照ください。
2. 当連結会計年度において認識したキャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動の貸付金には、注記39に記載の航空機事業の一部売却の対価である貸付金を含んでいます。
3. 上記のほか、当連結会計年度においてキャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動として、支配の喪失に伴い「その他の投資」16,200百万円を認識しています。

38. 連結子会社

支配の喪失に至らない連結子会社の所有持分の変動

前連結会計年度及び当連結会計年度において、支配の喪失に至らない連結子会社に対する所有持分の変動が、当社の所有者に帰属する持分に与える影響に重要性はありません。

連結子会社の支配喪失に伴う損益

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結子会社の支配喪失に伴う所有持分の変動について認識した損益(税効果前)は、それぞれ15,702百万円及び19,689百万円であり、連結損益計算書上、「有価証券損益」に計上されています。このうち、前連結会計年度及び当連結会計年度において、残存保有持分を公正価値で再測定することにより認識した損益(税効果前)は、それぞれ6,832百万円及び17,652百万円です。

39. ジョイント・アレンジメント(共同支配の取決め)及び関連会社

(1) 企業の議決権の過半を保有しているが支配していないと判断している企業

MI Berau B.V. (MI Berau社)

連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社(オランダ企業)の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社(以下「インペックス社」)が株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されています。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はMI Berau社に対して持分法を適用しています。

Sulawesi LNG Development Ltd. (Sulawesi LNG Development社)

連結会社は、Donggi Senoro LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に出資しているSulawesi LNG Development社(イギリス企業)の株式を75%保有しており、韓国ガス公社が株式を25%保有しています。韓国ガス公社との株主間協定書において、Sulawesi LNG Development社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、韓国ガス公社の同意を必要とする旨が規定されています。株主間協定書にて付与された権利により、韓国ガス公社はSulawesi LNG Development社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はSulawesi LNG Development社に対して持分法を適用しています。

(2) ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分の変動額

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当期純利益	90,281	99,129	78,075	104,689
その他の包括利益	32,045	4,924	70,106	39,377
包括利益合計	122,326	104,053	148,181	144,066

持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益

当連結会計年度において、連結会社が32.4%出資する株式会社ローソン宛投資について、同社株式の市場価格が堅調に推移していること等を背景として、過年度の減損損失累計額84,517百万円を全額戻入れています。

連結会社は、同社宛の投資を独立した資金生成単位として減損戻入れの評価を行っており、市場価格(レベル1)による処分コスト控除後の公正価値が、減損損失累計額を全額戻入れた帳簿価額を上回ったものです。減損戻入れに伴う利益は、生活産業セグメントにおける連結損益計算書の「持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益」に含めています。

(3) 連結会社とジョイント・ベンチャー及び関連会社との間の物品及びサービスの授受

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
物品の販売／サービスの提供	465,897	391,737	1,015,869	1,137,568
物品の購入／サービスの受領	610,063	328,778	891,353	946,228

(4) 連結会社のジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する資産及び負債の残高

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
(資産)				
営業債権等	53,003	50,773	153,704	154,159
貸付金等	53,997	106,404	130,355	81,221
(負債)				
営業債務等	111,223	50,469	94,351	141,494

上記のほか、ジョイント・ベンチャーに対して前連結会計年度末及び当連結会計年度末にそれぞれ44,934百万円及び149,416百万円、関連会社に対して、402,779百万円及び382,815百万円の信用保証を行っています。また、ジョイント・ベンチャーに対し234,696百万円及び254,687百万円、関連会社に対し471,287百万円及び472,506百万円の買付契約残高があります。

キャメロンLNGプロジェクト

米国ルイジアナ州のCameron LNG, LLC (以下「CLNG」) を事業主体とする天然ガス液化事業 (キャメロンLNGプロジェクト) への投資に関し、連結会社は平成30年を予定しているCLNGの商業生産開始後、20年間にわたる年間約400万トンの天然ガス液化能力を確保するに至り、同時にCLNGに対して天然ガス液化委託費用を支払う義務が生じています。なお、連結会社はCLNGから引き取る予定のLNGの大部分について、既に日本を中心としたアジア新興市場等の需要家と長期の販売契約を締結しています。

Vermillion Aviation Holdings社への航空機事業売却

新産業金融事業セグメントの連結子会社である株式会社MCアビエーション・パートナーズ (以下「MCAP」) が40%出資する関連会社 Vermillion Aviation Holdings社 (以下「VAH」) に対して、当連結会計年度に航空機12機を含むMCAPの一部事業を現金5百万円及び貸付金58,942百万円を対価として譲渡しました。なお、当該貸付金は当連結会計年度中に全額回収しています。

また、その後当連結会計年度においてMCAPが保有する航空機2機を16,424百万円でVAHに売却しました。

40. ストラクチャード・エンティティ

連結会社は、ストラクチャード・エンティティに対する関与について検討し、ストラクチャード・エンティティに対して支配を有しているかどうかを判定します。連結会社が、ストラクチャード・エンティティのリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指示する権限を有し、かつ、ストラクチャード・エンティティにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有する場合には、連結会社は、当該ストラクチャード・エンティティを支配する者に該当するものと判定し、当該ストラクチャード・エンティティを連結しています。

非連結のストラクチャード・エンティティ

連結会社が支配していないことから連結していないストラクチャード・エンティティは、様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンス及び不動産関連事業を遂行するための事業体があります。これらのストラクチャード・エンティティは、主として借入により資金調達を行っており、連結会社は、投資、保証、又は貸付という形態により関与し、投資リスク及び信用リスクにさらされています。

連結していないストラクチャード・エンティティの資産合計は、前連結会計年度末において、インフラ関連177,389百万円、不動産関連301,233百万円、その他資源関連や船舶関連などで198,179百万円であり、当連結会計年度末において、インフラ関連158,789百万円、不動産関連153,734百万円、その他資源関連や船舶関連などで258,330百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財政状態計算書に認識したこれらのストラクチャード・エンティティに係る資産合計及び負債合計、並びに連結会社がこれらのストラクチャード・エンティティへの関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報に基づきます。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
連結財政状態計算書に認識したこれらのストラクチャード・エンティティに係る資産合計	89,514	70,567
連結財政状態計算書に認識したこれらのストラクチャード・エンティティに係る負債合計	315	379
想定最大損失額	93,384	73,315

連結財政状態計算書に認識したストラクチャード・エンティティに係る資産合計のうち、主なものは「営業債権及びその他の債権」（流動資産、非流動資産）及び「持分法で会計処理される投資」であり、負債合計のうち、主なものは「営業債務及びその他の債務」（流動負債）及び「繰延税金負債」です。

想定最大損失額には、当該ストラクチャード・エンティティに対する信用保証が含まれていることなどにより、連結財政状態計算書に認識したストラクチャード・エンティティに係る資産合計との間に差異が生じています。なお、想定最大損失額は、ストラクチャード・エンティティへの関与から通常見込まれる損失見込額とは関係なく、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

41. 経営幹部との取引

役員報酬

当社取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
月例報酬	893	777
賞与	220	250
積立型退任時報酬	127	119
ストックオプション	361	382
合計	1,601	1,528

1. 積立型退任時報酬は、各取締役の1年間の職務執行に対する報酬の一定額を、退任時報酬として、毎年積み立てているものであり、実際の支給は取締役退任後となります。
2. また、ストックオプションについては、当連結会計年度に会計処理(費用計上)した額を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。

42. 契約及び偶発負債

(1) 契約

連結会社は、資金供与に関する契約(ローン・コミットメント)を締結しており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における契約残高はそれぞれ6,028百万円及び3,796百万円です。

(2) 保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっています。そうした保証は持分法適用会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、金融保証又は取引履行保証の形態により、顧客や取引先、及び持分法適用会社に対して信用保証を行っており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における信用保証に係る保証残高及び保証極度額は以下のとおりです。

		前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融保証	保証残高	482,434	635,203
	保証極度額	823,797	1,105,820
取引履行保証	保証残高	279,881	242,035
	保証極度額	279,881	242,035

これらの信用保証は、顧客や取引先、及び持分法適用会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としています。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成52年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は持分法適用会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っています。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、再保証又は担保資産により担保されている残高の合計額は、それぞれ、金融保証1,087百万円及び4,250百万円、取引履行保証154,390百万円及び136,780百万円です。また、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ4,709百万円及び20,373百万円です。

当連結会計年度末において、負債計上しているものを除き、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

豪州におけるLNGプロジェクト

豪州のLNGプロジェクトへの参画及び開発に関連し、当該LNGプロジェクトの権益の一部を保有する当社の持分法適用会社は、事業推進に係る必要資金の一部として、1,927百万米ドルを限度とする融資契約を銀行と締結しており、当社は本事業に参画した他の事業者とともに、当持分法適用会社の融資の返済を同銀行に対して保証しています。当連結会計年度末における当社の保証額は、最大1,533百万米ドルで、「金融保証極度額」に含まれています。なお、当連結会計年度末での融資実行額の内、当社保証額は、823百万米ドルで、「金融保証残高」に含まれています。

また、当社は、本事業に参画した他の事業者とともに、当該LNGプロジェクトの他権益保有者に対して、権益購入代金の支払、及び共同操業協定上の資金拠出義務に関する履行保証を連帯保証形式で差し入れています。当連結会計年度末における保証総額は、1,593百万米ドル相当と算定しており、プロジェクト契約締結をもって同金額の保証債務が発生したとの考え方にに基づき、「取引履行保証極度額」及び「取引履行保証残高」にそれぞれ同額を含めています。

履行保証の対象債務には、前述の返済保証している融資金を原資とする支払予定分も含んでいます。したがって、保証極度額においては、当持分法適用会社が融資実行を受け、プロジェクトに対して資金の払込みを行えば、履行保証に係る極度額はその分減少し、融資返済保証に係る極度額のみが残ることとなります。また、その場合、保証残高においては、履行保証に係る残高が同額減少する一方、その見合いで融資返済保証に係る残高が増加することとなります。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上していません。

(3) 訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えています。

43. 重要な後発事象

連結会社は、後発事象を平成27年6月19日まで評価しています。

自己株式取得

平成27年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得することを、以下のとおり決議しました。

取得の内容

1. 取得する株式の種類 : 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 : 4,500万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.8%)
3. 株式の取得価額の総額 : 1,000億円を上限とする
4. 取得する期間 : 平成27年5月11日～平成27年8月31日

ストックオプション

平成27年5月15日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員及び理事に対して、以下のとおりのストックオプションを割当ててことを決議しました。

平成27年度新株予約権Aプラン(株式報酬型ストックオプション)

1. 付与株式総数 : 当社普通株式25,100株を上限とする
2. 権利行使価格 : 1株当たり1円
3. 権利行使期間 : 平成27年6月2日～平成56年6月2日

平成27年度新株予約権Bプラン(株式報酬型ストックオプション)

1. 付与株式総数 : 当社普通株式476,500株を上限とする
2. 権利行使価格 : 1株当たり1円
3. 権利行使期間 : 平成27年6月2日～平成57年6月1日

配当

平成27年6月19日開催の定時株主総会において、平成27年3月31日現在の株主に対し、1株当たり30円、総額48,613百万円の現金配当を行うことが決議されました。

LNG関連銘柄の受取配当金

連結会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、LNG関連銘柄からの配当を金融収益としてそれぞれ1,194億円、1,163億円計上しています。平成27年4月1日以降にこれらのうち一部の権益が失効しましたが、当該権益の一部を延長する契約を有償で締結しています。

44. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、平成27年6月19日に取締役会によって承認されています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
収益 (百万円)	1,894,465	3,804,036	5,844,124	7,669,489
税引前利益金額 (百万円)	147,247	345,359	423,212	574,722
当社の所有者に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	110,057	255,054	315,318	400,574
1株当たり当社の所有者に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (円)	66.96	156.33	193.73	246.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社の所有者に帰属する 四半期純利益金額 (円)	66.96	89.52	37.20	52.62

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	698,246	1,048,336
受取手形	※1 61,298	※1 69,516
売掛金	※1 1,077,196	※1 971,509
有価証券	※4 143,240	66,259
商品及び貯蔵品	268,522	215,634
販売用不動産	31,572	9,386
前渡金	171,963	181,483
未収入金	※1 149,525	※1 130,979
短期貸付金	※1 575,690	※1,※4 794,044
繰延税金資産	32,534	18,033
その他	※1 70,308	※1,※4 67,047
貸倒引当金	△3,085	△4,412
流動資産合計	3,277,013	3,567,818
固定資産		
有形固定資産		
貸貸業用固定資産	※2 152	—
建物及び構築物	38,358	37,856
土地	85,968	85,948
建設仮勘定	578	1,416
その他	4,449	5,349
有形固定資産合計	129,507	130,571
無形固定資産		
ソフトウェア	25,045	37,413
ソフトウェア仮勘定	19,048	6,490
その他	1,060	983
無形固定資産合計	45,154	44,888
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 953,130	※4 1,082,880
関係会社株式	※4 2,539,267	※4 2,706,451
その他の関係会社有価証券	127,163	99,466
出資金	23,401	28,470
関係会社出資金	※4 135,538	※4 134,855
長期貸付金	※1,※4 646,314	※1,※4 359,061
固定化営業債権	※1,※3 8,854	※1,※3 11,274
長期前払費用	65,150	64,467
その他	24,827	※4 32,698
貸倒引当金	△14,291	△14,724
投資その他の資産合計	4,509,357	4,504,902
固定資産合計	4,684,019	4,680,362
繰延資産		
社債発行費	1,732	1,624
繰延資産合計	1,732	1,624
資産合計	7,962,764	8,249,804

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※1 77,234	※1 76,811
買掛金	※1 819,111	※1 729,769
短期借入金	※1 325,857	※1 310,967
コマーシャル・ペーパー	—	10,000
1年内償還予定の社債	60,000	155,081
未払金	※1 185,809	※1 247,277
未払費用	38,784	44,061
前受金	181,880	190,102
預り金	※1 33,454	※1 40,583
役員賞与引当金	190	386
その他	※1 78,076	※1 54,481
流動負債合計	1,800,398	1,859,521
固定負債		
長期借入金	2,594,576	2,640,570
社債	954,139	946,531
退職給付引当金	2,684	2,544
役員退職慰労引当金	2,120	2,109
債務保証損失引当金	15,063	64,167
特別修繕引当金	367	457
環境対策引当金	11,374	11,536
貸借契約引当金	6,449	7,020
繰延税金負債	42,373	3,631
資産除去債務	1,651	1,679
その他	13,446	19,510
固定負債合計	3,644,247	3,699,758
負債合計	5,444,645	5,559,280
純資産の部		
株主資本		
資本金	204,446	204,446
資本剰余金		
資本準備金	214,161	214,161
資本剰余金合計	214,161	214,161
利益剰余金		
利益準備金	31,652	31,652
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	10,708	11,271
別途積立金	1,437,760	1,723,760
繰越利益剰余金	415,379	226,855
利益剰余金合計	1,895,500	1,993,539
自己株式	△14,000	△7,715
株主資本合計	2,300,108	2,404,431
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	273,841	408,764
繰延ヘッジ損益	△61,809	△128,619
評価・換算差額等合計	212,031	280,144
新株予約権	5,980	5,947
純資産合計	2,518,119	2,690,523
負債純資産合計	7,962,764	8,249,804

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	※1 7,355,181	※1 7,013,434
売上原価	※1 7,206,601	※1 6,856,561
売上総利益	148,579	156,872
販売費及び一般管理費	※2 229,652	※2 231,792
営業損失(△)	△81,072	△74,919
営業外収益		
受取利息	※1 19,088	※1 19,550
受取配当金	※1 457,970	※1 499,325
為替差益	1,673	—
固定資産売却益	635	208
投資有価証券売却益	144,498	27,378
その他	12,800	17,668
営業外収益合計	636,666	564,131
営業外費用		
支払利息	※1 17,216	※1 17,470
為替差損	—	8,475
固定資産除売却損	350	253
投資有価証券売却損	1,239	4,580
投資有価証券評価損	39,840	110,672
関係会社等貸倒損	※3 1,684	※3 48,484
その他	※1 21,097	14,502
営業外費用合計	81,427	204,438
経常利益	474,166	284,772
税引前当期純利益	474,166	284,772
法人税、住民税及び事業税	68,890	35,281
法人税等調整額	△11,409	△40,253
法人税等合計	57,480	△4,971
当期純利益	416,686	289,744

③ 【株主資本等変動計算書】

平成25年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金					
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	204,446	214,161	—	31,652	10,708	1,202,760	334,242	△17,616	1,980,354	
当期変動額										
剰余金の配当							△98,862		△98,862	
税率変更に伴う積立 金の増加									—	
別途積立金の積立						235,000	△235,000		—	
当期純利益							416,686		416,686	
自己株式の取得								△11	△11	
自己株式の処分							△1,686	3,627	1,941	
自己株式の消却									—	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	235,000	81,137	3,616	319,753	
当期末残高	204,446	214,161	—	31,652	10,708	1,437,760	415,379	△14,000	2,300,108	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	338,135	△32,000	306,134	6,070	2,292,559
当期変動額					
剰余金の配当					△98,862
税率変更に伴う積立 金の増加					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					416,686
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					1,941
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△64,294	△29,808	△94,103	△90	△94,193
当期変動額合計	△64,294	△29,808	△94,103	△90	225,560
当期末残高	273,841	△61,809	212,031	5,980	2,518,119

平成26年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金					
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	204,446	214,161	—	31,652	10,708	1,437,760	415,379	△14,000	2,300,108	
当期変動額										
剰余金の配当							△127,437		△127,437	
税率変更に伴う積立 金の増加					562		△562		—	
別途積立金の積立						286,000	△286,000		—	
当期純利益							289,744		289,744	
自己株式の取得								△60,012	△60,012	
自己株式の処分							△958	2,988	2,029	
自己株式の消却							△63,309	63,309	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									—	
当期変動額合計	—	—	—	—	562	286,000	△188,523	6,285	104,323	
当期末残高	204,446	214,161	—	31,652	11,271	1,723,760	226,855	△7,715	2,404,431	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	273,841	△61,809	212,031	5,980	2,518,119
当期変動額					
剰余金の配当					△127,437
税率変更に伴う積立 金の増加					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					289,744
自己株式の取得					△60,012
自己株式の処分					2,029
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	134,923	△66,810	68,113	△33	68,080
当期変動額合計	134,923	△66,810	68,113	△33	172,404
当期末残高	408,764	△128,619	280,144	5,947	2,690,523

【注記事項】

(重要な会計方針)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、トレーディング目的で保有するたな卸資産については時価法によっています。

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。

無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウェアについては、その利用可能期間(15年以内)に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末現在の支給見積額を計上しています。

なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は平成19年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

(5) 債務保証損失引当金

子会社等に対する債務保証の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

(6) 特別修繕引当金

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

(7) 環境対策引当金

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

(8) 賃借契約引当金

施設の賃借契約について自社利用・転売等の活用が見込めなくなったことに伴い、解約不能期間に発生する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

法人税等

連結納税制度を適用しています。

(会計方針の変更)

損益計算書における代行取引の計上方法

当社が契約の当事者とならず代理人として行う営業取引（代行取引）については、従来、商社業界における会計慣行を踏まえ、契約当事者間の取扱高を売上高、売上原価として計上していましたが、当年度より、手数料のみを売上高に計上する方法に変更しています。

この変更は、契約当事者として負担すべき重要なリスクを負わない取引に係る売上高は手数料のみで計上すべきとする産業界の理解及び会計慣行が形成されつつあることを踏まえ、明らかに重要なリスクを負担していない代行取引について、見直しを行ったものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年度については遡及適用後の財務諸表となっています。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前年度の損益計算書は、売上高、売上原価がそれぞれ2,760,908百万円減少していますが、売上総利益に影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書における金融デリバティブ収益・費用の表示方法

為替に関連するデリバティブの期末評価損益については、従来、営業外収益及び営業外費用に総額で表示していましたが、為替管理の結果を明瞭に表示するため、当年度より為替差損益に含めて純額で表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の損益計算書の組替えを行っています。

この結果、前年度の営業外収益のその他のうち29,716百万円及び営業外費用の金融デリバティブ費用のうち2,459百万円は、為替差益として組み替えて表示しています。これに伴い重要性の乏しくなった前年度の営業外費用の金融デリバティブ費用はその他に含めています。

(貸借対照表関係)

関係会社に関する項目

※1 勘定科目を区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産及び負債は次のとおりです。

	平成25年度	平成26年度
(1) 資産		
短期金銭債権	822,318百万円	985,822百万円
長期金銭債権	627,613 "	352,562 "
(2) 負債		
短期金銭債務	196,327 "	190,079 "

賃貸業用固定資産

※2 有形固定資産のうち、リース用に供しているものです。

固定化営業債権

※3 財務諸表等規則第32条第1項第10号の債権です。

担保に供している資産及び担保に係る主な債務

※4 (1) 担保に供している資産

	平成25年度	平成26年度
有価証券	30百万円	一百万円
短期貸付金	— "	29 "
投資有価証券	3,769 "	3,044 "
関係会社株式	61,021 "	67,349 "
関係会社出資金	3,348 "	3,483 "
長期貸付金	89 "	59 "
その他(注)	18,033 "	23,702 "
計	86,293 "	97,668 "

(注) 主に営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金及び敷金

(2) 担保に係る主な債務

当社の債務として該当するものではありません。

なお、担保に供している資産は、関係会社の借入金等に係るものです。

保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

平成25年度		平成26年度	
関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	530,853百万円	関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	539,366百万円
関係会社 PETRO DIAMOND COMPANY	237,372 "	関係会社 三菱商事RtMジャパン	210,802 "
関係会社 三菱商事RtMジャパン	190,911 "	関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY	167,859 "
関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY	163,619 "	関係会社 PETRO DIAMOND COMPANY	126,613 "
関係会社 MCAE EUROPE	146,598 "	関係会社 DIPO STAR FINANCE	113,911 "
関係会社 DIPO STAR FINANCE	131,117 "	関係会社 PE WHEATSTONE PTY	98,909 "
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	94,652 "	関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	86,266 "
その他	1,105,373 "	その他	1,246,122 "
計	2,600,499 "	計	2,589,853 "

(注) LNGプロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、権益購入代金の支払、共同操業協定上の資金拋出義務、天然ガス液化設備使用代金の支払に関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は798,076百万円です。上記に含まれる主なプロジェクトは北米及び豪州におけるものです。

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。

なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社及びMITSUBISHI CORPORATION FINANCEのコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として両社の債務支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを両社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。

ただし、当年度末において、両社は純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。

受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高

	平成25年度	平成26年度
受取手形割引高	97,217百万円	95,604百万円

(損益計算書関係)

関係会社に関する項目

※1 関係会社との取引に係る収益及び費用は次のとおりです。

	平成25年度	平成26年度
営業取引による取引高		
売上高	2,189,959百万円	2,079,288百万円
仕入高	2,140,724 "	1,397,915 "
営業取引以外の取引による取引高	390,392 "	405,319 "

販売費及び一般管理費

※2 販売費及び一般管理費の内訳及び金額は次のとおりです。

なお、販売費及び一般管理費に含まれる前年度及び当年度の減価償却費はそれぞれ9,167百万円及び9,764百万円です。

	平成25年度	平成26年度
貸倒引当金繰入額	1,061百万円	2,396百万円
役員報酬	1,643 "	1,550 "
執行役員報酬	1,348 "	1,455 "
従業員給与	46,976 "	47,822 "
従業員賞与	35,674 "	40,590 "
退職給付費用	22,895 "	17,493 "
福利費	10,767 "	11,180 "
地代及び家賃	6,822 "	6,921 "
事務所ほか設備費	10,604 "	10,762 "
旅費交通費	13,336 "	14,155 "
交際費	3,308 "	3,405 "
通信費	894 "	740 "
事務費	21,417 "	24,856 "
業務委託費	30,800 "	25,827 "
租税公課	2,859 "	2,544 "
広告宣伝費	1,855 "	1,694 "
寄付金	3,498 "	4,066 "
雑費	13,886 "	14,328 "
計	229,652 "	231,792 "

関係会社等貸倒損

※3 関係会社等貸倒損には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の繰入額(戻入額控除後)が含まれています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

平成25年度

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	74,264	156,503	82,239
② 関連会社株式	275,897	518,718	242,821
合計	350,161	675,222	325,060

平成26年度

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	74,264	185,989	111,725
② 関連会社株式	275,897	555,032	279,134
合計	350,161	741,021	390,859

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成25年度	平成26年度
子会社株式	1,761,500	1,940,309
関連会社株式	427,606	415,980

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成25年度	平成26年度
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,326百万円	26,451百万円
未払費用	10,191 "	11,013 "
投資有価証券評価損	92,397 "	96,732 "
販売用不動産評価減及び固定資産減損損失	833 "	651 "
繰延ヘッジ損益	34,227 "	61,241 "
その他	23,296 "	21,611 "
小計	171,272 "	217,703 "
評価性引当額	△4,367 "	△3,974 "
繰延税金資産合計	166,905 "	213,728 "
繰延税金負債		
退職給付関連費用	△8,300 "	△3,875 "
圧縮記帳積立金	△5,930 "	△5,367 "
その他有価証券評価差額金	△151,642 "	△180,653 "
その他	△10,872 "	△9,429 "
繰延税金負債合計	△176,744 "	△199,326 "
繰延税金資産(負債)の純額	△9,839 "	14,402 "
流動資産	32,534 "	18,033 "
固定負債	△42,373 "	△3,631 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成25年度	平成26年度
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
税務上の損金不算入額	0.3%	0.6%
受取配当金	△28.3%	△47.6%
外国税額	0.9%	1.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	5.2%
特定外国子会社等合算所得	0.9%	2.7%
その他	0.3%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1%	△1.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)及び、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」(平成27年東京都条例第93号)がそれぞれ平成27年3月31日、平成27年4月1日に公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については上記東京都都税条例の改正(平成27年4月1日公布)を考慮し、33.0%として見積もっています。

更に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等についても平成27年度の改正条例の計算前提を考慮し、32.2%として見積もっています。

これらの税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は14,663百万円減少し、当年度に費用計上された法人税等調整額の金額が同額増加しています。また、その他包括損益見合いの繰延税金負債

の金額（繰延税金資産の金額を控除した後の金額）は13,971百万円減少し、内訳としてその他有価証券評価差額金関連で20,396百万円減少し、繰延ヘッジ損益関連で6,425百万円増加しています。

(重要な後発事象)

自己株式取得

平成27年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得することを、以下のとおり決議しました。

取得の内容

1. 取得する株式の種類 : 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 : 4,500万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.8%)
3. 株式の取得価額の総額: 1,000億円を上限とする
4. 取得する期間 : 平成27年5月11日～平成27年8月31日

ストックオプション

平成27年5月15日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員及び理事に対して、以下のとおりのストックオプションを割当ててことを決議しました。

平成27年度新株予約権Aプラン (株式報酬型ストックオプション)

1. 付与株式総数 : 当社普通株式25,100株を上限とする
2. 権利行使価格 : 1株当たり1円
3. 権利行使期間 : 平成27年6月2日～平成56年6月2日

平成27年度新株予約権Bプラン (株式報酬型ストックオプション)

1. 付与株式総数 : 当社普通株式476,500株を上限とする
2. 権利行使価格 : 1株当たり1円
3. 権利行使期間 : 平成27年6月2日～平成57年6月1日

配当

平成27年6月19日開催の定時株主総会において、平成27年3月31日現在の株主に対し、1株当たり30円、総額48,613百万円の現金配当を行うことが決議されました。

LNG関連銘柄の受取配当金

当社は、前年度及び当年度において、LNG関連銘柄からの配当をそれぞれ1,995億円、2,134億円計上しています。平成27年4月1日以降にこれらのうち一部の権益が失効しましたが、当該権益の一部を延長する契約を有償で締結しています。

④ 【附属明細表】

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)貸借対照表及び損益計算書に係る附属明細表は次のとおりです。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	賃貸業用固定資産	881	—	881	26	—	—
	建物及び構築物	99,729	2,669	446	3,009	101,953	64,097
	土地	85,968	—	20	—	85,948	—
	建設仮勘定	578	1,088	250	—	1,416	—
	その他	21,407	2,580	647	1,638	23,340	17,991
	計	208,565	6,339	2,245	4,674	212,659	82,088
無形固定資産	ソフトウェア	48,497	19,669	9,898	7,115	58,268	20,854
	ソフトウェア仮勘定	19,048	5,828	18,386	—	6,490	—
	その他	1,390	67	33	140	1,424	440
	計	68,936	25,565	28,318	7,256	66,183	21,295

(注) 1. 「当期増加額」の内、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の主な内訳は次のとおりです。

＜ソフトウェア＞	基幹システム等ソフトウェア開発費用	18,386百万円
＜ソフトウェア仮勘定＞	基幹システム等ソフトウェア開発費用	5,828百万円

2. 「当期減少額」の内、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の主な内訳は次のとおりです。

＜ソフトウェア＞	前期において償却が完了した資産の減少	9,368百万円
＜ソフトウェア仮勘定＞	基幹システム等のソフトウェア仮勘定から ソフトウェアへの振替	18,386百万円

3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(注)1.	17,376	6,726	4,966	19,137
役員賞与引当金	190	386	190	386
退職給付引当金(注)2.	2,684	545	685	2,544
役員退職慰労引当金	2,120	—	11	2,109
債務保証損失引当金(注)3.	15,063	53,431	4,328	64,167
特別修繕引当金	367	112	21	457
環境対策引当金	11,374	228	66	11,536
貸借契約引当金	6,449	1,419	848	7,020

(注) 1. 当期減少額には、一般債権の貸倒実績率の洗い替え、個別引当金の見直し等による戻入額を含めています。

2. 従業員の早期退職制度に係るものです。従業員の早期退職制度以外の年金制度は、退職給付債務から未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用を控除した金額を年金資産が超過しているため、退職給付引当金は計上していません。
3. 当期減少額には、被保証先の財政状態の改善に伴う見直し等による戻入額を含めています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行っています。 電子公告掲載URL： http://www.mitsubishicorp.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

1. 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(平成25年度)(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月30日関東財務局長に提出

2. 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月30日関東財務局長に提出

3. 四半期報告書及び確認書

(平成26年度第1四半期)(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月14日関東財務局長に提出

(平成26年度第2四半期)(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成26年11月14日関東財務局長に提出

(平成26年度第3四半期)(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日) 平成27年2月13日関東財務局長に提出

4. 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

(平成26年度第2四半期)(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成27年2月13日関東財務局長に提出

5. 臨時報告書

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

平成26年6月23日関東財務局長に提出

(2) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書

平成26年7月29日関東財務局長に提出

6. 発行登録関係(普通社債)

(1) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成26年6月20日関東財務局長に提出

平成27年6月12日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書

平成26年6月23日関東財務局長に提出

平成26年6月23日関東財務局長に提出

平成26年6月30日関東財務局長に提出

平成26年6月30日関東財務局長に提出

平成26年7月29日関東財務局長に提出

平成26年7月29日関東財務局長に提出

平成26年8月14日関東財務局長に提出

平成26年8月14日関東財務局長に提出

平成26年11月14日関東財務局長に提出

平成26年11月14日関東財務局長に提出

平成27年2月13日関東財務局長に提出

平成27年2月13日関東財務局長に提出

平成27年5月8日関東財務局長に提出

平成27年5月25日関東財務局長に提出

平成27年6月8日関東財務局長に提出

7. 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成26年6月1日 至平成26年6月30日）平成26年7月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成26年7月1日 至平成26年7月31日）平成26年8月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成27年5月1日 至平成27年5月31日）平成27年6月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 観 恒平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田 英生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 政之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 永明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記事項について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱商事株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三菱商事株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	観	恒平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白田	英生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	政之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	永明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱商

事株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する平成26年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月19日

【会社名】 三菱商事株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 小林 健

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 常務執行役員 内野 州馬

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 関西支社
(大阪市北区梅田二丁目2番22号)
中部支社
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長 小林健及び代表取締役 常務執行役員 内野州馬は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、平成23年3月30日に企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行いました。また、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定し、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定していることを確認しました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の総資産（連結会社間債権債務消去前）及び税引前利益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結総資産及び連結税引前利益の概ね7割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として収益、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセス、投資及び貸付金等に至る業務プロセス、並びにその他の金額的重要性の高い勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月19日
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 小林 健
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 常務執行役員 内野 州馬
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 中部支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 小林健及び最高財務責任者 内野州馬は、当社の平成26年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。